

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 九 号

昭和五十年三月十八日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 塩川正十郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 佐野 進君

理事 神崎 敏雄君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 越智 通雄君

理事 近藤 鉄雄君

理事 橋口 隆君

理事 林 大幹君

理事 三塚 博君

理事 板川 正吾君

理事 加藤 清政君

理事 勝澤 芳雄君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江已記夫君

理事 玉置 一徳君

理事 出席政府委員

通商産業大臣 河本 敏夫君

通商産業政務次官 渡部 恒三君

通商産業大臣官房審議官 大園 英夫君

通商産業省立地公害局長 佐藤淳一郎君

通商産業省基礎産業局長 矢野俊比古君

資源エネルギー庁長官 増田 実君

資源エネルギー庁石油部長 左近友三郎君

委員外の出席者

資源エネルギー庁公益事業部長 大永 勇作君

中小企業庁長官 齋藤 太一君

消防庁次長 森岡 敬君

海上保安庁警備救難部長 山本 了三君

労働省労働基準局安全衛生部安全課長 野原 石松君

消防庁予防課長 永瀬 章君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

三月十八日

辞任

粕谷 茂君

田中 榮一君

深谷 隆司君

山崎 拓君

同日

辞任

越智 伊平君

片岡 清一君

林 大幹君

三塚 博君

補欠選任

越智 伊平君

三塚 博君

片岡 清一君

林 大幹君

同日

補欠選任

粕谷 茂君

深谷 隆司君

山崎 拓君

田中 榮一君

三月十七日

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

提出第四三三号
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四五五号)

○山村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 きょうは法案審議ですから、大臣の出席を求めて質問をしたいと、こう思っておったのですが、諸般の事情により大臣のいないところで質問するわけで、政務次官に質問せざるを得ないわけでございますので、政務次官ひとつ十分その辺の事情を踏まえた上で答弁をお願いしたいと思います。

そこで、まず最初に、この高圧ガス取締法の一部を改正する法律案が提案されておるわけであります。これは四十年前に改正され、さらにまたその後、液化ガスの保安確保に関する法律等々、高圧ガスに対する関心は、その事故発生をはじめ、各種のエネルギー問題の中において、その利用度が高まるにつれて関心が高まってきたわけであります。特に今日の情勢は、それ以上に、コンビナートにおける事故の続発、さらにまた輸送経路の中における事故の発生等により、いわゆる石油化学全般に対しても保安、事故防止、こういう方面に対して積極的に取り組みを要望する声が高まっております。

そういう意味におきまして、今回提案された高圧ガス取締法の一部を改正するこの趣旨については、私は基本的に賛意を表するものであります。しかしながら、この法案の内容全体を見ますと、なお幾多の欠陥を指摘せざるを得ない点等が多々

見受けられるわけでございますが、まず最初に通産大臣に質問をしたいと思っておったわけですが、先ほど来の事情で大臣まだ御出席でございせんので、政務次官にこの法律案提出に至る基本的な考え方について一点お伺いをしておきたいと思ひます。

○渡部政府委員 ただいま佐野先生から御質問をいただいたのであります。住民の安全、これは何といつても私どもの基本的な精神であります。それが御承知のように工場等が時代が進むにつれてどんどんできておりますと、そのための事故が頻発するというところで、これは何よりも住民の安全ということでの法律が準備され、先生おっしゃるようになります。いろいろ一つ一つの問題を取り上げますと御批判を受ける点があるかもしれないませんが、とにかく一日も早くこの法律を制定して、少しでも住民の不安を取り除きたい、そういうことで、いままでの客観的な条件の中で許される範囲でできるだけ知恵を凝らして、安全強化のための指導監督、教育等を強化するためにこの法律をつくったわけでありますので、何とぞ先生方の慎重なる御審議をお願いいたします。

○佐野(進)委員 それでは、具体的な問題について質問をしてみたいと思つておりました。

この法律案の提案趣旨の説明にもありますとおり、今日の情勢に対応して事業所における保安管理組織を強化するというところから、保安の確保のための自主保安の一層の推進を図ることが必要であるということが強調されておるわけでございまして、私はまず第一に局長に質問をしてみたいと思つておりました。

その一つは、化学工場等、高圧ガス事業所における保安対策について質問をしてみたいと思ひますが、安全第一主義が会社の全従業員に徹底しているかどうかという問題であります。この前、出光のコンビナートにおけるところの火災事故が発

生した直後、私は現地調査に、商工委員会の調査団という形で参加したわけでありますけれども、その中で強く感じたことは、一つの操作といふことが、一人の人の操作といふことが、勘違い、自己の判断と全く別の行為において全く逆の結果、いわゆる安全が不安全の状況に変化することを目の当たりに見たのであります。と申し上げますことは、電気を消すといふことを、電気をつけるという、スイッチの入れかえという状況の中においてその現実に遭ったわけでありますが、いわゆる保安の確保という問題の第一は、全会社、従業員を挙げて一致した一つの方針の中で十分徹底した対策がとられるという以外に、その方法がいかに機械化という形の中において処理をされようとしてもその実効を上げることが不可能であるといふことは、いままでの事故発生という形の中において幾多の事例が出ておるわけでありますが、この法案を提案するに際して、そのまず第一に、それに携わる人たちの保安の確保ということに対してどのような配慮をしておるのか、局長のひつと答弁を求めたいと思うわけであります。

○佐藤(逋)政府委員 四十八年から四十九年にかけて、コンビナートにおきましますところの化学工場の連続事故の原因をいろいろ分析してみました結果、いろいろ御指摘を受けておりますけれども、その中の非常に大きい問題といたしまして、先生の御指摘のように従業員の誤操作の問題が強く指摘されております。しかも、非常な設備産業でございまして、装置一つ誤りますとあきうような大きな事故につながりますので、この問題をいかに改善し、徹底的に絶滅をしていくかといふことが審議会におきましても非常に論争的になったわけでございます。

したがいまして、この点はわれわれも今回の法律を制定するに当たっての最も基本的な問題として認識いたしているわけでございます。法案の中にもまず第一に従業員一人一人が保安意識に徹底するといふような体制を織り込んでいきたいといふことでございまして、その一つといたしまして

ては、上は工場長から下は末端の従業員に至るまで保安教育を十分に重ねていくことを保安教育の改善という体制の中に織り込んでいきたいと考えておるわけでございます。

それから、いろいろ注意してやっておりましても、やはり災害といふものはある程度やむを得ず起きる場合も想定せざるを得ませんので、そういうことになった場合の危害予防規程を従来にも増して相当強化いたしまして、しかも日進月歩の産業でございまして、こういう技術革新を十分に織り込んだ形で危害予防規程の制定という意味から、第三者のチェックを十分受けさせるという仕組みも考えておるわけでございます。この辺の両面をあわせて、上は経営者のトップから末端に至るまで先生御指摘の精神を十分に企業の中に入れてまいりたい、こう考えております。

○佐野(進)委員 この高圧ガスの取り締まりに関しては、国際的な標準として、安全第一、品質第二、生産第三、こういうようなことが言われておるわけでありましても、しかし実際上の各企業の内容をそれぞれ分析いたしますと、高圧ガスそのものに対する事故は、幸いと申しましようか、コンビナートの状況の中においても比較的安全性が保たれておりますが、しかしこのガスの事故がもし石油タンクと同じような状況の中で発生したとするならば、これははかり知れざる災害を石油タンクの比でない状況の中において発生する可能性を持つわけでありまして、したがって、そういう面におきましては、特にこの国際的な標準にマッチした形におけるところの処理という取り扱いというか、そういう点について積極的な指導、いわゆる法律に基づくところの行政指導といふものが強化されていかなければならなかつた。しかし、現実の問題としてはなかなかそこまですべていいないという状況であつたと思うのであります。

このうちのものが、この安全性といふことよりも企業を誘致する形の中においてその地域の発展を図ろうとするところに目を向け過ぎた面におけるところの条件が存在したと思うのであります。これら地域におけるところのいわゆるコンビナートだけでなく、その地域全体に対する安全性あるいは環境破壊を防ぐ、こういう面におけるところの取り扱いについてはどのような考えを持て今後対処していこうとするのか、この点について局長の答弁を求めます。

○佐藤(逋)政府委員 高圧ガスの関係の産業といひますのは、非常に大型でもございまして、しかもこの産業の性質上コンビナートの形を形成いたすわけでございまして、その意味におきましては、地域に對しまして、保安の面あるいは雇用の面、あるいは経済面に及ぼす影響は非常に大きくなつてまいっておるわけでございます。そういう意味から、やはり地域との協調、融和なくしては、この産業の安全なしかも円滑な発展というものは期せられないわけでございます。ただ、この産業の歴史というものは、まだ十四、五年の非常に浅い年月しかたつておりませんので、企業のあり方にしましてもわれわれの監督の体制にいたしましていろいろ不十分な点がまだまだあつたわけでございます。その辺をいかに確立していくかといふことがいろいろ問題になつておるわけでございます。

それで、特にいま先生が御指摘になりました地域との協調の一つの問題点といたしまして、環境を破壊しないようにやつてもらふといふことでございまして、これにつきましては、立地の問題から、特にコンビナート地域の立地につきましましては、昨年国会におきまして工場立地法というものを制定していただきました。この中におきまして、特にこういう集合地帯の地域の工場立地につきましましては、十分に緑地帯を置くとかいふことの整合性のある工場のレイアウトを考えつつ、もちろん大気汚染とか水質汚濁等につきましますところの排出基準については十分に守らせるといふことを頭に置

きながらいろいろ施策としてやつておるわけでございます。

そういうことで、公害の問題につきましましてはいろいろ配慮いたしておりますが、さらに保安の問題につきましましては、特に一たび事故が起きると、地域住民に非常に不安を与える要因がいろいろございまして、この辺につきましましては今度の法律改正の中におきまして、設備面あるいは教育の面等々、いろいろ一昨年来の事故を教訓といたしまして盛り込んだわけでございますけれども、一方われわれ国といたしまして、監督する体制といたしまして、十分にこの新しい情勢を踏まえまして、都道府県関係者ともどもこの問題につきましまして懸命の努力を重ねていくつもりでございます。

○佐野(進)委員 そこで、法律がそういう方向で改正されるわけでありまして、当局として積極的に対応してくれるといふことについてはそれを信用してみたいと思つておりますが、しかし企業そのものは本来高度成長の中で急激に発展を遂げた企業でありまして、企業間における競争ないし利潤追求、こういうような面からいたしまして、この持つ特質としていわゆる生産第一主義、多少の危険性を残してもより多くの生産をたいといふような形における本能的な企業の姿をいろいろの面であつては見るべきであるわけでありまして。

具体的な例を申し上げれば、水島のコンビナートの事故発生の原因を探求するに、不確定な要素に基づく建設をその資料に基づいて進めてあつたような大災害を起した、こういうような点もあるわけでありまして、そういう点をいまここで一つ一つの具体的に申し上げる時間はありませんので省略いたしますが、この種企業間における競争が、本来一体化した形の中において保安を守らなければならぬその状況に格差を生ぜしめる。特にその中においては企業秘密を守るといふような名目のもとに、保安作業要領等の具体的な部分についてはそれぞれの企業が非公開にしている、あ

るいは事故が発生した直後、その事故発生時の調査をしたりあるいはそれに対する具体的な対策をしようとする部外者の参入というか立ち入りを防ぐ、この種状況が幾多見られるわけでありますが、この法律が改正された後、これらの面に対してどのような措置をとらんとおられるか、ひとつ答弁をしていただきたいと思いますのであります。

○佐藤(連)政府委員 この産業はとくに戦後に新しく生まれた産業でございまして、しかも海外からの技術導入して発展してきたという経緯もございまして、ほかの産業に比しますと特段と海外の技術導入が多いわけではございません。そういう意味では確かにそのノウハウ等につきましては、いわゆる企業秘密的なものが十分に入っております。このことはこの産業の特性であることは事実でございますが、われわれは生産の問題はともかくといたしまして、保安の問題につきましては企業秘密はあつてはならないということを強く指導してまいっておるわけでございます。実は一昨年の事故が起つたときも、われわれはとてつとていましては事故調査委員会というもので学識経験者を入れていろいろ検討いたしました。その際にも企業の持つておられます保安関係の資料は一切出さずまして公開のもとにいろいろ議論いたしましたし、それからその原因につきましてはほかのコンビナート地区にも参考になりますように全部公開いたしております。したがって、この問題につきましては、企業秘密を越えて今後とも保安問題につきましては検討していくという態度を強く求めていきたいと思ひますし、企業側もそういう覚悟で必ずついてまいらうというふうに確信いたしておるわけでございます。特にこういう大型のコンビナートの保安問題につきましては非常に多角的な検討を要する問題が多いわけでございますし、しかも関係行政官庁が非常に多岐にわたるという問題でもございまして、特段とそういう企業秘密の壁を排除しなければ本来の目的が達し得ないという気持ちもわれわれは十分に持つておりますので、先生の御指摘の方向に沿つて対処

してまいるつもりでございます。

○佐野(進)委員 それでは、この面について、消防から出席があるようでございますので質問をしてみたいと思つてございまして、いわゆる企業秘密を初めとする幾多のコンビナートの問題について課題が残されておると思つております。いま立地公害局長からお話がありましたとおり、各省内にわたる問題があつて、この種問題に対してはきわめて不適切な処置、とまでは言わなかつたわけでございますが、われわれから見るとそのような状況が必然的にある状況の中で保安の確保を図つていかなければならない、こういうことが言われておるわけでありまして、石油タンクは消防庁、高圧ガスタンクは通産省、こういうような形の中で、しかも同じ敷地の中に並存されている、こういう状況の中において保安を確保するということがないかどうか、この点見解を明らかにしていただきたいと思つております。

○永瀬説明員 先生御指摘のように大型のコンビナート施設の中におきまして、消防法の規制の対象あるいは高圧ガスの規制の対象、その他劇毒物等の他の法令の規制対象等々が絡んでいゝことは事実でございます。その中におきまして、御指摘のごとく石油タンクにつきましては消防法の対象でございます。高圧ガスタンクにつきましては通産省の方の高圧ガス取締法の対象でございますが、この間におきましてそれぞれの安全性の確保という点についての考え方、外的に見ますと多少の差があるように見えるわけでございますが、石油が持つております危険性というものと高圧ガス施設が持つております危険性、これはある程度本質的に違ふ面がございまして、それぞれの危険性を排除する形におきましての安全の確保ということが当然必要になってまいります。この場合の災害の様態も、高圧ガスの場合には爆発という形態、これがまず第一に考えられなければならぬ事故の形態かと思ひますが、その間においてやはり同じような安全性を確保するという考え方に

立つた措置が必要でございます。でございますけれども、現段階においてこの考え方の間に全然そごがないのかという点になりますと、多少の観念の相違と申しますか、また後処置の方法の相違がございまして関係上多少の相違はございまして、一般的に申し上げますと、大体両方の考え方がマッチしているという感じではあります。(何を言っているんだかわからない)と呼ぶ者あり)

○佐野(進)委員 だから、いまの答弁を聞いてみると、結局不十分だということの一言に尽きるんじゃないか、こう思つておられます。役所の立場から答弁するんだからうまく言おうと思つて、何を言っているんだかわからないといういまのような不規則発言になると思つておられます。しかし、いずれにせよ、この法案を審議する経過の中でコンビナートの事故多発が予想され、特に保安の確保を考へながら実質的な問題としてこれ絶対大丈夫だとなかなか言えない状況の中において、そういうような不安感を私は持つておられます。

そこで、立地公害局長に聞いてみたいと思つておられますが、この事故を防ぐ一番大きな条件は、もちろんいまあなたが説明されているようにこの法律によつて一層の行政指導ないし法律的規制を強める形の中においてその措置を講ずることが一つの考えですが、やはり企業における責任の帰結が常に不明確であるというところから、冒頭私が一かというように、いわゆる安全第一か、生産第一かというように、この間に結びついていこうと思つておられます。今日事故が発生した、その責任がどこまで及ぶのか。当然、事故は主として現地で、本社ではありません。したがって、現地における取扱者にその責任がしわ寄せされて、その保安管理全般に対する総合的な責任を負うべき本社の最高責任者にはその責任は全然及ばないというところは、何といつても社会的に非常に大きな影響を与えるこの種事故に対して安易な取り組みを繰り返すという企業の体質が露呈されていっているのではないか、こう思つておられます。したがって、企業責任を追及する場合において、その

トップに対してその責任が波及することは当然であらうと思つておられますが、その責任追及についてどのようにお考えになつておられるか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思つておられます。

○佐藤(連)政府委員 今回の法律改正によりまして、保安管理組織の抜本的強化を義務づけることにいたしましたわけでございます。ただ、この法律の仕組みが、保安管理の問題でございますので、対象といたしましては工場ごとの保安管理ということに、法律の体系はなつておるわけでございます。それで、そういう法律の規制のたてまえに関連いたしますと、製造の事業を開始する場合には、会社法に許可を要するということではございません。都道府県知事がその所管にかかりまして、地域にございまして事業所に与えるということにしておるわけでございます。したがって、工場ごとには保安管理の組織を設けるというたてまえになつておりますので、責任体制についても、上は工場長から下は従業員に至るというような仕組みに一応はなつておるわけでございます。

ただ、その現場の工場におきまして、この責任体制、これにつきましては現行法律では保安につきましては作業主任者を一ないし二名置けばいいという程度でございましたが、工場一つとてみても責任体制が必ずしも十分でないということとで、今度は工場長を最高責任者にしようということとで、その点については責任体制を十分にとらせるように変えたわけでございます。ただ、先生御指摘のように、しからば社長自体の企業責任はどうするかという問題は確かに一つ残るわけでございます。これはこの法律のたてまえとしてそういう仕組みでございまして、なかなか社長そのものの法律的な責任を追及するという形にはなりませんけれども、一たびこれが事故につながりますと、大体において相当の規模でなくとも操業を相当長期間にわたつて中止しなければならぬという問題になるわけでございます。これは生産中止というものはその会社にとつ

て相当のダメージでございまして、その面からの社長の責任というものは当然追及されるわけでございまして、それから社会的責任も当然免れないというふうにわれわれ考えております。

そういうことも踏まえまして、実は四十八年の十月、それからことしの二月の二回にわたりました、通産大臣が関係コンビナートの社長を呼びまして、厳しく社長の保安に対する責任の認識を深めるよう強い指示をいたしておりますが、われわれといたしましてはそういう観点で、社長といえどもこの問題の責任は、法的にはございせんけれども、いろいろな意味の責任はあり得るもの、こういうふうにご考慮願うわけでございします。

○佐野(進)委員 政務次官、いま立地公害局長に質問したわけですが、私は立地公害局長の答弁の中にちよつと気に入らないことが幾つかあるのですが、これをやっていると時間がなくなりまして、ちよつと気に入らないところだからそれを素通りするとして、あなたにお伺いしたいのですが、結局、消防庁あるいは通産省その他いろいろな関係において、この法律が改正されようとするその置かれてある客観的な情勢の中で、企業責任を追及する、企業責任を追及する中で保安の確保を図らせる、そして事故の発生を防ぐ、こういうことが一つの流れとしてあるわけですね。

そうすると、ばくがいま質問していることは、その中で事故が起きた、結局現場の責任者、担当者責任を負つてそのあとは全然知らない顔だ。発生した事故は、発生させたその人たちのだけの問題でなくて、その影響は付近住民から、この前の水島のような場合においては相当広範囲な地域に對して被害を発生させるのです。その発生させた責任は、その現場における取扱責任者だけでなく、社長は社会的な責任を追及されるのだから、なんというところは、これは少なくとも法律を改正しあるいはこれからそれを運用し、行政指導をしようとする者の立場としては、きわめて弱い表現であらうと思つたのです。そこで、政務次官という立場におけるあなたが、この種事故が発生した

場合において企業の責任を厳しく追及する、少なくとも現場責任者でなくて今度は工場長だといふのですが、工場長も現場責任者ですよ、いわゆるトップの段階にまで責任を追及するような、そういう行政指導を含めた強力な姿勢を示す、そのことによつて全社、全従業員が一致して事故を防ぐかと思つたのですが、そういうことについて指導する気持ちがあるかどうか、法律の運用に当たつてどう対処するか、見解を聞きたいと思つたのです。

○渡部政府委員 先ほど佐野委員より、今日の時代では何といつても安全第一、品質第二、生産第三というお話がありましたが、社会的な方向がそのように進んでおることは間違いありません。そういう点で、事故を起こした場合の企業の責任というものが、一現場の者の責任だけで社会的に相済むというふうなものでないことは当然のことでありました。ただ、法律的な責任を負わせていく場合、これは法律上いろいろな問題があつて、この法律にはそこまで明記することができなかった等の事情も御了承を願ひたいのでありますが、法律で責任が明記されてないから責任がないなどという考えが今日通用するはずのものでもありませんし、あの三菱石油の水島の事故が起つて、これは現場の責任者の責任であつて社長に責任がないとか企業に責任がないなどと考えておる者はだれ一人もないのでありますから、私もそういう先生の考え方と同じ考えで、強力な行政指導を進めてまいりたいと思ひます。

○佐野(進)委員 そこで、消防庁にも一回聞きたいのですが、いまの問題に関連して、たとえば水島の事故が発生して、いま大変問題になつてゐる。そうした場合、あなたの方ではその事故の責任追及にまで取り組んでおらうと思つたわけですが、原因と結果、結果に基づいて責任、こういうことが出てくると思つたのですが、私は時間がないのは大変残念だし、また時期を改めてやらうと思つたのですが、水島の事故の原因は、タンクの亀裂か、底部の壊れたのか、あるいははしごが壊れたのか、いろいろな条件があらうと思つたのです。た

たのか、いろいろな条件があらうと思つたのです。た

たのか、いろいろな条件があらうと思つたのです。た

たのか、いろいろな条件があらうと思つたのです。た

いまして、上物と下物との相関関係、これはいすれ明らかになつてくると思ひますが、基礎をつくりました会社、この上に全般をコントロールいたしますところの総括の元請の会社もございまして、御指摘のようにやはり現在の消防法のたてまえでは責任追及の形がはつきりいたしてございせん。設置した者、三菱側だけが法令の上で表へ出ております。今後このような災害を単に設置した者だけの責任にかおせて、その基本にありまして、この工法あるいは施工の方法等についてはおつたわけにもいかないと思ひます。現在規制の形はございせんが、今後はその責任追及の方向について検討いたしてまいりたい、そしてはつきりさせたいという考え方であります。

○佐野(進)委員 この点について立地公害局長。○佐藤(淳)政府委員 水島の石油タンクの亀裂の原因につきましては……○佐野(進)委員 いや、その問題はいいんだ。それじゃなくて、この種問題が起きたときの責任追及はどうかという点。

○佐藤(淳)政府委員 かかる事故が起きた場合の責任の問題につきましては、当然その事故原因のつながる問題との絡みで決まると思ひますけれども、今回の事例を一つとてみますと、若干その辺は工事の面と材質等の問題が絡んでおるようございまして、簡単にどの辺の責任者につながないかというふうにご考慮願ひたいと思つたので、事故調査委員会の経緯を待ちましてわれわれとしても十分に勉強させていただきたいと思つております。

うことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、私は次の質問に入りたいと思ふのであります。私、もう一つのこの法律の改正の問題点としてのLPガス、一般家庭に供給されるガスの保安対策の問題について質問をしてみたいと思ふのであります。

私は、ガス事業法の一部改正の審議のときもあるいはまた液化ガスの保安に関する法律の審議の際も、この一般消費者に対する保安の知識の普及、取扱者の知識の徹底というか、その取り扱い条項に対する理解を深めるための措置、この中で発生する事故を防がなければならぬという角度で実は長時間にわたって、審議をした経験を持って、そのわけであります。その後の経過の中においても、それらの状態の中において審議した状態と今日い

八年が三百六十八件ということになっております。それで、この事故原因でございしますが、いろいろ都道府県からの報告によりますと、先生御指摘のように八〇%以上が消費者の不注意ということになっておりますが、問題は不注意ということとで済まされたい問題でございしますので、やはり末端の保安をいかに確保するかということが一番大きな問題点であろうかとわれわれ思ひまして、今回の法律改正あるいは予算面におきましても一般のユーザーの方々が事故を起こさないために、設備面あるいは工事面あるいは監督面あるいは消費者の啓蒙の問題等々につきまして、都道府県並びに高圧ガス保安協会等々の関係者を総動員いたしましてこの問題については積極的に取り組んでまいりたい、こう考えております。

○佐野(進)委員 局長、だからそういうことはもうわかっているんだよ。この法律、積極的に積極的にと言っただけじゃだめなんだよ。もう何回も私がかつて一番最初に質問したように、長時間にわたってこの問題を審議しての経過はわかつているわけだ。だから、そこで何が原因かということになると、消費者の取り扱いが不徹底だということとで事故が発生している。器具の面においてもそれぞれ器具の取り扱いについて十分知識がないことによつてそういうものが起こっているというところが私は一番大きな――業者の取り扱いが不十分だということもあるけれども、そういうことになつていく。そうすると、そういうLPGの本質とその本質に基づく取り扱いというものを十分消費者に理解させる行為が一番大切なことじゃないかということになつてくるわけですよ。一体通産当局は、消防庁を含めてでも結構ですが、どの程度の予算でこの消費者に対するPR不足に向けてPRをしておるのですか、消防庁もひとつ一緒に答えてください。

○佐藤(淳)政府委員 消費者に對します啓蒙のための手算といたしましては、四十九年度は五百万でございしますが、五十年年度は五千五百万程度を考へております。

それから、消費者啓蒙の中身といたしましては、確かに都市ガスと違つたガスの特性を持つておりまして、この特性を十分に知らしめるということがまず初歩的な非常に大事な問題でございします。来年度はこの予算を使いましてテレビ、ラジオ、新聞等を活用いたしまして一般ユーザーにPRしたいと考えておりますが、これにとどまりません。関係業界とも協力いたしまして学校の教育用の副読本にこれを採用していただく、それから学校等に壁新聞を張つていただくとか、それからポスターを張つていただくということと、これは児童生徒にも子供のときからこの觀念を植えつけていただくということにも積極的に取り組んでまいりたい、ということを考えております。

それから、何といひましても都市ガスと違つた、空気より重いかいという特性がございしますから、これに着目した、やはり特性に応じた何か機器の開発、あるいはいかにおいをつけるとか色をつけるとかということを考えていかなくちやならないということとで、高圧ガス保安協会の中に消費者保安センターを置きまして、さらに来年は神奈川県に付属研究所を設置いたしまして、この中で先ほど言いました着色それから臭それから地震が起きた場合の対策等々の具体的な問題を処理してまい、こういうつもりでございします。

○永瀬説明員 消防庁といたしましては、消防法によりますところの火災予防というものが市町村の責務になつておりますので、直接的な予算につきましましては交付税の中の一部としての算定以外計算的には出てまいりませんが、何しろ現在火災によりますところの死者の防止というのが一つの大きな問題でございまして、これに絡みましてのプロパンの事故によりますところの死者防止あるいはプロパン事故の発生防止については、たびたび通達等で徹底を図つておりますが、特に春、秋の火災予防運動のときの一つのテーマにはできるだけ取り上げるように通達等で指導いたしております。

て、地震対策のテレビのスポット予算を持つておりまして、毎週土曜日、日曜日の午前、十分程度でございしますが、連続した番組を持つております。この中で、火災予防の一環としてプロパンを数回実は取り上げております。来年におきましてもそれがお認めいただけるような形でございします。で、この中に引き続き一般火災予防とあわせてプロパンの事故防止を一般消費者を含めた国民に呼びかけていきたい、かように考えております。

○佐野(進)委員 そこで、PRが一つの大きな問題でありますから、予算の金額は通産政務次官聞いてても大変少ないと思ふので、これはひとつ後で要望したいと思ひますが、お考えおき願ひたいと思ひます。

もう一つの問題は、やはり器具の問題があらうと思ふのです。事故発生につながる問題として、器具の取り扱い、不適切な器具の供給等々、そういうことがあらうと思ふのです。私はプロパン問題についてはいささか勉強させていただいておられますので、事故が起きるたびに胸の痛むような思いになるわけですね。器具の取り扱いが簡単にホースをあけていたというだけでなくして、器具の欠陥が必然的にガス漏れを来して、その結果爆発を起す。しかも、この爆発というものは、集団住宅等においては家庭だけではなくして、上の方、奥上るわけですから、全く知らないで寝ていて、自分の過失でないのに命を落とすような人も非常に多く出るわけです。この種事故は、まさに死んだ人については、何というか、災害これに過ぐるものはないと、こう思ふわけでありまして、そのことが器具の取り扱いの不徹底ないし欠陥器具等々によつて発生したとするならば、その器具を供給した側においても、器具を取り扱った側においてもその責任は非常に大きいと思ふわけでありまして。

したがって、この点について私は二点質問をしてみたいと思ふわけですが、一つはLPGに関係して、一つは都市ガスに関係して、公益事業部長来ておるようございしますから聞いてみたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 まず、事故の発生件数でございしますが、一般家庭の事故発生件数は、四十六年が二百七十七件、四十七年が二百九十九件、四十

思うわけでありますが、LPGについては、その持つ特質性からいって、都市ガスと同じ配管、管をつなぐ、それを使っているというところはまことに不適切ではないかと思うのです。しかも、時間が長くなるに従って、ひび割れ等がゴムというものは発生してくるわけですから、その中で自然的に漏れが出てくるあるいは折り曲げる形の中においてそういう条件が発生していく、こういうことはもう都市ガスを長く利用している一般都市住民にについては常識化して、そのことは素外にないがわかるという形の中において事故を防ぎとめていくことになる。ところが、プロパンはおいがないわけでありまして、結果的に大きな事故につながっていく、こういうことになるわけであります。

そこで、立地公害局長にお尋ねをいたしたいのであります。LPGの自動車のスタンド等は、供給するとき、私も見に行つたんですが、曲がないんです。タンクから自動車へ結びつける際、最つすぐに行つて曲がることがないわけですね。したがって、破損というものが発生する確率が極端に少なくなっているわけですね。そういうような装置を各家庭のLPGについてつけざる限り、その種配管をせざる限りこれは利用できないということになれば事故は相当防げるのではないかと、思うわけでありまして、こういう指導をする気持ちがあるかどうかということが一つであります。

もう一つは、公益事業部長にお尋ねをしたいのであります。この前墨田区のあるアパートの一室において、いま東京瓦斯がいわゆる燃料の供給のカロリーといひますか、内容を変えましてね。かつては石炭であつたけれども、今日は液化石油ガスを利用してこれを供給する、そういう形の中で不完全器具であるということで死亡したという新聞報道がなされている。その翌日は、それを不完全器具じゃなくて、取り扱ひがまずかつたのだということが言われておる。あるいはその後においては、さらにこれがまた不完全器具だとい

うように転々とその見解が変わる報道がなされておるわけですね。私も商工委員会に所属する議員としては、この点について一体どれが本当なのかというところについて非常に心を痛めながらその報道を見ておるわけでありまして、その原因がどういふところにあるのか、事業部長として調査の結果をひとつこの際報告していただきたいと思つております。

○佐藤(澤)政府委員 一般家庭におきます事故のガス漏れの中にゴムのひび割れあるいは元栓から外れておつたというような事故が相当多いことは確かでございます。それで、その対策といたしましては、確かに金属製のホースにかえるというところは非常に有効な手段でございます。聞くところによりまして、アメリカでも屋外に使用する場合は除きましてはゴムのホースの使用は禁止されておるやに聞いております。したがしまして、わが国におきまして、今後家庭におきましてでもできるだけ金属製のホースにかえていくというのを指導してまいりたいと思つております。ただ一部、これは日本独特でございまして、すき焼きなべとかそれからガスストーブを使うとかいうことで、若干移動して使う場合が例外的にあるわけでございます。この辺まで禁じられるかどうか、なかなか問題がございまして、しかしその場合であっても、ゴムのホース自体がいままでどおりでいいというふうにはわれわれも認めておりませんので、仮にそういう場合に使うゴムのホースは従来よりも肉厚を厚くするとか、ひび割れを起こさせないように品質を改善していきたいと考えております。

それから、総じて、今度LPGガス業界にでます技術センターにおきましては、一般家庭のそういう細かいゴムホースや金属ホース等々も含めて、どういふ形が一般家庭の器具に密着して有効なのか、非常にきめの細かい検討もこの場でございまして、ただ一般家庭の問題を解決してまいりたい、こう考えております。

○大永政府委員 先生御指摘の墨田区のケースで

ございまして、私もちよつと記憶が定かでないのでございますけれども、たしか比較的最近引越してきた人が調整漏れの器具、古い器具を使いまして事故になったのじゃないかというふうに記憶しておられますけれども、なお調査の上お答え申し上げます。

○佐野(進)委員 これは公益事業部長、調査の上のことです。私は当然調査してある、こう思つたのですが、やむを得ないでしょう。後でひとつ報告を求めたいと思つております。

そこで、時間が参りましたので最後の質問に入りたいと思つております。この法律改正の中心役割りを一層ひとつ強化して、この高圧ガス取締法の中心にこの法律改正の趣旨があるわけでありまして、そこで、私はそのこと自体に対しては賛成をするわけでありまして、この保安協会と国及び都道府県の行政との結びつき、これはどういふような形になるのかということでありまして、この法律の説明そのものを見てまいりまして、結局保安行政については都道府県にその業務の重点が置かれるようにも考えられるわけでありまして、保安協会がその都道府県とどのような関連を持つ形の中でその任務を遂行しようとするのか、この点についてひとつ明らかにしていただきたいと思つております。

○佐藤(澤)政府委員 高圧ガス保安協会と都道府県あるいは国との役割りの関係でございますが、国はもちろん法律を制定し、技術基準を制定いたしまして、これをもちまして都道府県が現場におきまして、この産業が他産業に比べて非常に高度の技術を要する産業でございまして、この技術基準をつくり、あるいは自主的な保安を確保していく仕組みといたしましては、相当の高度の専門家にありますところの検討を要する面がございまして、そういう面に着目いたしまして、自主的な検

討をこの保安協会にいたさせまして、それでその中から国が必要だと思われるものを吸ひ上げる、あるいはまた国が必要と思われるものについて検討をさせるという場合に活用している面が第一点でございます。

それから、第二点といたしましては、非常に高度な技術の検討を要する面がございまして、都道府県の監督官に對しましていろいろ研修等はやつておりますけれども、やはり全国的なあるいは世界的な技術の目でこれをなめるチャンスも必要でございます。そういう問題につきまして、保安協会に高度の専門家をプールしておきまして、それで都道府県の監督とあわせて随時遊動的に、機動的に現場をチェックさせるという仕組みにこの協会も使つております。

それからさらに、いろいろ今度の法律の問題になつておりますところの危害予防規程の制定の際も、これも従来のような形式的なものじゃなくて、実践的に使えるものに組みかえたいと思つておりますが、その場合も、協会の専門スタッフによるチェックによりまして都道府県の知事の許可というところにつなげる仕組みにこれを使いたい等々の仕組みを協会の役割りとして考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 まだ質問事項がたくさんあります。大臣にも聞きたいと思つたのでたくさんあるわけでありまして、時間が来ましたので質問を終わりたいと思つております。

最後に、政務次官に、いま質問を続けてきた趣旨をひとつよく判断していただいて大臣にも伝えていただきたいし、この法律運用について万全を期していただきたいということを要望して、質問を終わります。

○山村委員長 松尾信人君。

○松尾委員 最初に、消防庁にお尋ねするわけでありまして、消防庁は、一万キロリットル以上のタンク二千六百九十七基と言われておりますけれども、その総点検をやつた。

(委員長退席、塩川委員長代理着席)

都道府県に命じて総点検として、その結果がまとまったわけでありませうけれども、その結果、不等沈下のタンクも百基を超えておる。それでまた、タンク本体の改善を要するものも相当ある。付属物の補修も必要だ、防油堤も三百十八ぐらいのものはどうもまずいんじゃないか、悪い、消火設備も百三十七ぐらいはどうか、不合格、合計七百二十五カ所に欠陥が発見された、このような集計の発表をしておるわけでありませうけれども、特にその中で防油堤の欠陥三百十八カ所、このほとんどが亀裂である、こういうことでありますが、果たしてそれはどうかということですね。今回の水島事故におきまして、この防油堤というものが流出油の勢いで破壊されている、まあ役に立っていない、そういうことでありますので、その総点検の結果、どのような反省をし、どのように是正の措置をとってこられたか、これをまず聞いておきたいと思ひます。

○森岡政府委員 一月に各地方公共団体の消防機関におきまして実施をいたしました緊急総点検の結果はいま御指摘がございましたとおりでございます。その中でタンクの本体につきましては不良箇所でございますが、これは一件を除きましては若干油のにじみがあるかという程度のものでございまして、率直に申しましてそれほど致命的な欠陥とは見られないと考えております。防油堤につきましては亀裂のある箇所が三百十八見られたわけでございますが、そのほとんどは表面に若干の亀裂が生じておるといふものが多くございまして、根本的に向こう側まで突き抜けて亀裂しておるといふふうなものは見られないという状況であると考えております。

そこで、私もとりまして措置でございますが、まずタンクの本体ないしは付属物に不良箇所が認められたものにつきましては、その箇所の補修を正を消防機関から企業に對しまして直ちに指示いたしております。それから、防油堤等に亀裂がありましてのものにつきましても、コンクリート注入等によりましてその亀裂を補修は正するといふ措置を講ずることを指示いたしております。問題は不等沈下の著しいものに対する対策でございますが、不等沈下の沈下量とタンクの損傷につきながら因果関係と申しますか、その辺につきましても評価がいまいちむずかしい面がございますが、総点検をいたしました結果、一応の目安を置きまして適切な措置をとりたいということで、私どもといたしましては、沈下量とタンクの直径との比率をとりまして、それが二百分の一を超えるものにつきましては不等沈下の状況が著しいという目安を置きまして、それにつきましては油を抜いて磁粉探傷その他の非破壊検査を徹底的に行うという措置を講ずるよう指示いたしております。油抜きクリーニングをいたしましたものに若干の期間がかりますので、すでに終了したものもありまさればなお進行中のものもございしますが、いずれにいたしましても、開放検査をいたしました結果、タンク底板その他に不良箇所がありましたればその補修を正を直ちに言うというところで、そういう指示をいたしておりますので、現在、緊急点検に基づきまして措置は着々と進んでおる、かように考えております。

○松尾委員 当然、着々と進めておかないといふ事故が続々と起こるかわからない、こういう心配を非常に持ちました。これはあるマスコミの調査でございまして、巨大大コンピナート、その地域を担当する自治体の消防署が仮に石油タンクが火災になった場合にどのような力があるかという調査でございまして、これは四日市事故程度の火災が起きた場合、誘爆で大きな事故を起こさない消防力はあるかというテーマの調査であります。その質問に對しまして自信あり、このように答えたのは十一の消防当局のうち五つの消防局だけである、こういうことで現在の消防署の消防力、大コンピナートにおけるそのような防災体制というものが予算、人員いろいろな面でいま自信がない、誘爆を起こしたらお手上げだ、このようなことがこの調査の結果に出ておるわけでありませうけれども、これはやはり大きな事故につながる前提になりますので、そういう点をあなたの方は知っておるのか、知っておるならばどのような対策を考えていくのか。答えは、予算がない、そしてそういう施設を速急につくるだけの余裕がない、こういう答えが大部分でありまして、自信ありというのも大した自信はないというふうなことであります。○森岡政府委員 御承知のように市町村によりまして消防の体制に格差がございます。端的に申しますと、たとえば指定市のような大都市になりますと、人員あるいは器材、設備その他におきまして相当の力を持っております、またこういうコンピナート地域の予防警察と申しますか、予防行政におきましても相当の技術職員を擁しております。しかし、小規模町村に参りますと、その点において相当の水準の低下は否めないと申します。そういう意味合いで、私もやはり全体をいたしましてコンピナート地域の安全を確保いたしたすためには、そういう弱小の市町村におきまして消防力の拡充ということをしていきたいと思います。と申しては、御承知の通り、人員その他の経常的な経費につきましては、御承知のように地方交付税で措置いたしております。また、化学自動車その他の資器材につきましては国庫補助を行なうことでその整備を進めておるわけでございます。これらの措置につきましては昭和五十年度におきましてもかなりの増額をいたしました。それらをフルに活用いたしまして、コンピナート地域の防災対策を十分拡充してまいりたいと思ひます。

いま一つの問題は、企業の各種の防災施設設備の充実の問題でございますが、現在消防法で一定の化学自動車その他の設置を義務づけておりますけれども、これはもつと根本的に企業の防災施設に對しての内容をレベルアップしていきたい、もつと強力な施設を持つてもらうように持っていきたい、かように考えております。

第三は、市町村なり企業のほかに都道府県におきましても現在科学消防施設、特にあわ消火剤などの共同備蓄を進めておりますが、それにつきましては現在国庫補助制度もとっておりますので、それらも含めまして県、市町村、企業一体となった消防防災設備及び人員の増強を図ってまいりたい、かように考えております。

○松尾委員 ます、企業自体の防災体制、それはおっしゃるとおり進めていかなくてはなりません。が、やはり事あるときには国としましては責任を持つてやるといふことになるわけでありませうから、巨大大コンピナートの所在するところの消防局、そういうものはますます重点的に整備する、五十年で相当の予算を出して整備していく、この方向をとってもらいたい、このように思ひます。

それから、不等沈下についても先ほど言つたとおりに調べてもらつたわけでありませうけれども、そのときに高圧ガスの施設についてもあなたの方で若干調べたものがあるかどうかというのが一つ、それから通産省は四十八年十月に全国三千カ所の高圧ガス工場に對しまして抜き打ちの安全総点検をやつていらつしやるが、その結果はどうだったか。高圧ガスの関係で消防庁が何かわかつておる点があればここで発表してもらいたい、通産省の抜き打ち検査についてその結果がどうであったか、特に不等沈下の問題もそこで調べてもらいたい、その結果をあわせてここで報告してもらいたい、このように思ひます。

○森岡政府委員 市町村の消防機関の中で、特に巨大大コンピナートのありまるところにおきましては、石油タンクのほかに、同時に高圧ガス施設についても不等沈下の状況を調べたところがあるわけでございますが、私も消防法で所管いたしておりますのが石油施設でございますので、とらあえず二月中旬に報告をいたしましたのは石油タンク施設でございます。したがしまして、高圧ガス施設についての結果については、現段階ではまだ承知いたしておりません。

○佐藤(孝)政府委員 高圧ガスにつきましては、通産省の所管でございますので、三月十五日を期

限にいたしました全国一斉点検の結果を集計中でございまして、いずれ集計いたしました後でまた御説明できるかと思います。

それから、四十八年の時点で一斉点検をやったわけですが、その際タンクの不等沈下について調査したかどうかという御質問でございますが、実はこのときは相次ぐコンヒナートの事故などに火災とか爆発とかいう問題が多かったためですので、その辺に重点を置いて調査調査をいたしましたので、不等沈下については遺憾ながら調査いたしておりません。

○松尾委員　構造その他が基本的に高圧ガスの関係と油のタンクとは違うと思いますけれども、やはり不等沈下があると思うのですよ。そういう点で、問題の所在点ということで、しっかりこれはお調べになった方がいいのか、いいか、こう思います。

それから、これは運輸省関係、もう次に入りますけれども、非常に海洋汚染といえますか、海上の汚染が多い。油による汚染でありますけれども、七三年中の油による海洋汚染だけでも二千万件を超えておる。そういうことでありまして、いろいろそこには誤った操作というものがあるされて汚染につながるおる。明らかにタンクだとかパイプ等の装置それ自体の欠陥による汚染がその中で七十万件ある。これは七四年版の海上保安白書の中にあるわけでありますけれども、そういう問題もやはりしつかり解決していかなくちゃいけないと思います。

それから、日本の工場の生産設備また貯蔵設備というものが世界の最大級になっておる。いづれもそれが過密な地域に、工場自体が過密にまた立地しておる。こういうことで、非常に大きな問題を起す前提条件がそろっているわけでありますけれども、この海上保安白書におきましては「基本的な施策として、臨海工場の再配置、中継基地・パイプラインによる原油輸送システムの整備等と合わせて、巨大タンカーの入港を規制することが要請されている。」これは東京湾、伊勢湾、瀬戸内

海等が 今後ともに大型タンカーの入湾というものが大いにふえていく、そういう点で、これは当然そのようなことが指摘されておると思うのであります。

さらに、六七年十月に、運輸大臣の諮問機關でありました海上安全船員教育審議会というものが、運輸大臣に提出した答申でありますけれども、その中で、海上交通法規の整備と関連して配慮すべき事項として、海上交通というものを考慮に入れた工業立地政策の確立というものが指摘されております。「海上交通に対する影響も考慮した総合的、計画的な臨海地帯の開発と工業立地の規制」というものが第一番目に取り上げられておるわけであります。

このような答申というものがすでに六十七年十月、そのような時期になされておるわけでありますけれども、そのような答申にかかわりなく、石油精製だとか石油化学、鉄鋼等の臨海コンビナートというものが次々に建設されておる。これは通産省がどんどん推進しておるわけでありますけれども、大災害につながる大きな設備、貯蔵施設、そういうものになっておつて、海上輸送のことは全部関連がない。陸上は陸上で勝手につく。海上はそれで追われまして、輸送しなくちゃいけない。そこに無理なことがありまして、バランスが崩れてきて、事故につながつておるわけです。

でありますから、私がここで指摘したいと思ひますのは、そのような運輸省の考え方、基本的に私はりつぱだと思ひます。そういうものがいかに通産行政の中に反映されていくのか、いったのか。今後ともに従来のようなことではいかぬ。これは非常に残念だと思ひますので、ひとつそういう行政官庁の相互のつながり、大事なことはお互いに話し合つていく、これが今後の石油コンビナート等の防災体制の基本になる、こう思ひますので、運輸省並びに通産省のそういう点に対する見解、これは政務次官に通産省の方は代表してお答え願ひたい。

○渡部政府委員　ただいま松尾先生から御指摘が

あったとおり、大規模なコンビナートの安全体制ということになりますと、ひとり通産省だけの問題、あるいは運輸省だけの問題、あるいは自治省だけの問題ということにとどまらず、これは役所がそれぞれの責任、それぞれの体制を持っておりますから、これが有機的に連絡を強化していかないと、完全な安全体制がとれないということはお話のとおりでございます。実際、いろいろの問題、この前の問題等につづかりましたとき、閣議で三木総理の相互連絡強化を十分に、安全体制の万全を図るようにと考えもあり、当省といたしましても、コンビナートにおける各省の緊

密な連絡による安全強化ということのために、今後どのような方法をとるか、あるいは立法化が必要であるか、あるいはどういうシステムが必要であるか、そういうことをいま検討中であります。

○松尾委員 やつぱり相互の連絡協調、大事なことは忌憚なく話し合っている方向へ持っていく。運輸省なんかはそのような答申をちゃんともらいながら、そういう大きなことを通産省には何も言わないのですか。

○山本説明員 運輸省は、先生御指摘のとおり、四十二年十月に海上安全審議会から海上交通規制に関する法制の整備ということで答申を受けております。この答申を受けた直後、関係の官庁にはお送り申し上げて、善処方を要望いたしました。

その後、御承知のとおり、海上交通安全法を制定いたしましたして、海上交通の安全につきまして法の整備をいたしたわけでございますけれども、このほかにも、各地で臨海工場等が増設あるいは計画されました場合には、地方におきましては港長とか海上保安部長とかあるいは管区本部長とか、そういうレベルで、中央におきましては港湾審議会の場におきまして、それぞれ海上交通の安全問題から発言をいたしまして、善処を要望いたしております。

○松尾委員 次には、コンピナート防災法といま
言われておりますけれども、縦割り行政を反省し
て、そしてのおの關係官庁が責任を持つて今度

は防災をしつかりやつていこう、この機運が熟しましたて、いろいろ關係官庁が意見を持ち寄つてそれぞれいまま案を固めておる、こういうことを当委員会ででも聞いております。そのような、仮にこれがコンビナート防災法というふうなものであるとしまして、通産省はそういうものにとつていふものを盛り込んでいきたいのか、また消防庁といふものはどのような基本的な考え方をそういうものに盛つていくか、そして大きな柱といふものをどういふところでねらいを立てておるか、これを両方からひとつ考えを聞きたいということであります。

○佐藤（澤）政府委員 コンピナートの防災法の仕組みといたしまして、通産省といたしましては自治省と十分に連絡をとりながら現在事務的に相当詰めておる段階でございしますが、産業としては通産省の所管の産業が大部分でございしますので、個別産業のまず技術基準といいますが、当然やらなければならぬ技術基準については、この際改良すべきものは改良する。特にタンクと地盤等の関係等につきましては、従来技術基準としては必ずしもはつきりしてなかったわけでございますが、こういうものにつきましてはタンク、高压ガス、石油タンクも含めましてやはり技術基準というものをこの際はつきりさせるべきであらうということが第一点でございます。

それからさらに、やはりコンビナート全体として、ましての共同の一元的な、一体的な防災体制ということ、訓練の面あるいは資材の面あるいは点検等の面につきまして一体的に各省がやり得るような仕組みをこの際ぜひ確立したいということ、大体大きな考え方としてはその二点を中心にしたしまして、いま消防庁といういろいろ議論を重ねている段階でございます。

〔塩川委員長代理退席、委員長着席〕

○森岡政府委員 いわゆるコンビナートの保安防
災のための総合立法につきましては、自治省が中
心となりまして関係省庁の意見を取りまとめて素
案を作成せよという指示がございました。御案内

のように各種のコンビナートに所在いたします危険物の規制の法令が非常に広範に各種にわたっており、また各省庁の所管に分かれております。さらに、現実に防災対策を実施いたします地方公共団体におきましても、たとえば高圧ガス施設につきましては都道府県、石油タンクにつきましては市町村というふうに分かれております。それらのところをそのままにしておきまして総合的な防災体制を組めるかという、なかなかむずかしい問題があります。しかし、反面また、技術上の基準はそれぞれかなり精密な精度の高い基準を必要とされますので、その辺の調整が非常にむずかしいところがございますが、私どもといたしましては、基本的には個別の規制法につきましては先ほど通産省からお話ございましたように、各現行法令によりまして技術基準を強化していくというのを基本的な考え方として考えたらどうであろうか。したがって、その前提に立ちまして、総合的な保安防災のシステムをこの法律の中で基本的に考えていきたいと思います。

ただ、それは申しまして、現実には予防なり点検なりあるいは災害が起りましたときの対応を考えますと、やはり最も密着しております市町村ないしは消防当局というものが早急に駆けつけなければならぬわけでございますので、その辺のところは現地の第一線が整合性のとれた行動、予防、点検が行えるような仕掛け、仕組みというものは、これはやはり考えていかなければならぬのではないかと思います。

そのほかに、先ほども申し上げたことでございますが、コンビナート地域におきましてはやはり企業の保安防災の施設の拡充強化をやつていきたいと思います。同時にまた、保安防災の仕組み、体制でございますが、人員でありますとかそういう点につきましても拡充をしていく必要があるだろう。さらに、個別の事業所だけでなく、共同で保安防災組織をつくる、こういうふうな仕組みも確立していく必要があるのではないかと。さらに、事故が起りましたときの通報体制は、もっと機敏にかつ実

効が上がるような通報連絡システムを確立する。また、平常から保安点検を徹底的に行う。これは企業の自主的な点検も厳密に義務づけていくと同時に、規制いたします官庁側におきましてもいままでより以上に思い切つた点検検査を定期的に行つていく、こういう仕組みを確立したいと思ひます。

そのほか、いろいろございませうけれども、一応以上のようなことを骨子として考えております。

○山本説明員 運輸省の考え方を申し上げます。ただいま消防庁から考え方を申し上げたわけでございますけれども、運輸省といたしましてはこのコンビナート防災法の中に、陸上施設から油が海上に流れ出ないような設備なり法規なりをまず整備する、これに対して必要があれば運輸省サイドも安全に関する発言をできるようにする。

もう一点は、油が流れ出した場合に、その防除活動につきまして海上におきましては海上保安庁が主力となつて関係者を糾合いたしまして、この防除活動が効果的に行えるような体制なり設備なり整備なり、こういうものを定める。そういう基本的な考え方の方で対処いたしてまいりたい、そういうふうな考えております。

○松尾委員 いずれにしても、この縦割り行政の権限というものをもう一つ超えた大きな立場での網をかぶせていく、こういうような基本的な姿勢を、それぞれいまお答えになりました三省の中できちつとやつていかないと、自分の権限を力説するといふようなことでは大きな網を張れない、こう思ひます。そういう意味において、これはやはりばな防災法をひとつつづつてまいりたい。

なお、それに関連するわけでありますけれども、水島事故並びに瀬戸内海の汚染といふことを真剣に討議してまいりました日本弁護士連合会、ここで工業基地港湾環境保全法、そのような立場から法律が必要である、このようなことが指摘されておるわけでありませうけれども、これは基地の防災法とこのような立場で述べられておる工業基地港湾環境保全法といふものの関連といふものは、

当然なくてははいけないうし、そういう点についてまず通産省はどのように考えておるか。大臣にもその意見書といふものか、考えといふものは差し上げてあるといふようなことを聞いておるわけでありませうけれども、ごらんになったかどうか、それに対してコンビナート防災法とのつながりといふものをどのように考えていらつしやるか、聞いておきたい。

○佐藤(彦)政府委員 日弁連でおつくりになりました報告書につきましては、いろいろ今回の水島事故を反省いたしまして、多角的に御検討になつておるようでございまして、われわれといたしましては問題の提起が非常に多岐にわたつております。ただ、いま直ちにどれがいかどれが悪いかといふような御批判を加える段階にまだ至つておりませんので、十分に勉強の材料にいたしまして参考にしたしてまいりたい、こう考えております。

○河本國務大臣 いま局長が申し述べたとおりでございます。今後の防災対策を立てていきます上におきまして参考にしていききたいと考えております。

○松尾委員 参考でなくて、やはりこれは防災法のより以上の分野を指摘しておる、このように考へます。そうしますと、防災法がどのような法体系をもつて出てくるのかわかりませうけれども、やはり工業立地または港湾汚染防止法といふような、これに防災といふものをかぶせたような大きな基本的なものをつくられたらいいのじゃないかな、これは私の感觸だけでありますけれども、念のために申し上げておく次第であります。

次には、既存のコンビナートの問題であります。これは今回もいろいろ保安距離の問題、高圧ガス設備と民家等との距離、現行二十メートル、三十メートルといふのを、最低五十メートル以上、最高二百または三百メートル以上にするといふ考へ、新しいところといふ場合はある程度いけませうけれども、既存のコンビナートは、ひしめ

き合つておりますから、こういう余地があるのかどうか。そして、既存のコンビナートこそが非常に密集しており、また工場間の距離も近い、民家も近い、事故が起つたら大きな災害につながる、こういうことでありまして、既存のコンビナートの方は手がつかないような感じでありませう。新增設の場合と既存のコンビナート、それに対する保安距離、こういうものをどのように考えていますか。

○佐藤(彦)政府委員 コンビナートに立地いたします化学工場の立地の条件といたしまして、今度新しく制定いたしますコンビナート保安規則の中におきまして、保安距離を定めておりますが、考え方といたしましては、新設の場合は設計の段階から実施が可能でございませうので、既設よりは厳しい条件を付してまいりたい、こう考えております。

問題は既設の工場をいかにするかということでございますが、確かにいろいろむずかしい問題がございませう。しかし、できるだけ定められます規則に沿つてやつていただく、特に、耐用年数が参つて建てかへますような場合は、当然そういうことを基準に置いてやつていただくというところで、できるだけ守らせるようにいたしますが、どうしても地理的条件から規則どおりでない場合も出てくることも予想されるわけでございませうが、その場合には、それと同じ効果を持ったような防災壁を一段民家との間に設けまして実質的な被害は与えないように、それは個別の問題としてわれわれ直接に指導してまいりたい、こう考えております。

○松尾委員 問題は既存コンビナートでありますけれども、そのような防災壁が、果たしてあなたのおっしゃるとおり、事故が波及しないように施設していくと、こうおっしゃるけれども、ひとと川崎その他における現実を見て、そしてどのようによつたらいいかといふことは、これは真剣にお考へにならぬといかぬと思ひます。おまけに川崎の方は地震の問題が起つておりまして、これはもう地震の問題については全く自信がないというよ

うに言われておるし、川崎の方は、重大な問題でいま取り上げておられます。そういうところで、既存のコンビナートの中の代表的なところでありますけれども、防災壁で、それは火災等でありまして、うけれども、やはり大きく災害というものが、次には地震というもので波及的に大きくなる、こういうことも当然予想されますから、地震を心配されておる地域というのについては、特にやはり優先的に何かお考えになりませんか、しまった、あのときにもう少し思い切つてやっておけばよかったということになりますから、ひとつ川崎問題も含めて、私はいま川崎ということを描いて既存コンビナートのことを言っておるわけでありまして、これは万全の対策を政府全体として立ててやっていたいかなるかどうか、これは大臣にお答え願いたい。

○河本國務大臣 地震の問題に関連しましていま川崎のお話が出ましたが、これは私もよく承知しております、大変心配をいたしております。それで、いま関係各省と相談をいたしまして総合的な対策を立てておるところでございます。

○松尾委員 しつかり、これはお願いしておきます。

それから、事業所における自主保安体制の問題であります、これはピラミッド形で保安体制の整備を義務づける、いろいろ言っておりますけれども、この現場における担当者は非常に自信がない。これは川崎のあるオペレーターの述べた言葉もあります。もう、自分が勤めておる日は地震が起らないように神頼み以外にないと。それから、大きな事故の起こる前に、この装置が危険だと指摘することが出来る者はほとんどいない。それから、こういう実例といいますが、困っているということがいっぱい、もうどうしようもないということでもあります。そういうものを幾らピラミッド形につくつても、現場における責任者がそのように弱気を吐いて自信がないと言っていることでありますから、そういう面をかつちりと固めていかなくちゃいけません。また、特に京浜コンビナート

のことで長らく検討された、これは関東学院大学の教授でありますけれども、その人の指摘であります。それは、生産第一主義である、安全対策はつけたりである。しかも、コンビナートは外国との提携や技術導入で育つてきたために技術を外に漏らしてはいけぬ、こういう体質から事故があつても隠します。企業の内部だけで処理していることとする。そういうことでは、これは非常に重大な問題であるから、もつと自治体等第三者による手心のない点検を実施しなければいけません。事故が起るかわからない、このようなことを指摘されておるわけでありまして、企業秘密によつて防災というものが非常に思いがけなく大きくそこに破れを来す。やはり企業の秘密よりも災害を防ぐ、国民のそういう権利を守つていくということが基本的に大事でありますから、この点はもう他の同僚議員の質問でお答えがあらうと思つたので、企業秘密とこの防災体制の確立というものをしつかりやつてもらいたい、これは要望にとどめておきます。

それから、保安統括者の問題も出ておりますけれども、これはやはり本社の社長を保安体制の中に組み入れていかなければいけないじゃないか、こういうことであります。トップの意識がどのようにあるか。いま生産第一主義でありますから、防災関係に大きな力を注いでいこうということも少しも考へておるトップはいません。これはそのことを指摘したいと思つたのであります。でありますから、やはり何といつてもトップの姿勢が問題、日本石油だけで申ししても四十四年八月に事故で五人死亡、四十五年二月三人死亡、四十八年十月四人死亡、旭化成も四十八年八月、そしてそのような事故がずっとつながつてまいっております。これはやはりトップの責任ですよ。そして、そういうことでありますので、トップを何として防災の最高責任者に持つてくるということ。そういうことでありますのに通産大臣、あなたはこのコンビナート関係者に注意をするというて、わざわざ会社の首脳を呼んで注意されたわけであ

りますけれども、そのときに出てきたのが半分くらい、あとは欠席とか代理を出した、そういう者がおるわけでありまして、通産大臣、非常に御多忙のところをきょうはお集まり願ひまして恐縮ですが、そんなことが新聞に載つておるわけでありまして、まさかあなたがおつしやつたとは思ひませんけれども、そういうことであれば、これはトップが事故を起こしておる、いま大きな問題が起つておる、そしてわざわざ通産省がしつかりやつていこう、これを言おうとするときに、通産大臣の姿勢も仮に報道陣の言われたとおりであるとすればおかしい。そういうときに代理をやつたり欠席をするというふうな、そのようなトップクラスの考え方がおかしい。災害というものはそういうところに基本的な問題があるんじゃないか、私はこう言いたい。いかがですか、通産大臣。

○河本國務大臣 最近大きな事故が起りましたのは水島の三菱石油、四日市の大協石油等でございますが、その際にはそれぞれの企業の社長を通産省に呼びまして厳重に注意をいたしております。ただし、先般各コンビナートの代表を呼びまして私から防災体制の強化について要請をいたしました、その際には事故を起こした企業ではなくして、各コンビナートにおけるそれぞれ代表的な企業を呼びまして、最近の事故の頻発状態にかんがみまして十分注意をせよとらなければいかぬ、そういう趣旨のことを言つたわけでござい

ます。予防的措置としての注意を喚起したわけでございします。でありますから、現実に事故を起こした企業に対する注意と先般の予防的措置に対する注意とは区別をして考へていただきたいと思ひます。したがつて、発言の内容も若干違つてくるわけでございします。

それから、もう一つ申し上げたいことは、この防災体制の強化ということは私は企業の社会的な責任であると思ひます。同時に企業全体の経営にも関係する問題だと思ひます。そういうことでありますから、やはりこれはもう現場の工場長等に任せるべきものではなかつて、いまお話がござい

ましたように企業のトップすなわち社長自身が全責任を持つて、そして細かい指示をすべきである、かように私は考へるわけでございします。したがひまして、先般コンビナートの代表を呼びましたときもその趣旨を厳重に話をいたしまして、同時にあわせて現場に指示すべき具体的な内容等につきましても、詳細指示をしたわけでございします。

○松尾委員 事故を起こしたところと予防的な会社と違つて、それは違ひますけれども、事故は次々と起つてきておるわけでありまして、やはり基本的には同じ注意をし、厳重にやつていかなければいけません。やはりそういう点についてあなたは少し遠慮しておるんじゃないか。欠席者がおる、代理をよこすというふうな考え方は、本当にはこれはこのコンビナートの防災というものが、これはもう基本的に破れていくんだ、そういう点を指摘して、そして業界のトップをその気にさせる。ですから、トップを何としても最高責任者に置いて、そしてこれだけお互いがやつておりながらまたこのような事故が起きたときには責任をとるといふくらの考へを持つてまいりませんか、いろいろな法律をつくつたりしてもトップの頭がそこにはない限りは、やはり自分の企業第一、生産第一、収益第一という姿勢というものを改めなければいけません、私は基本だと思ひます。その点でしつかり、これは局長もその気になつて大臣を補佐していくというふうな立場をとつてもらいたい。

それから、もう時間がほとんどなくなりましたので、いろいろ言いたいことがありますが、総括的に申し上げます。これは特定設備に対する製造段階の検査、五十六条の第三項、こういうところで協会とか検査機関、こういうものがいろいろ協力してやつていくわけでありまして、そういう協会なり検査機関、工業品検査所、こういうところに、現在の土木建築工学、材料力学、溶接工学等の新しい技術がどんどん進んでおる中で、果たしてそのような力があるかどうか、こういう問題が第一点であります。

それから、そういうところから協会なり検査機関の人員の配置、その実力、そういうものをよく点検していられしやるかどうか。それから、協会でありまされども、広島支部、九州支部、こういうところ非常な弱体である。ですから、内容を私調べておられますけれども、申し上げる時間がなくりました。指摘だけにどめておきますけれども、この指定検査機関の指定の基準、ここにも大きく問題があるということでありまされども。

それから、どうもあわてて保安教育の問題だとか高圧ガス保安協会の育成強化というようになると、そしてそれが協力するということのような体制をとっておられるような感じがありますけれども、頼りの綱の協会が果たして頼りになるかということ、本当にこれは弱体ではないのか。そうすると、これは人員構成なんかも調べておられますけれども、そういう技術陣またそういう技術陣を引っ張っていく、防災体制を確立していくという最高責任者の指導力、実力、そういう面から申しまして、それが今回の高圧ガス取締法のあなたの方の大きな力点になっておられる。力を入れようとするところが弱体でございまして、いまからということもありませんけれども、これをりっぱに整備をしていて早く力をつけさせまされども、法の頼りとするものが現状のようであれば、また予算的な措置にしてもわずかなものでありますれば、どうしてこれは防災に追いつくものじやない。高圧ガス取締法の一部改正と言いますけれども、改正したところで実は伴わないのではないかと感じがするわけですね。ですから、協会並びに検査機関、そういうものの実力というものをよく認識されまして、そして近代科学、あらゆるものに対応できるそういう力が備わったというものにいたしませんと、法としては最大の欠陥を露呈するであらう、これは私は強く申し上げておきます。

最後に局長の答弁を求めて、時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。
○佐藤(淳)政府委員 今回の法律改正に伴いまして特段と保安の体制を強化いたしてまいりるわけにございまして、確かにその中核となりますのは、これを運用する人の問題でございまして。特に検査機関の中核となりますところの高圧ガス保安協会の人員の質的構成が最大の問題でございまして、一応現時点といたしましてはいろいろ資格を持った優秀な技術者をそれぞれそろえてはおりますけれども、しかし今後の保安体制の強化の面からいいますとまだまだ万全とは私も思っておりませんので、特段とこれは強化し、また職員の実務的ないろいろな面の教育もやっていたいかなくちやならぬ、こう感じております。

それから、指定検査機関につきましては、公的な性格を持っておりまされども、機関にやらせたい、こう思っておりまして、単なる営業としてこれを取り扱うような機関は排除いたしまして、職員の質も考え、そういうような公的マインドを持った経営者のおる機関を指定いたしまして厳正にやりたいと思っておりますが、これらにつきましてはまだ不十分の問題がございまして、御指摘の線に沿って十分に勉強してまいりたいと思ひます。

○山村委員長 此の際、内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案及び内閣提出、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、それぞれ政府より提案理由の説明を聴取いたします。河本通産大臣。

石油開発公団法の一部を改正する法律案
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○河本通産大臣 石油開発公団法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

一昨年の石油危機以来、世界の石油情勢はきわめて不安定な様相を示しており、わが国民経済の円滑な運営を図るため、従前にも増して石油の安定供給の確保が重大かつ緊急の課題となっております。

この石油の安定供給の確保を図るためには、まずわが国企業による石油開発の推進を図り、これとともに石油備蓄の増強を行うことが必要であります。

政府といたしましては、創立以来七年余にわたり、海外における石油開発の推進母体として活動してまいりました石油開発公団の役割の重要性にかんがみ、来年度におきまして、石油開発公団の投融資規模の大幅な拡大と石油開発関係業務の拡充を図ることとし、また、これに加えて、来年度からの九十日備蓄増強計画の実施に伴い、石油開発公団が新たに備蓄増強に必要な資金の出資及び融資の業務を行うこととした次第であります。

今回の石油開発公団法の一部を改正する法律案は、以上のような趣旨のもとに、石油開発公団の業務の拡充を図ることを目的とするものであります。その要旨は次のとおりであります。

第一に、海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利を、民間企業への譲渡を目的として取得する業務を追加することにより、

これは、近年の世界的な石油利権競争の激化にかんがみ、交渉力、技術力、情報収集力にすぐれた知名度の高い石油開発公団が交渉の当事者となつて、直接に利権を取得することにより、円滑な石油開発の促進を図ることを目的としたものであります。

第二に、産油国国営石油会社が行う探鉱、採取等に必要な資金を供給するための資金の貸付業務を追加することにより、

これは、近年産油国が資源主権の見地から有望鉱区を自国のために留保し、国営石油会社の手で自主開発することが多くなつてくることにかんがみ、石油の供給等を見限りとする産油国への直接

融資を石油開発公団が行うことにより、石油の安定的供給の確保を図ることを目的としたものであります。

第三に、わが国領海及び周辺大陸棚における探鉱を、石油開発公団の投融資の対象とすることにより、

これは、わが国周辺大陸棚が最も安定的な石油・可燃性天然ガスの供給源であることにかんがみ、その開発促進を図ることを目的としたものであります。

第四に、石油開発公団の業務の対象である「石油等」の範囲に、オイルサンド及びオイルシェールを含めしめることにより、

これは、オイルサンド及びオイルシェールが石油をしのぐ埋蔵量を持つ石油系未利用資源として注目を浴びてくることにかんがみ、わが国として、このような資源の開発への参画を図ることを目的としたものであります。

第五に、共同備蓄会社の行う備蓄事業に必要な資金の出資及び貸し付けの業務を追加することにより、

これは、資金面、用地面において困難が多い石油備蓄の増強について、石油企業との共同備蓄事業に対する助成を行うことにより、これを強力に推進することを目的としたものであります。

なお、このほか、以上申し上げました業務の拡充に伴い、石油開発公団法の目的の改正、役員を増員等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案の提出の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の中小企業近代化促進法は、昭和三十八年の制定以来中小企業の近代化に大きな成果を挙げたまいりました。しかしながら、最近の中小企業をめぐる内外の環境は、大きく変化しております。

第一に、我が国経済が、高度成長から安定成長経済へ移ろうとしていることである。

このため、組織化等による経営規模の拡大、近代化設備の導入等の従来の近代化施策に加えて、技術の向上、新商品の開発に重点を置く施策が必要となつてきております。

特に、需給構造の変化に直面している産業にあっては、新商品の開発による新たな事業分野への展開が望まれるわけであります。

第二に、国民のニーズの多様化、福祉型社会への移行に伴い、中小企業に要請される課題が環境の保全、国民の健康の維持増進、資源の節約・再生利用、製品の安全対策等、きわめて多様化したことである。

以上のような中小企業をめぐる環境の変化に対応して、中小企業の今後の近代化の方向を明らかにし、これに即応する施策を強力に展開していくことは、現下の急務となつております。

このため必要な制度を整備することとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、近代化施策の対象となる業種の指定要件を拡大し、国民生活の安定向上の観点から、国民生活との関連性が高い物品または役務を供給する業種についても、その対象に加えることができるようにいたします。

第二は、中小企業近代化計画の計画事項として、新たに従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進等を加え、その充実を図ることといたします。

第三は、従来の個々の業種内での構造改善事業に加え、関連事業者との協調による構造改善事業についても助成を行うこととし、より総合的な構造改善を積極的に推進することといたします。

第四は、需給構造の変化に対処するため、新商品の開発等により従前の事業から新たな事業の分野へ進出しようとする新分野進出計画を承認する制度を設け、これを積極的に助成することといたします。

以上のほか、これらの新たな制度に伴う税制、

金融上の助成措置に関する所要の規定の整備等を行うことといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時三十九分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題とし、午前中に引き続き質疑を続行いたします。上坂昇君。

○上坂委員 この高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の最大のねらいとするものは何であるか、これを御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 今回の法律改正の最大の目的は、高圧ガス化学産業の方の事故を絶滅いたしまして、地域住民の不安をなからしめまして、地域と企業がともに協調して発展していくことをこいねがうておるわけでございます。

○上坂委員 石油化学コンビナートにおける事故が続出しているわけですが、これはどういふときに起きているというふうにとらえておりますか。

○佐藤(淳)政府委員 最近の事故、いろいろ先生等にも入つていただきましたが、十分な分析をいたしておりますが、四十八年ごろのコンビナートの事故の大半は従業員の誤操作による面が大分指摘されておりますし、それから保安教育の面においても必ずしも十分じゃない、それから事故が

起きたときの応急措置の体制が十分でない、大体このような指摘がされております。

○上坂委員 いわゆる人為的ミスか、必然的に起つてくるものか、大體対策ミスであるか、こゝういふ点をいまのお答えではいまいち人為的なミスであるといふふうにとらえていられるわけですか。

○佐藤(淳)政府委員 直接的にはやはり誤操作等の人的ミスの指摘されておりますけれども、やはりそこに至りましたバックには、保安管理体制とか保安教育とか、結果はそうでございますけれども、そういうような深い問題がそこに介在している問題としてとらえることは必ずしも適当じゃない、根っこには相当深い問題があるという認識をいたしております。

○上坂委員 化学コンビナートが急速に発展をしてきてまして、三万トン、五万トンのプラントから突如として三十万トンプラントというような大きなものに発展をしてきています。そういう中ではやはり高度経済成長政策に見合った一つの形のものが出てきたといふふうには思つております。

(委員長退席、前田(治)委員長代理着席)
そこで事故が発生をして、たとへば徳山工場の場合、四十八年に事故が起きたときを見ますと、反応塔に設置していた温度計のうち一本しかコンビューターのいわゆる制御機構と警報装置に接続していませんでした、こゝういふふうに報告をされておるわけです。コンビューター化をする以前は四本全部が制御室の記録警報装置につながつていたといふふうに言われているわけです。化学コンビナートの場合には、要するにコンビューターに頼らなければならぬような状況になつてきています。ところが、頼る場合にも、何か全面的な形でいまだやっていないものをネグlectして、そして手を抜いてやるといふような状況というものが目に見えけるような感じがするわけです。そういうことについてはどういふふうにとらえておられますか。

○佐藤(淳)政府委員 確かにコンビナートの場合には、通常コンビューターによる操作が一般でございますまして、かえつてそれだけにコンビューターに頼り過ぎるといふ問題もございますし、また万一コンビューターが故障した場合のことを考えますと、いろいろ問題点が指摘されるところでございます。したがつて、こゝういふコンビューターの過度の依存が事故の発生につながることも十分に想定しなければならぬということを考へておりまして、作動しない場合は速やかに手動に切りかえなければいけません。こゝういふことでございます。

こゝういふ異常時とかあるいは緊急時の措置についての作業マニュアルをふだんから十分に整備して、しかもそれを十分にまた作業員に徹底し教育しておかなくちゃならないことを考へておりました。こゝういふ観点から保安教育の中にこゝういふことを想定した訓練を常時やるつもりでおりますし、今後の作業マニュアルの中にもこゝういふ問題を十分に織り込んでまいりたい、こゝう考へております。

○上坂委員 コンビナートの場合には操作ミスであることが非常に多いという御指摘であります。実は開始時期、反応が開始する時期、それから停止するころ、このころに事故が非常に多いんです。平常運転を続けているときには事故というのはいないですね。だから、点検したり何かするときに事故が起きるのです。したがつて、問題なのは、定時点検であるとかなんかいふものを化学工場です。こゝういふときには十分な準備と対策といふものをやらなくとも非常に危険である、こゝういふふうに考へるわけでありまして、それで、コンビューターといふのはどういふふうになつていられるかという、平常の運転が中心になつてコンビューターの機構がつけられていないわけなんです。したがつて、平常に運転をしていない、とめるときであるとか、それから開始するときであるとかいふときには完全に機能していくのかどうかという問題が出てくるというふうに思つております。こゝういふようなことも含めて取り締まりをし

ていくかあるいは指導をしていかないと、やはり事前に防いでいくことができないのではないかと、いうふうには私は考えるわけであります。

それから、いわゆる人為ミスであるかという問題ですが、私は、人為ミスであるということとは、これは局長もいまそう思っているようにとられたたのですが、やはり対策が万全でないというところから来ているんじゃないかというふうに思うわけですね。そういう面で教育であるとかあるいは保安要員の保安機構の確立というようなものが出てきているのではないかというふうに考えるわけですが、いまの点は局長、どんなふうにお考えになりますか。

○佐藤（港）政府委員　高圧ガスという非常にパランスを要する工程の中でこの作業が行われておりますので、先生御指摘のようにスタートアップあるいはシャットダウンという時期が非常に問題があるということでございますし、現実にもそういう時期に事故が発生しているケースが非常に多いわけでございます。したがって、われわれの方といたしましてはこのスタートアップ、シャットダウンは極力夜間はやらないうで昼間やるとか、あるいは十分な技術を持った責任者がおるときにこういう操作をやるかということ、極力、こういう操作のときに際しましては万全の体制を踏まえながら実施するということをいま指導しております。

それから、事故の原因でございますが、確かに人為操作のミスというものが表面上の理由になっておりますけれども、しかしそこに至った原因でいいますのは、やはり深い原因がそこにあるわけでございまして、ふだんから異常時を想定した保安教育とか危害予防規程を十分に練っておくところか、そういう問題が十分に確立されておらないところか、そういうような人的なミスにつながるものがあるわけですから、やはり背後のそういう基礎的な問題をこの際確立しておく必要があるであらう、こう考えます。

○上坂委員 石油化学工場の事故を見ますと、増

産増産という形で残業が非常に続く、いわゆる生産増産第一主義になつておつて、安全というものよりもとにかく増産をして経済の要請にこたえるというようなところへ重点が置かれている、そういう結果、事故が起こつてきたんじゃないかというふうに思ふのです。

それのもう一つは、したがって従来、先ほども言つたように、二、三万トンのプラントのものが、突然三十万トンプラントのようなものに大きくなつてきて、巨大化してきている。タンクにしても危険物の量にしましても、四、五年前の十倍以上になっている。十数倍にもなっていると言われておりますが、高度経済成長から安定成長の時期に入っている今日、コンビナートに対してはどういうふうな方針で通産省は臨まれようとするのか、これは大臣にお伺いをいたしたい。

○河本國務大臣　やはり生産よりも防災が私は先だと思ひます。急がば回れでございまして、結局、工場の経営にいたしましても、防災体制なくして経営というものはあり得ない、こういうふうにて考へております。

○上坂委員 大変あたりまえなお答えをいただきたいわけでありますが、私が聞いているのは、いま安定経済成長に入ってきている。そういうときに、こうした大きなプラントをどんどん許可を許して、そして危険が増大するような形のものであるから、これから先も続けられるかどうか、この辺のところをお伺いしたい。

○河本國務大臣　やはり企業経営にはスケールメ
リットというものが有りますから、大きなものな
から許可しないということではなくして、やはり
わが國の産業構造に合ったような形で今後許可す
べきである、必ずしも大きいからよくない、そう
いう考へ方ではいかぬのじゃないか、私はこう思
います。

○上坂委員 局長にお伺いしますが、事故は確かに付近住民の人に非常に不安を与えている。しかし、付近の住民の人たちに被害が及んだというのは、現実には余りありませんね。やはり一番損をして

いるのは、働いている人たちだと思ふのです。その中では死んでいる人が大分いるわけですね。そういう労働者が働かされ、働かされ、そして事故が起きた場合には、その労働者諸君の操作ミスだ、こういうふうに言われたのでは、これは大変だと思ふのです。なぜかという、工場の中の危険であるということを一歩よく知っているのは、そこに働いている人たちなんです。したがって、この人たちに対する対策というものが、今度の取締法案の中からは単に教育をするだけ、こういうかっこうのものでしか出てきていないと私は思うのです。たとえば協会の組織を見ましても、どこの組織を見ましても、いろいろな機構をつくる、しかし機構をつくるけれども、労働組合なり労働者の代表が参加するものはどこにもないわけですね。これでは本当の保安対策にはならない、こういうふうに私は考えているわけです。その点どうですか。

○佐藤 彦 政府委員 この高圧ガス保安協会とい
いますのは、この法律の中にも組み込まれており
ます特殊法人として国家要請によって設立されたた
機関でございます。したがって、国の厳正な
監督のもとに高圧ガス保安対策を推進してまいっ
ておるわけでございます。特にこの機関の非常に
重要な仕事といたしましては、技術基準を新しい
技術の進歩に即応いたしまして的確につくってい
くということが非常に大きな面でございますけれ
ども、それと並びまして、広く一般ユーザーなり

あるいは消費者なりの意見をその体制の中に十分くみ上げていくという面が大事でございますし、それから御指摘のように現場に働く方々の御意見、これは非常に実践的な御意見をお持ちでございますから、そういう実践的な御意見を、技術基準なりあるいは協会がつくっております保管基準、これは実践的なマニュアルでございますけれども、

ども、こういうような面に反映せしめるような形で今後は運営してまいりたい、こういうふうに考えております。

○上坂委員 第五条、それから十二条、十三条、

事業開始前の届け出がありますが、それにはガスの種類とか製造施設の位置、構造、方法などを都道府県知事に届けるということになっているわけですが、この場合、労働組合のあるところでは、労働組合と会社側との話し合いといえますが、そこで協定されたものが必ず届けられるようにしなくてはいけないというふうに思っています。もし、新しくつくる場合、そこに労働組合がなかったならば、あとで労働組合ができた場合に労働組合の意見を付させる、こういうところまで細かくやっていく必要があるのじやないかというふうに思っています。労働組合のできないところはいくらみせんから、そしてまた本当に労働者の権利と生活と生命を守るという立場で労働組合が取り組んでいく限り、保安に対しては非常に関心を持って対策を立てると思うのです。それを会社側からだけの形でこれを届けさせるということは、実際に働いている人の代表としての意見がこれに入らない。現場の意見を局長いま反映させると言っただけでも、実際には反映させることができないと思うのです。そういうところまで細かい指導をし、細かく法案の運用を図っていくかなければならないのではないかと私は思うのです。その点いかがですか。

○佐藤(淳)政府委員 現場におきますところの保安体制を十分に確立してまいる最も大事な問題といたしましては、従業員の見解を操業体制に反映させることである、またそれが工場操業上にとっても効果的であるというふうに私は考えております。このような観点から、労働省の方でも労働安全の面でいろいろな検査をいたしておりますが、われわれの方としましては、労働省ともこういう問題につきましては十分協議をいたしまして、特に今後は保安教育とかあるいは危害予防規程というものは今度の法律でさらに強化されるわけでございますけれども、こういうものをつくる場合には、労働省の関係でございします事業所内の安全委員会というものがございしますが、この安全委員会にお諮りして、現場の労働者の意見がここでは十分反映されるわけですから、こういうものも議題として

現場の意見を局長いま反映させると言ったけれども、実際には反映させることができないと思うのです。そういうところまで細かい指導をし、細かく法案の運用を図っていかなければならぬのではないかと私は思うのです。その点いかがですか。

○佐藤(導) 政府委員 現場におきますところの保安体制を十分に確立してまいる最も大事な問題といたしましては、従業員の見解を操業体制に反映させることである、またそれが工場操業上にとっても効果的であるというふうに私は考えております。

す。このような観点から、労働省の方でも労働安全の面でいろいろな検査をいたしておりますが、われわれの方としましては、労働省ともこういう問題につきましては十分協議をいたしまして、特に今後は保安教育とかあるいは危害予防規程というものは今度の法律でさらに強化されるわけでございますけれども、こういうものをつくる場合には、

労働省の関係でございます事業所内の安全委員会というものがございしますが、この安全委員会にお諮りして、現場の労働者の意見がここでは十分反映されるわけですから、こういうものも議題として

て取り上げていただいて、それで実施の面に移すというふうな機構として組み込んでみたい。それから、現実には実践的に必要となりますところの現場の作業マニュアルを改正する場合も、現場で実際に設備の運転に当たっております従業員の意見が十分に反映するような仕組みを指導をいたしまして、これは一つの系統としていってというふうな形をこの際、明記してまいりたい、こう考えております。

○上坂委員 手続として明記をしていく、いわゆるある程度法的な裏づけといえますか、そういうふうなものを加味して運営をしていくというお答えですから、非常に前向きな答えであるというふうに思います。

そこで、高圧ガス保安協会の問題ですが、危害予防規程の場合、これは高圧ガス保安協会の意見を付するだけになっていくわけですね。このところでは私は思うのですが、この評議員会にはやはり労働者の代表、これは労働組合の全国的な大きな組織が特に全部で起るわけですから、やはりそういう全国的な組織の中から何人かここに加入すべきだと思ふのです。そうすれば、おのずから意見が反映していくような状況というものは出てくるし、それに先ほど局長が答へられたような、今度は本当に現場に、下へおろした形で意見を吸い上げていく、反映をさせていくという形になっていくと、労働者の、いわゆる働いている人たちの意見というものは非常にここに反映をしてくるのではないかと、こういうふうな考えるわけですね。その点、いかがですか。

○佐藤(澤)政府委員 労働組合の方々が特にこういう保安問題に積極的に参加していただくということは非常に大事なことでございまして、われわれとしてもぜひそうしていただきたいと思ひます。

ただ、先生おっしゃいましたその参加の仕方でございますけれども、協会の評議員会といひますのは、会員の互選によりまして各界のいろいろなガスごとの代表が入っております、この評議員

会で取り上げます問題は会員に関する事、たとえば会費をどうするか、そういうような問題でございまして、むしろ先生のお考えのような御趣旨を生かす場としては、いろいろな委員会がございまして、そういう委員会に御参加いただく、あるいはまた通産省の諮問機関といたしまして高圧ガスの審議会もございまして、そういう場に入っていくかどうか、そういう場の方がむしろ望ましいのじやないかと、こう考えます。

○上坂委員 いまお答えになったような形でも結構ですが、とにかくそうした労働者の代表といふものをこれに加えていくような形をぜひ実施をしていただくようお願いをしたいというふうに思ひます。いま委員会の問題がありましたが、技術委員会などにもこれは入れることができるだろうと私は思ひますので、そういう運営をぜひ図ってもらいたいというふうに思ひます。

それから、保安教育の問題ですね。この教育の計画についてはやはり労働組合と、実際にやられるのは従業員ですから、受ける方もまた指導する方も、恐らく工場長という形だけではやらないと思ふんですね。技術屋さんがいて、その技術屋さんが実際に指導していくと思ふのです。したがって、これについては必ず労働組合を参加させる、あるいは意見が付させる、作成実施の段階にそうした従業員の代表を入れていく、こういう形で指導をしていくつもりでいたい。それからもう一つは、教程の要綱をつくらなければならないかと思ふのですが、その場合には必ず労使間の協定というものが必要であるというふうにしてもらいたいと思ふのです。そうすることが一番大切ではないかと、こういうふうに思ひます。

それから、時間があるからもう一つ話しますが、協力会社に対するところの教育ですね、これは義務づけなければいけないというふうに思ふのです。事故のあれを見ましても、下請の人たちが苦しんでいる事故がかなりあります。そういう意味で、いま言った協力会社、下請といひますか、そこに対する教育を義務づける、こゝまで細

かい施行令といひますが、そういうものをつくっていく必要があるのではないかと、その点はできま

すか。

○佐藤(澤)政府委員 協力会社の方々の教育が十分なために事故が起きた例がございまして、われわれの方としましては、従来、その点につきましては若干欠けていた面を率直に反省いたしまして、下請の方々の教育をぜひこの際十分にやるような仕組みを保安教育の中に十分に織り込みたい、こう考えております。

○上坂委員 いまの教育計画の要綱についてどうですか、協定をさせるということは、必ずこれを義務づける……。

○佐藤(澤)政府委員 労働組合の方々の御意見を十分に反映させる仕組みとして、確かにそういう協定もあろうかと思ひます。これは仕組みについて、またいろいろ先生の御趣旨を体しまして検討させていただきますけれども、いま私たちの考

えておりますのは、保安教育の中に当然そういう労働組合の意見を反映させ得るというふうな手続的なことを考えておりますので、あるいはそれで十分かと思ひますけれども、先生の御提案も含めまして、これからの問題でございまして、さらに検討させていただきますと思ひます。

○上坂委員 それから、事故はどうかというときに起きるかという点、新しく使い始めるとき起きるのです。そのころからしばらくの間は不安定なんです。そして、一定の年限があつて、この期間内はわりあい事故がない。ところが、設備を更新するその五年、六年くらいに間に、ここにいよいよ性能が低下してくるわけですね。このころに危険性が非常に高まる。これがコンビナートの特徴だ、こういうふうな言われております。そのころに對してはいわゆる生産の指導なり、こういうことが非常に重要になってくるんじゃないかと思ふのです。そういうものをながしにしようといふと、突如として事故は起る、こういう状況があるというふうに思ひますが、そんな点はどうな

ふうにつかんでおられるか。

それからもう一つは、設備はどんどん大きくなつてくるものだから、従来の工場敷地の中にいろいろな建物をつくつて、その設備と設備の間、いわゆる距離というのですか、そういうのが狭まってくる、また人家との間の状態も狭まってくる、こういう状況があつて、言つてみれば小規模時代の配置そのまま大型化してくる、こういう状況が出てくるのだからというふうに思ふわけですね。そういうところから非常に危険性が出てくるし、住民の不安というものが大きくなつてくるんじゃないかというふうに思ひますが、そういう点はどうなふうな御指導なさるおつもりですか。

○佐藤(澤)政府委員 確かに、設備を更新してある期間過ぎた後に事故が起るケースも指摘されております。したがって、従来、保安検査につきましては、大型の優秀な工場については三年に一回とか二年に一回とかいうような定期検査であつたわけでございまして、大型であるというふうなことは一切やめまして、大型であるというふうなところ、最低限度年に一回はやるというふうに改めるつもりでございまして、やはり先生のおっしゃつたような単なる画一的な検査じゃなくて、設備の耐用年数を踏まえて、あるいはまた設備の稼働状況を十分頭に置きながら検査するという仕組みも今後は考えていかなければならないと考えております。

それから、設備間距離あるいは保安距離につきましては、今度の省令改正の中で十分に間をとるようになつていと思ひます。特に保安距離につきましては、従来、民家との距離が二、三十メートルでよかつたものを最低五十、非常に危険なガスを持つところにつきましては二、三百メートルぐらい、十倍ぐらいに拡大することにいたしましたと思ひます。設備の大型化に伴ひまして住民の不安が確かにつづいておられますので、その面につきましては、保安距離の問題、設備間距離の問題、それからいろいろな広報活動等を含めまして住民との対話を十分にやることによつてこういう不安を解消させてまいりたいと思ひます。

○上坂委員 もう一つお尋ねしますが、人家と工場との間をふさぐときに大きな壁をつくるという発想があるわけですね。ところが、この壁が問題になるのですが、中で働いている人が爆風がはね返ってきてやられてしまう、中に入っている労働者がやられてしまう、こういうような問題もあるだろうと思うのです。したがって、壁というのは簡単に、つくればよいというふうなものではないので、かなりの距離、そうした点を十分計算した上でそういうものを許可していくということが必要になってくるだろう。やはりあくまでも働いている人の不安を除く、不安をなくして本当に一生懸命になって働くことができれば、そのことがりっぱな運転につながっていくわけでありまして、そういう点を含めてこれは指導していかなくてはならないと思いますが、その点について最後に聞かせて、質問を終わります。

○佐藤(澤)政府委員 保安距離は、できれば空間を置きまして距離を延ばすのが一番いいわけですが、どうしても、既設のものにつきましては必ずしもそういう問題がございまして、それにかかわる措置として防災壁を考へておりますが、下手に建てますとその爆風が構内にはね返ってきまして従業員がけがをするとも考えられますので、本件につきましては、そういうケースの場合にははねられとしましてはもう非常に慎重に、専門家を集めまして、むしろ本省直轄で一件ごとに企業と相談しながら設計等を考へて万全を期してまいりたいと思ひます。

○上坂委員 質問を終わります。

○前田(治)委員長代理 次に、質問通告順により、宮田早苗君を指名いたします。

○宮田委員 まず、法律の二十六条並びに二十七条の危害予防規程、保安教育計画の強化についてお伺いをいたします。

危害予防規程の策定、変更申請に際しましては、権威ある保安協会の意見書をつけないければならない、また都道府県知事に保安教育計画の変更命令権限を与えるということになっておりますが、この

の点は射た案だと思います。

(前田(治)委員長代理退席、田中(六)委員長代理着席)

一昨年七月の出光石油化学を初め一連の石油化学コンビナートの事故から私どもが得た教訓の一つは、従業員の誤操作や対応の不適切等が事故を大きくさせたと思うのであります。出光など事故を起こした企業は、企業内の保安教育計画をどのように変更届をし、実行しているか、この点をまず簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 出光石化の徳山工場につきましては、一昨年の事故後、全般的な保安管理体制の見直しの一環といたしまして保安教育の強化を指示いたしました。同工場におきましては、運転担当の従業員に対する教育訓練時間を月五時間から八時間に増加させるとともに、教育訓練の評価を個人別進捗表によりまして行うことになつております。また、教育の内容につきましては、次のような項目を追加いたしております。すなわち、改訂基準書及び装置の改造点の周知徹底、あるいは基本操作の実習によりましてところの周知徹底、三番目としまして、装置の重要事項につきまゝして、異常時を想定し、各人の役割割り、分担を定めてのケーススタディーを実施する等々のことを追加いたしております。さらに同工場の教育の研修計画も変更させて実施させております。それらのことが出光石油の実施した具体的な措置でございまして。

○宮田委員 今回の法改正のきっかけとなりました高圧ガス及び火薬類保安審議会の答申の中にも、法令上の保安教育計画の届け出制度が形骸化しているという指摘もあるものであります。

出光石油化学の保安教育基本計画を取り寄せてみました。基本計画の改定日時が四十八年七月二十五日となっております。対策を急ぐに越したことはございませんが、改定前後の内容を比べてみましても、保安教育をした場合、その実施報告書を工場長に提出するというのが目新しいくらい

でございまして、事故の教訓がどう生かされていくのかよくわからぬのでございます。たまたま改定の準備中に事故が発生したというふうにもとれるのでございますが、この関係についてはどう思つておられるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 保安教育の研修計画書の変更というのは八月に入ってからでございまして、確かに時間的経過は余りございせんけれども、この工場に限りません、一般的にいろいろな事故の実態を分析いたしますと、保安教育計画の中身自体が必ずしも十分でないということを強く痛感いたしますので、今回の法律改正の重点も実は先生の御指摘のところに相当あるわけでございまして、この面につきまして今度は実践的な、しかも相当現場に即応したような形の保安教育を定めてこれを実行に移してまいりたい、こう考へております。

○宮田委員 二十六条の危害予防規程でございまして、三項では知事が「危害予防規程の変更を命ずることができ」ということになっておりますが、このケースがあつたかどうかということ、再び出光の徳山工場の事故後の対策に触れますが、同工場では事故後の八月に第三回改正をしております。高圧ガス危害予防規程を原に提出しておるわけでございまして、それによりまして、非常災害発生時の措置及び教育訓練の方法とか工場保安管理組織の改正など新しい点が幾つか見られますが、先ほど申しました教育の問題につきましては後退というふうな傾向も見受けられるわけでございまして。たとえば保安会議の開催のところは、改正前は毎月二回でございまして、改正後は一回というふうになっておるわけでございまして。出光の予防規程改正を通産省はどうか評価されておるものか、さつきも若干の答弁がございしましたが、つけ加えてお答え願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 最初の御質問でございまして、二十六条の三項に基づいて実際に変更を命じたケースがあるかという御質問でござい

ますが、届け出の段階で変更を命じたケースは実はございませんが、事故が起きますと直ちに事故調査委員会を開きまして、そこで危害予防規程が実際に正しかつたかどうかというのをチェックする仕組みにいたしております。したがって、事故が起きたものにつきましてはほとんどこの予防規程の変更を命じておられます。今後は、事故が起きたというところと、事前に變更を命ずるようになつてまいりたいと思ひます。

それから、もう一つの御質問でございまして、確かに従来保安会議の開催が毎月一回になつておつたのが、事故後は原則として毎月一回ということに改められておりますが、これは実は事故前におきます保安会議と申しますが、この高圧ガス取締法関係以外にいわゆる労働安全衛生法に基づくものを含んでおるわけであります。高圧ガス保安のための会議が毎月開催される保証が実は前にはなかつたわけでございまして、事故後は新しく別に高圧ガス委員会というものを設置いたしまして、こゝでは必ず月一回やるというふうな改めたということで、質的な変化をやつたわけでございまして。また、それと並びまして、危害予防規程の問題の検討も含めまして、いろいろな点の検討をこの委員会でもいろいろやっておるわけでございまして、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○宮田委員 次に、審議会の構成の問題についてお伺いをいたします。

化学関係に直接従事をしております者、それを組織しております労働組合、この代表が審議会に入つていない。この点については、いままでの組織のいきさつもございまして、大きな手ばかりではないかと私は思つておるところでございまして。たとえば就業規則等の関係につきましても、直接関係があるということに入つておるわけではございませんが、事この化学問題に関しましては入つておりません。

(田中(六)委員長代理退席、塩川委員長代理着席)

ところが、最近の化学に働いておいでになる方々の組織が、連絡を強化しなければならぬということから一体化されておられるわけでございますから、この審議会に出る委員を選ぶに際しまして、連携も非常によくとれる連絡もとれる状態にございまして、この審議会に労働組合の代表を入れる考え方があるのかどうかということをお伺いいたします。

○佐藤(連)政府委員 先生御指摘のとおり、従来労働者代表の方がお入りになっておられないわけでございますが、今回の法律改正を機会に組合の方々がお入りいただけるように早速措置いたしたいと思っております。

○宮田委員 次に、行政上の問題についてお伺いいたします。

何しろ最近のこの種の事故に対する問題というのがたくさん提起もされておりますし、現実の問題として起こっておられるわけでございますが、関係のいたします法律、これは消防法あるいはまた労働安全衛生法とか、いま審議しております高圧ガス取締法というところで対処されておられるわけでございますが、これがどうも動員の面におきましてもあるいは調査の面におきまして、一体化ということにはなかなか得ていないことであります。特に消防の関係についてでございますが、災害に対しましては消防組織のあり方が特に問題になっておられるところでございます。たとえば現行消防組織法第十九条で市町村消防の自主性の規定として、市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政官に服することはない。」とされておるのでございまして、これは自治体消防の大原則でございます。市町村消防は消防庁長官等の指揮監督を受けないことがはっきりしておるとも言えるんじゃないかと思うわけですが、これは今日の情勢に照らし合わせて見ますと、重大なことにやないかと思っております。そこで、お伺いをいたしますのは、コンビナートの防災について、市町村消防の自主性と消防庁長官の監督はどのように行なうつもりか。これは一

見通産との関係が薄いようございまして、けれども、何しろ災害の原因、災害の非常に不安の対象になっておられるのが通産省の関係でございますだけに、あえてお聞きをしておるところであります。なかなか指揮監督できないというふうに思うのでございまして、この点についてまずお伺いいたします。

○佐藤(連)政府委員 コンビナートにおきます保安防災体制のあり方としましては、いま先生おっしゃいましたように、市町村消防の独立という問題が確かにございまして、一方、災害対策基本法の中では、大災害を想定いたしましたケースといたしまして、地方別に都道府県知事を中心とした防災の仕組みがございまして、それで、石油化学工場を中心としたコンビナート地区につきましては、大体そういうような組織がすでに行政上つくられておられるわけでございます。そこにおきましては、共同訓練、共同防災資材等も用意されるように仕組みとしてできております。

それから一方、われわれ通産省といたしましては、やはりコンビナートの中における工場が、まず自主的にみずから守る体制をとるべきであるというところで、局長通達によりまして、コンビナートの防災協議会をつくらせております。この中で自主的に防災訓練もやっておりますし、それからいろいろな資材の問題、それから点検の問題等々も、現場の都道府県知事なりあるいは市町村、消防の御指導を得ながらやっております。

それから、今度は各通産局、八つございまして、各通産局ごとに、一昨年の事故にかんがみまして、化学対策本部というものを常設いたしておりました。ここに大体学識経験者、七十人ぐらい先生方をお願いしてございまして、この方々に、問題があるたびに現場の点検をお願いする等々のことをいろいろやっておられるわけでございますが、さらにそれでも必ずしも十分と思えませんし、特に行政官の監督体制そのものについて確かにばらばらな面もございまして、ただいま自

治省あるいは関係各省とも十分に連絡をとりながら、その点についての検討を進めておるといいうような状況でございます。

○宮田委員 せっかく大臣お見えでございますので、さらにコンビナート保安についてお聞きするわけでございますが、三菱石油水島事故以来、コンビナートの保安体制の強化が緊急の課題になっておりますことは御承知のとおりであります。さきの委員会におきまして通産大臣は、三木総理が本件について新法制定の検討を自治省に指示していらっしゃるという御答弁をされておられるわけでございます。現在、自治省が、特に消防庁が検討しているものであれば、消防法あるいはまた消防組織法に基づき消防の観点から主であると思うのであります。コンビナート保安問題は、単に消防の面からだけではなく、最近には特に石油精製、石油化学、鉄鋼等に係る技術の知識や経験を踏まえて、適切な措置なり対策をとらねばならないと考えておられるわけでございます。これに關しまして、大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○河本國務大臣 総理の方から、先ほどお話しのような御指示がございまして、いま自治省が中心になって作業を進めておられるわけでございますが、これに對しまして関係各省からいろいろな資料を出しておりました。そして、さらに御指摘がございまして、単なる消防の知識だけではコンビナートの防災体制というものはやれない、こういうことから、通産省等からも技術者を中心として参画をさせまして共同で作業を進める、責任は自治省が持つておられますけれども、共同で作業を進めていく、そういう形でいま進んでおられるわけでございます。

○宮田委員 関連をいたしますが、所管大臣として、また現に高圧ガス取締法の所管大臣としての通産大臣は、三木総理が自治省に指示したからといって、責任のないような態度は許せないと思うのでございます。むしろ通産省がコンビナート保安についてのもっと積極的に責任を負って取り組むべきだと思うのでございまして、この点についてのお考えをさらにお聞かせ願いたいということ、もう一つございまして、

そうであるならば、通産省は自治省と共同してコンビナート保安問題、なかんずく新法制定に向きに取り組むべきであると考えます。特に石油備蓄法案を今国会に提出しようとしておられると聞いております。こういうことを考えますと、通産省の方々はちよつとのおんびりされておられるのではないかと気もするわけでございますが、本法案についても、こういうふうなおんびりしたことになると思います。重大な考え方をさらに持たなければならぬというふうにお聞きをさせていただきますが、この点についても大臣の所見をお伺いをしたいと思います。

○河本國務大臣 確かにコンビナートの中に存在する企業はほとんど全部は通産省が監督をしております。そういう関係でございまして、決して自治省任せということではございませんで、先ほど申し上げましたように、資料を出しますと同時に、特に技術的な面からはいろいろ助言をいたしまして、積極的に共同して作業を進めておる、こういうこととございまして、ただし、作業の責任は一応自治省が持つておられる、通産省は積極的に協力しておる。決して放置しておる、こういうことではございません。責任を痛感しながら進めておるわけでございます。

なお、この防災体制を強化確立するということ、これはからの産業政策上絶対に必要なこととございまして、産業政策を円滑に進める上におきまして、もしもどうしてもこれは必要だと思つて、特に先ほどお話しがございました石油の備蓄との新しい関連におきまして、これはぜひやらなければいかぬ仕事である、こういう自覚のもとに進めておるわけでございます。

○宮田委員 出光の問題だけではございせんが、化学工場の中にいろいろな事故が起きておられるわけでございますが、この事故対策の問題、あるいはまた新しい教育基本計画なり、あるいはまた予防計画なりを策定して県に申請をなさるわけ

ございますが、この計画を立案されるときに、労働組合の、労働組合がないところは直接その現場に働いておる代表といいますが、そういう方々が加わってこの計画を立てられておるものか。また、事故がありましたら、事故に対する対策、この問題について労働使で対処をされる、労働使で予防計画を立てられるということになっておるものかどうか。私、化学のことをよく知りませんが、その点掌握されておりますならば、お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤(澤)政府委員 現場の保安教育並びに異常時の対応策等々につきましては、何といたしましては、工場長から下の従業員の一に至るまで同じ気持ちで対処していただかなければならぬわけでございまして、そういう観点から今度の法律改正の一つのねらいといたしましては、現場の方々一人一人がこの保安問題に参加するという意識を十分に盛り上げることがねらいでございまして、従来の保安教育なり危害予防規程の作成の場合、制度的に労働組合の意向を聞くという制度にはなっておらなかったわけでございまして、法律改正後の保安教育あるいは今後新しくつくられる危害予防規程の作成の段階には、労働組合なり従業員の方々の意見が十分に反映させ得るように、それは形式的じゃなくて実質的に反映させ得るように、制度的にいろいろ考えてまいりたいと思ひますし、またそうすべきであると考えております。

○宮田委員 積極的にそういう件についての参加をお願いいたします。

次に、気象庁あるいは学者、また国土地理院などで構成しております地震予知連絡会が、さきに多摩川流域の異常隆起から地震の可能性を指摘しております。東京湾沿岸が地震に見舞われた場合、埋立地に林立する工場群の危険性はもとより、超過密の道路を往來しておりますタンクローリー車の保安問題がクローズアップされておるところでございまして、四十年度の衆院商工委員会での附帯決議にもその安全対策確立の必要性がうたわれてお

るわけであります。運送業者への保安教育は万全ということになっておるかどうかということ、それから地震時の高圧ガスの輸送、この点について通産省の考え方を聞かせ願いたい。若干抽象的な質問になりましたが、いまそういうところにおります地域の住民の方、大変に不安を持っておるところでございまして、その点について何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 今回の法律改正におきましても、特にタンクローリー等の輸送保安確保対策というものが一つのかなめになっております。それで、現在高圧ガスの移動につきましては、規則によりまして特に都市部のような人口集中地域につきましては特別の規制を行っております。具体的には、タンクローリー等に対しては、一定の資格を有する移動監視者を同乗させるほか、繁華街または人込みの通行を避けさせるということをやっておりますし、それから駐車をする場合は、住宅の集中地域は避けるように規定してございまして、それから、一定量以上のガスを移動しようとする場合は、移動計画書を通産局長に提出して確認を受けなければ移動できない規定を設けております。通産局長は、この確認を行う場合には、都市部の道路のうち高圧ガスを移動することが望ましくない道路の通行に際しましては、管区警察局長の了解のあった場合を除いては認めておりません。さらに、いま御審議いただいております法律改正案が成立した場合には、基準類の整備をさらに図りまして、輸送の万全を期する覚悟でござい

ます。

それから、第二点の地震時の輸送保安対策でございまして、仮に地震が起きますと、重大な災害をもたらすおそれがございますので、その具体的な方法をただいま検討中でございまして、地震時におきましては車両の追突、場合によっては転倒が考えられるわけでございまして、たとえば追突時の事故発生防止のためには容器とリアバンパーの間隔を規制するとかあるいはバルブの弱い部分をプロテクターで保護させるとかあるいは消

火器などの防災の器具の携帯を義務づける等々の規制をただいま検討いたしております。

それから、現在でも、事故が発生した場合の防災活動につきまして、関連業界の互助組織を各県ごとに地域防災協議会という名前で行うようになっておりますけれども、これにつきまして地震を想定して一層強化する方法もただいま検討中でござい

ます。

○宮田委員 次に、水島の三菱石油の事故に関連するのですが、石油化学工場内のプラント事故と鋼材の材質の問題について伺ひたいと思います。

高圧ガス保安協会の事業計画、これは四十七年度のもので、その中にも高圧力鋼等の技術基準の作成というのがありますが、その基準はいつ作成されるわけか、これをまず一つ聞きます。

それから、水島の事故もあつたことですから、タンクの鋼材の材質の見直し等をやるべきだと思ふのでありますが、鉄鋼メーカーとの連携はどうされておるか、あわせてお答え願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 通産省から高圧ガス保安協会に委託しております高圧力鋼の技術基準の作成につきましては、四十七年度から継続してやっております。五十年年度に完了する予定になっております。

それから、高圧力鋼の材質の問題につきましては、水島のタンクにつきまして、いま消防庁の方で、事故調査委員会十分に御検討願っておりますので、われわれの方としてもその結果を得ますれば、早速参考になさせていただきますが、さらに今後は、今度の法律改正にもございまして、特定の設備、危険な設備につきましては、メーカー段階においても材質を検査する仕組みを新しく導入いたしましたので、そういう場合は当然のこととして鉄鋼メーカー等とも材質の問題について十分に打ち合わせることに相なろうかと思ひますので、具体的にいろいろ検討してまいりたいと思つております。

○佐藤(澤)政府委員 今度の法律改正を機会に、協会の業務が相当拡大するわけでございまして、人員計画につきましては、補助事業部門と非補助事業部門があるわけでございまして、補助事業部門と申し上げますのは、今度この協会に新しく出資並びに補助金が入ることになったわけでござい

ますが、その仕事の中核の一つといたしまして、いま先生がおっしゃいましたLPの保安センターができるわけでございまして、ここに大体十名でございまして、それから、国内外のいろいろな情報を集めまして、新しい技術基準の制定に資するため保安情報センターをつくる予定になっておりますが、ここに六名でございまして、さらに、保安技術基準の制定のための補助事業として、さらに六名を張りつける予定にいたしております。全体としては来年度は九十四名の人員を考えております。

それから、予算でございまして、国全体といたしましては、三億四千六百万円の一般会計からの予算を予定いたしておりますけれども、補助事業部門の全体といたしましては、約五億程度の事業を考えております。

それから、非補助事業といひますのは、これは検査とか講習、保安教育等々が非補助事業部門になるわけでございまして、これが大体、五十年年度におきまして十億程度の予算規模を考えております。

○宮田委員 最後にありますが、過去数年間の協会の決算報告書を調べてみました。疑問に感じるところがございまして、金額は、他の項目と一緒に一つは、四十六年度決算書に出向社員退職金というのがあります。金額は、他の項目と一緒にな

ておりますので、正確なことはわかりませんが、出向社員というのですから、文字どおりはつきりした所属会社があるわけだと思ひます。この点をひとつお聞かせ願ひたい。

それから二つ目は、四十七年度決算書に退職金二千五百余万圓というのがあります。調べてみましたところ、役員さんが二人やめたということですが、それは在職期間は六年と九年でございす。私がこの問題を取り上げますのは、本法が改正された際には、当然給与規程のようなものができると思うのでございす。現行法でも協会に対する監督命令等の権限を通過省が持つわけでしょうし、世間の常識に照らしました場合、どうかと思ひますが、この点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 まず、御質問の第一点でございす。出向職員に対する退職金の問題でございす。これは、四十五年四月に保安協会に出向してまいりまして、四十七年三月に退職した出向職員の退職金でございす。出向職員に対する退職金等は、当該職員の出向時に出向元会社と協会の間で契約を結びまして、それで協会規程による退職金を出向者の退職金の一部として出向会社に支払うということにしておるわけにございまして、退職金の水準も、高圧ガス保安協会の退職金規程によつたものでございまして、これは適正であらうと思ひます。

それからさらに、四十七年度の決算書に役員退職金二千万以上計上されてゐるという御指摘でございす。これは本協会の退職金規程に基づいて支給されておりますが、理事についての支給基準は、ほかの特殊法人との横並びで見ますと、むしろ低めでございす。それから、このときやめられた役員は、この年度に役員が三人一挙に退職したことが原因でございまして、これも先ほど言ひましたように、特殊法人としては非常に低い水準の退職金規程に基づいて支払われたものでございすので、妥当であるとわれわれは考へております。

○富田委員 ひとつ誤解のないようにしていただきたいわけですが、退職金が多いとか低いということでお聞きわけにございせん。やはりこの種の関係については、給与規程というものがつくられてしかるべきじゃないかということをお聞きわけにございす。その件について何かありましたら、ちよつと答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 従来とも、先ほど言ひました退職金の規程やら給与規程につきましては、われわれとしても十分監督はしておつたわけにございすけれども、ただ従来、人件費等につきましては会費で賄つてきたということもございまして、自主的に運営させていた面が確かにあつたわけにございす。今度は新しく予算措置をいたしまして出資も入りまして、今後は、給与規程、退職金規程等々の財務関係につきましては、一切通産大臣の承認を得るといふふうに改めることにいたしてございす。

○富田委員 それでは終わります。

○塩川委員長代理 これにて富田早苗君の質疑は終わりました。

引き続いて、野間友一君。

○野間委員 私は、公害災害上大問題になつておりますコンビナート、とりわけ石油化学工業の問題について、これから若干の質問を申し上げたいと思ひます。

いろいろ調べてみますと、この石油化学工業は、昭和三十三年に本格的に誕生したわけでありすが、その後十七年間、世界にたぐひまれな成長を遂げてまいりました。設備投資は約二兆円弱、大変な額です。エチレンの生産量を見てみますと、三十二年と四十八年を比べますと、約二百九十倍、わが国の全化学製品中に占めるエチレンの割合は、生産額で言いますと一・八%から三六%へ、まさに超高度経済成長、超成長を遂げたわけでありす。このように石油化学工業が成長を遂げた大きな理由の一つは何か、それは政府の手厚い育成政策、

これがあつたということでありす。特に初期の段階、三十年の通産省の省議決定がありすけれども、これはいわゆる石油化学工業の育成対策、これが重要な背景をなしております。

そこで、初めにお伺ひしたいのは、この省議決定に基づいて今日までつてきた助成措置の内容について、ひとつ簡潔に御答弁を願ひます。

(塩川委員長代理退席 萩原委員長代理着席)

○矢野政府委員 お答えいたします。

いまの省議決定に伴ひまして、石油化学工業の育成のためにとられた施策でございす。一つには、まず石油化学工業の運用によりまして、原料ナフサを安定的に確保したということが一つございす。それから第二は、重要機械免税制度等によりまして機械設備の積極的な導入を図つたわけにございす。第三は、開銀融資あるいは特別償却制度というふうな租税特別措置によりまして制度によりまして設備投資の促進を図つたということにございす。それから第四は、開銀融資あるいは外資法の運用というふうなことで、先進国の世界の企業、巨大企業の進出からこれを保護したというふうなことで、それから最後の点におきましては、国際競争力強化という点で、エチレン設備の大型化を推進いたしまして、これまた外資法に基づく技術導入契約のチェックというふうなことで、この大型化の実行を確保した。大体この五つに御説明ができるかと思ひます。

○野間委員 いまのお話にもありましたように、開銀融資、これは業界の資料によりまして千十四億四出でございす。通産省からもつた資料では、これは石油化学にかかると構造改善費として四百三十二億という資料をもちつておりますけれども、業界では千十四億、こうなつておりますね。開銀の関係ではこのように莫大な融資をする。それから、いまお話がありましたけれども、重要設備の特別償却、それから重要物産製造者の法人税の免税、それから重要機器の輸入関税の免除、いま言われた大型化の促進、まさに至れり尽くせりでございす。

の石油化学工業を今日まで育成してきたというのは先ほどの答弁にあつたとおりであります。そこで、次にお聞きしたいのは、これらの助成措置、これが業界の要求に基づいてやられてきたということも、これまた事実であります。石油化学工業協会が、当時の事情について石油化学工業の十年史の中でも述べておりますけれども、そこで先にお聞きしたいのは、石油化学工業協会です、それから後の石油化学工業協会、これは何社で、どういふのが入つておるのか、お聞かせ願ひます。

○矢野政府委員 お答えいたします。

石油化学工業協会、現在の加盟社は三十八社にございす。

○野間委員 いや、最初懇話会があつて、これが協会になりましたですね。発足した当時何社で、どういふのが入つておるのか、どういふことを聞ひておるのです。

○矢野政府委員 発足時の会社数がいま手元でございせんのでお答えができませんのは残念でございす。当、当初、東燃石油化学とか三井石油化学あるいは三菱油化、こういふものが中核をなしましたので、そういった会社がメンバーになつてゐると思ひますが、最終の数字をお答えできませんのは遺憾に存じます。

○野間委員 この十年史によりまして、この懇話会、これは三十二年に結成されて、旭ダウ、昭和電工、住友化学、日本石油化学、古河化学、丸善石油、三井石油化学、それから三菱石油、三菱油化、モンサント化成、この十社であつたということが十年史にはあるわけですね。

これがいま申し上げた協会に発展的に解消するわけですね。昭和三十三年二月に石油化学工業の健全なる発展と石油化学会社の協調を目的とした「石油化学工業懇話会」が結成された。これに参加した会社は、十社であつた。「この懇話会」は、政府の石油化学育成政策に対する積極的な働きかけを開始

した。税制面では昭和三十三年四月に法人税法第六条の重要物産免税品目に石油化学製品を適用させ、七月には租税特別措置法による特別償却制度の適用および揮発油税の免除を決めることに成功した。また、開銀融資については、三十三年、特別枠の対象業種に指定された。さらに、石油化学工業原料の主体となった揮発油に対する原油外貨の特別割当についても陳情していたが、三十三年末に認めさせた。先ほど育成助成策について幾つか述べられたわけですが、いま申し上げた、これは石油化学の大手であり、いま申し上げた、これらがつづいた協会が、この十年史により、積極的に働きかけてこれを実現させた、こういうことを書いてあるわけですね。だから、これが事実かどうかということなんですけれども、これにより、それに呼応して通産省が、あるいは大蔵省も入りますけれども、それに対する手当てをした。これからすると、まさに財界と申しますが、大手の企業の言うとおりの一つ一つの手段で、助成策をとってきたというふうには私に感ずるわけですが、けれども、その点についていかがですか。

○矢野政府委員 ただいま協会十年史の経緯の御説明がございました。これは、私ももの方もそれを否定する根拠はないと思います。要するにおそらく事実だと思えます。いわゆる大手企業からこういういろいろな動きがあった、その結果、現在のような石油化学工業というものがいろいろな助成の上でできたのではないかと、これは私ももの方も、当時の考え方からいいますと、石油化学工業が将来やはり日本の輸出あるいは国内の国民経済に非常にプラスになるだろう、こういう判断のもとで、先ほど先生御指摘のような昭和三十年の省議決定もあったわけですが、いわば当時、出発のときはたしか開銀の新規産業というように扱ったのだと思います。その後三十二年あたりから構造改善枠ということに切りかわったと存じますが、いずれにいたしましても、当時はこれは新しい産業として日本に定着させたいという政

府の姿勢もありまして、それがいまの大企業十社でございますか、こういった要望と相結んでいまの石油化学工業が固まってきた、こういうふうな解釈してよろしいのじやないかと思えます。

○野間委員 いま認められたわけですが、中小企業とかは、われわれもよく政府に陳情したり要求したりするのですけれども、なかなかこれのガードが厚くてやらない。いま申し上げましたように、石油化学についていいますと、一つ一つこれについて強力に大手が働きかけてこれを実現したということなんです、こういう点を見ますと、やはり通産省は企業寄りだという評価を受けるのはあたりまえじやないか、そういう感じがするわけですね。しかも、この石油化学工業の育成強化のために、さらに金融あるいは税制上、先ほど挙げましたこれだけではなしに、操業率の向上あるいは規模の巨大化、はやり言葉で言いますとスケールメリットの追求だと思えますけれども、これについても非常に細かい指導をされてきたわけでありまして、これは事実認められると思えますが、三十四年の十二月に「今後の石油化学工業企業化計画の処理方針」、こういうものを出してあります。この中で、時間の関係でこちらから言いますけれども「生産設備の増強を図り、輸入の完全防遏を実現すること」、それから「総合石油化学コンビナートの完成を期すること」「コストダウンと基礎製品等の供給力の増強を図ること」、こういうことがこの処理方針の中に書かれておりますけれども、この事実は間違いないと思えます。

○矢野政府委員 御指摘のとおり、事実でございます。

○野間委員 これを見ても、この中には保安上の対策が全く欠落しておる。まあ驚いたわけですが、これも、さらに次いで三十五年の一月、これは通産省化学工業局の中に化学工業研究会がありまして、この論議なども私、見てみました。これも十年史の中に出ておりますけれども、国際競争上の格差を解決するには、当面は操業率を向上させ

ることしか方法がない、アメリカでは一般に石油化学工業の操業率は八〇%以上だ、これを九〇%あるいは一〇〇%操業にまで高めて、国際的な競争にたえる必要があるのだ、こういうこともこの研究会の中で論議されたということが記載されております。これ間違いないと思うのです。

さらに、四十二年、これは石油化学協調懇談会、これがエチレン新増設基準として年産三十万トン以上という方針を決定した時点のコスト試算をしております。これによりまして、年産十萬トンを基準として、二十万トン規模ではキロ当たり四円のコストダウン、三十万トンでは六円、四十万トンでは六円六十銭、こういう試算をしております。この協調懇談会、これも協会それから通産省あるいは開銀等々、つまり官庁それから民間の企業、業界、こういうものが寄ってつくったわけでありまして。

こういうふうに一連の経過を見ますと、コンビナートをつくるの至上命令として、しかもそれだけではなしに、そのスケールメリットの追求という点から、生産規模を巨大にしていこうということですね。同時に、操業率を九〇ないし一〇〇に高めていくということ、一貫してこのようなスケールメリットの追求を、官があげて民間と一緒にやってやってきたという経過がここからうかがわれるわけですが、こういう事実についてはどうですか。

○矢野政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、国際競争力の強化ということ至上命令といたしたもので、そのスケールメリットとして先生御指摘のとおり、四十年で二十万トン、四十二年に三十万トン規模ということ、三十万トン規模ということならば、国際競争に十分たえ得るだろう、こういう形で動いてまいりましたので、いまのお話は事実だと思えます。

○野間委員 四十万トンについても同じですね、いま答弁ありませんでしたけれども。

○矢野政府委員 スケールメリットの規模といたしましては、三十万トンを実は国としていまの協

調懇で決めたわけでございます。四十万トンというのはむしろそれ以上であればということで、特に四十万トンが非常によろしい、こういうことは判断しております。

○野間委員 いま若干申し上げたような経過を見ても、先ほど申し上げたけれども、設備がどんどん増加し、しかも巨大化してくる。ところが、一連の方針なり文章を見ても、これに対する保安上の問題が全く欠落しておる。これを見て実は私驚いたわけですが、結局生産第一主義、スケールメリットということと、どんどんやっつけていくけれども、これについての保安上の問題が全く抜けておるというふうなこと、これはとてもない話だと思ふのです。生産の規模の拡大あるいは生産量をふやすと同時に、人の健康とか命、これを守らねばならぬ。これは中には労働者ですね、あるいは外には住民の健康、命にかかわる直接重要な問題であります。いまはとりわけ保安の問題が重要視されるようになったわけですが、けれども、ワシントンでもワシントンでもおくれで保安がついていっておる、こういうふうな現状ですが、けれども、そういうような点から考えて、こういう石油化学工業を育てるという方針をいまあなた述べられましたけれども、なぜ同時に人間の命や健康を守っていくという立場が一体となつてこなかったのか。これについては大変な手落ちがあったのじやないかと私は指摘せざるを得ないと思ふのです。この点どうですか。

○矢野政府委員 保安の流れにつきましては、別途立地公害局長の所管かと思いますが、御指摘のとおり昭和三十三年適正規模二万トンと決めまして以降、三十六年に四ないし六万トン、それから三十八年におきまして十萬トン、それから四十年が二十万トン、四十二年三十万トンというところで、いわば巨大でございますが、国際競争力強化のために適正規模という判断をしたわけでございます。確かに四十年ぐらいいまではこういった協調懇と保安という問題に対して、特に当時は保安で

ございますが、保安問題に対して非常に不十分であつたのではないかと私も思います。ただ、たしか四十二年の三十万トンのときになりまして、四十二年は一般高圧ガスの災害が非常に多うございまして、四十八年の件数よりもやや少ないのですが、非常にふえたときであります。たしかそのときには、基準といたしまして保安上の配慮が十分なされてゐるものであることというのをうたつたと私は記憶しております。そういうふうなことで、四十二年ぐらいの体制としては保安を配慮しだしたというのが実情だと思ひます。

○野間委員 局長も認められたけれども、結局これが三十年ごろから問題になる。問題になるといふのは、石油化学工業を重視するということをも国も決め、そして企業も一緒になってこれらたといふわけですね。それから、いま四十二年のお話がありましたが、保安対策そのものがずつと出てきてきたわけですね。問題になってから出てきたわけですね。これは国がそういう姿勢であつたから、業界もまさにそうだったわけですね。といひますのは、これまた同じ十年史の中の「保安・公害対策」というところで、これによりまして、たとえばこういう記載もあります。三十九年五月に自主保安基準を協会がつくつた。その後三十九年六月に新潟地震による石油精製工場の火災、ついで川崎地区におけるプロピレンオキサライドの爆発事故が発生すると業界は直ちに「直ちに」と書いてあるのがみえますが、「協会の中に防災保安委員会を設置して自主保安体制の整備強化を目指し、昭和四十二年四月には「石油化学工業災害予防規程」をつくつて」云々、そして「四十三年初めに千葉地区で高圧法ポリエチレンの爆発事故が発生すると保安委員会の中に特に高圧法ポリエチレン保安委員会を設けた」結局、何か事故がありまして、その後これに対して手だてを講じた、こういうことがこれに書かれておるわけですね。ですから、政府がそういう姿勢でありますから業界自身もこのようにして、後で気のつく何とやらで、結局何か健康や人命に被害とか

影響があるというふうな事故があつた後にこれについての手だてを講じようという、後手後手の姿勢を業界そのものが今日まで示してきたというところが、業界史の中でも明らかにしておきます。ですから、せんに結んで言ひますと、政府そのものがそういう姿勢だから、つまり育成強化の方針を三十年に決めて、それから十年も後になってからここにもありますがコンビナート地域の保安に関する基準、化学工業局がこういうものをつくつて通達しておる。それから、コンビナートの保安規制、こういう規則をつくるという動きがいま出てきたわけでありまして、これもいま申し上げた四十三年度の自主保安のための基準という化学工業局から出しておる通達、これから七年おくれでやつとこの規則を定めようとしておる。

こういう点から、政府も業界もこういう保安対策の立ちおくれを本当に真剣に反省して、そして技術的な対策を立てなければならぬということ、が当然出てくると思ふのです。これらについてどのように考えておられるのか。

○佐藤(澤)政府委員 この産業は、先生御指摘のように三十四、五年ごろから急速に成長いたし発展してきた産業でありますために、保安面におきまして十分であつたかとの御指摘については、必ずしも万全でなかつた点を率直に認めざるを得ないと思ひます。したがひまして、今後は特に規模別に、大型の問題あるいはコンビナート等の集合地域の進展の度合いに即して、しかも今後のこの産業の進展の度合いに即して、機動的に保安体制を確立しなければならぬというふうな痛感いたしております。従来、ともすれば後手であつたということも踏まえまして、われわれとしては先取的に保安の問題をとらえ、設備面の問題、保安教育の問題あるいはコンビナート全体の防災体制の問題等々のすべての分野にわたつて積極的に正していくようにしたいと思ひております。

○野間委員 後で気がつくというふうなことで、もう今後は絶対許すことはできないと思ふのは、この十年史に「とくに近年は保安・公害に對する地域住民の関心はいちじるしく高まつてきている」という全くばかにした表現があります。つまり、保安・公害に対する住民の関心が著しく高まつてきたという記述で保安・公害対策が書かれておる、こういう姿勢ですね。人がやかましく言うから、住民がうるさいからという発想がこの表現の中にあると思ふのです。企業に対して厳しく規制強化をしなければならぬ、この姿勢そのものを私は非常に問題にしたいと思ふ。ようやつといふ反省するやうな答弁がありましたけれども……。

そこで、この大幅な規制強化について、コンビナートの保安規則ができるようでありますけれども、これはいまだできておるのかどうか、できておるとすれば、その中身についてはどうか、その点について若干お聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 この法律の改正に伴ひます保安規則につきましては、ただいま検討いたしておる段階でございます。できるだけ早い機会に実施に移すやうに準備中でございます。

○野間委員 いづつこれができるのかということ、休憩前に通産大臣も言われましたけれども、自治省を中心として、コンビナート規制法というものがいま準備されているということ、これとの関係ではどうなるのかですね。

○佐藤(澤)政府委員 技術基準を中核としたますところの省令の改正につきましては、三月下旬を目途にただいま作業をやつております。

一般的にコンビナートの保安体制につきましては、ただいま具体的に自治省と検討いたしておる段階でございますが、この辺につきましましては、単に通産と自治省のみならず関係省庁が大分入つておりますので、はつきりした見通しはまだ私の口から言える段階にはございません。

○野間委員 通産大臣にお聞きしますけれども、コンビナート規制法ですね、これは今国会に出すことをめどにしていま作業を進めておられるのかどうか。

○河本國務大臣 間に合わせるつもりで作業が進んでおるはずでございます。

○野間委員 局長にお聞きしますけれども、いま申し上げた規則とコンビナート規制法とはどういう関係にあるわけですか。

○佐藤(澤)政府委員 保安規則は高圧ガス取締法の実施のために必要な技術基準でございます。この産業の保安対策上最低必要な技術基準を定めたいということでございます。

それから、コンビナート法と言われている問題は、コンビナートの中には高圧ガスの産業やら石油タンクあるいは電気工作物、ガス等々のいろいろな産業が入つておるわけで、これをコンビナートの面としてとらえました。一体的な防災保安体制はいかにあるべきかという観点から検討しているわけでございます。

○野間委員 そこで、この保安規則について少しお伺ひするわけですが、いま申し上げたやうに、石油化学工業については、税制上、金融上、その他いろいろな優遇措置をいままで講じてきて、急成長をなしてきた産業であります。今度また、通産省が出してあります「高圧ガスの保安体制の強化の方針」という資料によりまして、一つの手だてとして開銀及び中小企業金融公庫融資あるいは税制上の特別償却、このために財政融資、それから税制の各般にわたつて措置をするのだというところが書かれてあるわけですね。

ここでお願いしたいのは、いま石油化学工業が非常に巨大化して、内部留保、蓄積もすいぶん進んでおる、その上にこの規則をつくつて、それを背景としてさらに金融、税制上の助成措置が講ぜられるということになっておるわけですが、なぜいまの時期になつてもこういう助成措置が必要なのか、具体的にどういふ根拠でそういう判断をしたのか。それからもう一つ、大企業の場合、この規則が実施された段階で、平均してどの程度の負担になるのか、そういう試算をされているのかどうか、そのあたりを聞かしてくだされう。

○佐藤(澤)政府委員 今度の法律改正に伴ひま

て、高圧ガスの対象産業に對しまして、從來に比
べますといふいろいろな設備の面で強化の義務づけを
することに成るわけでございませう。しかも、この
設備面の保安体制の確立というのは非常に事を急
いでおりますし、一たび事故が起きた場合の地域
住民に對する影響もございませうので、緊急にこれ
を完成させたいといふことをわれわれも願ひいたし
ております。このように相当大規模かつ多額の投
資を短期間のうちに完成せしめるといふ場合に
は、やはり何らかの補助的手段を講ずるといふこ
とは一般的にいまでも行われてきてゐるわけで
ございまして、特に今回のように、単に工場の保
安といふ面のみならず地域問題として考えた場合
も、この設備の強化といふのは非常に重大である
といふ面から、特にこういうことを措置すること
にいたすわけでございませう。

それから、金額の点でございませうが、大体われ
われとしましては、二年間ぐらいにこれを完成せ
しめるといふことになりまして、今度の保安強化
によります上積み分は一千億ぐらゐかるだろう
といふふうに想定いたしてあります。

○野間委員 中小企業に對しては当然助成措置を
講じなければならぬといふことは、私は理解でき
るわけですが、ところが、この期に及んでもなおか
つ大企業優遇に何でこんなに上積みするのかとい
うことが理解できませんし、いろいろ国民的な立
場で聞いてみましても、これはやはり依然として
大企業優遇の措置が講ぜられてゐるといふことで
非常に批判が強い。当然だろうと思ひます。いま
業界全体で上積み分が一千億といふ話がありまし
たけれども、この程度のものなら、それぞれの内
部留保とかあるいは民間の金融機関からの借り出
しで十分まかなえるのじゃないか、私はこの判断
するわけでございませう、その点についてどうな
かといふこと。

それから、急速に金が要る、急速に手だてをし
なければならぬのでこれは金が要るのだといふ話
がありますけれども、これとよく考へてみますと
と、いまでも野放しできた。それがために、いま

申し上げた公害や災害の問題で保安上の設備を強
化しなければならぬ。ですから、たとえば公害の
場合にはPPPがありませうけれども、この災害の
場合には同じだと思ふのです。自分が企業
として物をつくるわけですから、それと両輪の関
係にある保安については、いまでも手厚い手だ
てをするのが当然だったわけですね。先ほどから聞
いていまして、これについては後手後手で、この
点についての反省もあつたようですね。でも、し
かも設備がこれだけ巨大化すればするほど、一た
ん起きる災害の影響といふか、被害の度合いがこ
れまた巨大になるといふのも当然だと思ふのです
ね。ですから、いまでも後手後手に企業がやつて
きたといふことに原因がありこそすれ、いま急速
にこれをとめなければならぬ。それは単なる企
業の中の問題ではなしに、住民との関係があるん
だ、こゝに言われました。確かに地域住民の立場か
ら考へても、保安の設備を強固に、しかも早急に
といふのは当然の要求ですね。しかし、その要求
と、それからこのような助成措置を講じなければ
ならぬかといふのは、これはまた別の問題だと思
ふのです。このあたり、どういふ根拠に基づいて
こういうことを決められたのか、ひとつお聞かせ
願ひたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 本来保安投資といふもの
は、いわゆる設備投資の中の生産関係投資と違ひ
まして、事業所の生産とか収益に直接つながらず
投資じやないわけでございませう。しかも、今度われ
われが実施せしめる内容は、現在の基準は十分に
守られておるわけではありますけれども、この国
の基準を変えようといふことでございまして、し
かも既存のものに對しても保安強化をやらせる、
しかも短期間にやらせるといふことが一つの大き
な目的でございませう。単にその工場内の保安の
みならず、公共保安、広域保安をここで確立させ
たいといふことで、この設備投資自体が相当公共
性を持つておるといふようなことでございませう。
そういう意味では、単なる設備投資といつても、
国としても十分にこれを資金面、融資面で応援し

ていくことは当を得たものとわれわれは考へてお
ります。

それから、単にこれは大手のコンビナート企業
のみが対象になるわけじやなくて、中小規模の工
場につきましても保安強化をやつていただくこと
になるわけでございませう。これはコンビナートの
みならず、単独立地の企業についても、中小規模
についてもやつていただくことになるわけでござ
いまして、これにつきましても中小金融公庫等の
手当てをいたしまして、大手、中小に関係なく今
度の措置を円滑に、しかも短時日にやらせたいと
いふ目的であることを御了解いただきたいと思ひ
ます。

○野間委員 いま私が申し上げたように、保安を
強化せよといふことはだれも否定してないわけ
ですよ。それで、それと金の手当ては別の問
題だといふことを言つておるわけですよ。同時に
に、これも私先ほどお聞きしたわけですね、中小
企業に對する助成はわかるというのです。と
ころが、中小企業と大企業と差別せずにという話
がありましたが、そうではなくて、大企業ならこ
の程度の金は自力で手だてできるのじやないかと
いふことを申し上げてゐるわけですね。それじや
千億円の、大企業と中小企業で必要な金額の割合
は大體どういふことになってゐますか。

○佐藤(澤)政府委員 先ほど申し上げました保安
投資規模の一千億といふのは、大手の企業でござ
いまして、中小規模は大體これの五分の程度に
なるうかと思ひます。

○野間委員 これはやはりばくは再検討すべきだ
と思ひます。

そこで、関連して聞くわけですが、冒頭
から申し上げておるように、政府が指導して操業
率を高め、それから規模を巨大化してきたといふ
経過ですね。しかも、合理化あるいは機械化がずつ
と進められてきた。急速に技術も進んだわけですね。
そして、その中で、先ほど国際競争力の問題があ
りましたけれども、コストダウンといふものを至
上命令としていまでも種々の施策を講じてきたわ

けですが、そういうふうな一連の三十年から始ま
る政府のとつた措置、そういうものが適正であつ
たかどうか、相当であつたかどうか、どう考へら
れるのか、その点どうですか。

○河本國務大臣 昭和三十年代の初めから日本の
産業を重工業、さらにまた先ほどお話しした石油化
学工業を中心とする化学工業に転換をしたわけで
ございませう。明治初年から昭和三十年代の初めま
で九十年間、わが国は繊維産業それから雑貨工業
を中心とする軽工業が中心であつたわけですね。
いまから二十年前の世界の体制の中にお
きまして、日本の産業といふものは重工業と化学
工業に転換しなければ生きていくことができな
い、そういう観点に立ちまして、政府が全力を奉
げてバックアップいたしました日本の産業を構造
転換させたわけでございませう。その結果、現在よ
うやくいろいろな面で国際競争力を発揮いたしま
して、われわれが世界において十分な経済活動を
できる基礎ができたわけでありませうが、そういう
意味において、私はこの産業構造の転換という政
策は大成功であつた、こゝにいうふうに考へており
ます。ただし、先ほど来質疑応答がございま
したように、余りにも急激な転換でありましたた
めに、しかも特に石油化学工業の場合は外国の技
術を導入してこれを行つた、こゝにいうことのため
に防災面あるいは公害面で後手後手に回つた、そ
ういふ失敗があつたといふことは、これは私は率
直に認めざるを得ない。それをいま一生懸命取り
返しておるといふのが現状である、こゝにいうふ
に認識をしてあります。

○野間委員 と同時に、私伺いたかつたのは、い
わゆるスケールメリットの追求ですね。巨大化、
これがいまでも反省されておるわけでありま
すけれども、そういう点から考へて、いま二十万
トンあるいは三十万トン、四十万トンの話があり
ましたが、大きければ大きいほどいいのだといふ
姿勢ですね。つまり、操業率をずっと九〇、一〇
〇に高めていく、それから生産量をふやすために
大きな装置をどんどんつくつていく、こゝにいう巨

大化、大きいことはいいことだということを私はやはり反省しなければならぬと思うのです。いままでの施策がそういう方向で進められてきた。しかも、いま通産大臣認められたけれども、保安や公害上の問題が後手後手に回ってきた。この問題を考へてみますと、巨大化そのものがよかつたかどうかということが真剣に反省されなければならぬ。いんじやないか、こう思うわけですけれども、その点について通産大臣いかがですか。

○河本國務大臣 わが国の宿命的な産業構造といまして、資源が全然ないということとをまず第一番に考へなければいかぬと思ひます。それから人口が非常に多いということも大きな要素として当然考へていかなければならぬと思うわけでございます。そういう意味から、資源がなく人口が多い、したがって外国貿易に依存しなければならぬ。外国貿易に依存します場合には、これはやはり外国との激しい競争になるわけでございます。激しい競争に打ちかつたためには、やはり低廉でしかも良質な品物をつくるということが肝要でございまして、そのためにはスケールメリットということがどうしても前提条件になると私は思ひます。特に新しい商品の開発とか新しい技術の開発、こういう面はスケールメリットのある実力のある企業、これが前提になるわけでございまして、そういう意味からスケールメリットということは決して悪いことではない。やはり日本の産業は、ある程度の競争力を保持して外国との貿易に打ちかつたためには、スケールメリットというものは必要である。ただし、最近反省されますことは、大きくならねばなるだけ企業としての行動というものに自制を加えて、行動の基準というものをはつきりつくつて、そういうことは当然必要だと思ひます。しかし、スケールメリットということにつきましても、先ほど申し上げましたような考へ方を持つてゐるわけでございまして。

て、十分手だてがなされてき、またなされれば、それはそれなりの一つの議論ではないか、考へ方ではないかと思うのです。ところが、一方では大きくならねばなる、ところがそれに対応する適切な保安対策がなされてこなかった。現に事故が多発している。しかも、これらが巨大なこういう石油化学工業、とりわけコンビナート、その中から出てきてゐるということの中で、いままでのような形のやり方がよかつたのかどうか、それを反省すべきじやなかつたか、こういうことを申し上げてゐるわけで、確かにいろいろな資源の問題あるいは国際競争力の問題、それを通産大臣が言われるのは、私は決して全部否定するわけじやないんです。しかし、そういうような形で、保安対策はおざなりになつてもスケールメリットはいんだという理屈は毛頭出てこないと思ひます。通産大臣の話を聞いておられますと、何か発想が私と逆なような感じがするわけです。健康とか命とか環境とか、そういうものを必ず十分手だてした上での設備の新設あるいは増強、こういうものがなされなかつたことが、いまコンビナートの規制なりあるいはその他のいろいろな手だてを急速にしなければならぬ大きな原因になつたんじゃないか、こういうふうに思ひます。

そこで、関連して労働者の人員の確保の問題についてお聞きしたいと思ひますけれども、時間の関係でこちらから申し上げますけれども、石油化学工業に働く労働者の数の推移、これを生産量の推移との関係で数字を調べてみますと、たとえば四十五年の生産を一〇〇として従業員を一〇〇とすると、生産と従業員の数、これが全く対応せず、生産はふえるけれどもそれに合つて従業員の数がふえてゐないというのが通産省の調査統計で明らかにしておるわけであります。こういう点から考へて、保安設備そのものをいかに強化していくかということと同時に、結局最後はやはり人間の手だと思ひます。人間の確保がなければ、保安対策上も決してこれがいゝということが言えないのは当然だと思ひます。こういう石油化学

のところに働いておる労働者などからいろいろ聞いてみましても、事故が起こればこの人数ではもうやれないということと異口同音に語つておるわけです。

四十八年の十一月に合化労連の災害対策委員会が要求をしておりますけれども、この中で幾つか拾つてみましても、徹底した安全点検を実施せよ、組合が安全を認めるまで停止をしてくれ、これは老朽化とか材質が悪いあるいは下請依存、こういうのが幾つかの問題点として挙がつております。さらに、必要人員の確保、それから労働密度が高いということ、しかも正常時、修理時あるいは緊急時、これはきちつと必要な人間だけは確保してくれという要求。それから三つ目は、技術教育、安全再教育、定員外に六ヶ月から十二ヶ月訓練予備期間、その教育内容についても組合との合意をいふことも出ております。それから、作業基準を安全第一に、それから夜勤と緊急時の指揮系統を明確にしてくれ、夜間電気系統の確保、それから装置と人間の能力を超えた操業はさせない、こういうふうな切実な要求が合化労連として出されておるわけです。

さらに、四十九年三月コンビナート等に立入点検した学者の提言等を化学保安近畿対策本部事務局というところから出しておる四十九年五月の報告書、私ここに持つてきておりますけれども、たとえば京都大学の柴田先生の指摘ですけれども、「生産性を高めるために設備面の合理化、近代化が進み、そのためにできるだけ配置人員も少なくされていくことは理解できますが、保安関係を含めて事故時に対処できる人員が確保されているか再検討する必要があるように思ひます。一つの装置でも熟練し操作・機能を熟知するのに最低半年、大きな装置であれば二三年を要するというのが現場の人の回答でした。」そして、「人員配置を再考して欲しいと考へます。」これは柴田先生だけではないに、福井労働基準局の安全衛生課長佐野さんあるいはその他の方々の指摘もありますけれども、学者等も立入点検された際に、やはり人

の問題について重視しなければならぬということも指摘されております。

いま挙げた合化労連の要求、それから現場の労働者の要求、詳細はきょうは省きますけれども、たくさん聞いております。こういうのがやはり出ておるわけです。

そこで、通産大臣あるいは労働省に聞きたいわけですが、保安上人的な点から考へましていまのままの保安要員でよいのかどうか、これらの点について、コンビナートを含めて石油化学工業等について調査を正確にしたのかどうか、あるいは保安の基準は一体どうなつておるのか、人的な面ですけれども、こういうような点について通産省あるいは労働省の見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○佐藤(逋)政府委員 統計によりまして、確かに生産規模と人員とは必ずしも比例いたしておりませんが、これは特段この産業が技術革新の激しい産業でございまして、設備の更新も他産業に比べて非常に速いという面もございまして、そういう技術革新あるいはスケールアップによりまして生産性の向上が他の産業よりもやりやすかつたというところから、人員面の増大が生産に比べて非常に少なかつたという面は確かにあるわけでございします。ただ、いろいろ事故が起きてから、いろいろな先生方あるいは労働組合からの御指摘があつたことは事実でございしますし、われわれもその事故報告書を率直に認めますし、また改善しなければならぬというふうに考へております。

それで、特に今度の法律改正の中身といたしましては、やはりこの人の面におきますところの保安管理というものを最大の重点事項に考へておりまして、設備面のスケールに應じまして保安の監督員あるいは保安の責任体制、両面にわたります保安管理機構をこの際法定しようという考へ方を一つ持つております。したがらしまして、責任体制とそういう人員配置とを有機的に結びつけた組織をこの際確立するというのが第一点。それから、先生からも御指摘がありました、

やはり現場の労働者の声をこの保安面に十分に反映させるということが非常に大事でございまして、この面がいろいろ今度の事故時にも欠点として指摘されておりますので、いろいろな今後の保安教育計画をわれわれの方に出す際にあるいはまた危害予防規程を新しくつくる際には、現場の従業員の意見を必ず聞くという仕組みをこの中に取り入れて、先生の御趣旨のような仕組みで今後運営してまいりたい、こう考えております。

○野原説明員 設備を改善し、危険性を排除するということは、この石油化学コンビナートなどの安全を確保する基本的なあり方だと思ひますが、これには一定の限度がある現状であります。

そこで、そういう設備の改善とあわせて人の側の対策、すなわち先生がおっしゃいました適正な人員の確保、それから必要な安全教育の徹底、さらには労働時間その他の労働条件についての改善等がなされなければならないというふうに考えております。一昨年の秋に各地のコンビナートで事故が頻発した際に、労働省といたしましてその直接原因のみならず、背景的要因についていろいろ調査検討した結果、やはり御指摘のように必ずしも現場における要員が十分でなかった、そのために安全衛生教育も必ずしも適切に行われなかった、あるいはまたメンテナンス等の面においても遺憾な点があったというふうな事実が指摘されましたので、単に正常運転ということだけでなく、いま申し上げましたようなことも含めて、それらのことがスムーズに行われるような人員が現場において確保されるように現在強力に行政指導をしているところであります。

それから、第二点目の安全教育の点につきましては、実は労働安全衛生法が制定されました際に内容の充実強化を図ったわけでありますが、一昨年の事故統覧の例等にかんがみまして、さらに昨年、この特定の設備につきましては、それらを運転しあるいは修理したり清掃したりする人々に対して特別の一定の時間の教育をやるように新たに事業者が義務づけるとともに、安全委員会という

ものが一定規模の事業場に設置されておるわけでありまして、その付議事項としてこの安全教育についての計画を挙げまして、その場で関係業者の意見も十分に聞くということでも実効を上げておる次第でございまして。

○野間委員 報告書を見ますと、個別具体的な指摘がないわけですね。いま立地公害局長も言われましたし、今度の法の改正の中で確かにいわゆる名前をつけた幾つか、二、三ですね、これをふやしておる、保安上の要員について、これは確かに法律上、改正法にはそうなっております。ただ、名前をつけるだけじゃこれは何にもならないので、質と同時に量の確保ということが相まって初めて全うすると思ふのです。そういう意味から考えて、平時あるいは緊急時、この場合の具体的な手当てがいま十分であるのかないのか、名前だけ単にふやすということだけでは実が上がらないというふうに思ふわけです。

そこで、聞きたいのは、いまの改正法の中にある幾つかの保安要員の強化、その人的な面での強化ですけれども、それで十分だというふうに考えておられるのか。企業に個別に当たって、そして実態をつぶさに見て、その中で未然にこの事故を防ぐというふうな手当てが、とりわけ石油化学工業あるいはコンビナート、そういうところでは不可欠のものじゃないかというふうに私は思ふので、すけれども、そういう立場からお聞きしたいと思ふのです。

○佐藤(連)政府委員 保安要員の確保といふのは、単に企業内の保安のみならず、特にコンビナートにつきましては、コンビナート全体の防災のための共同保安要員というもので、両方の仕組みが必要になってまいるわけでございまして。

まず、前者の保安要員の問題でございまして、法律で規定されますのは、危害予防規程の中で、それを守るに最低必要な人員は、これは法定されるのと同じでございまして、それは当然のこととして充足されると思ひますが、ただ法律で規定されますのは、一般的にはこれは全部の企業に罰

則も含めて義務づけられるわけでございまして、最低必要な人員になるわけでございまして。さらに、それを超えての人員は、やはり規模別にありは地域的な問題も含めまして、これはやはり通産省並びに都道府県が責任を持って個別に行政指導の範囲でその法律を踏まえて指導していくという面が必要だろうと思ひます。

それから、コンビナート全体の保安要員につきましては、現在各事業所において防災体制の必要な人員を配置させておりますけれども、今回の事故にかんがみまして必ずしも十分でないというふうにもわれわれ考えておりますので、これは今度の法律の問題とも関連いたしまして必要な人員は充足していくというふうに考えております。

○野間委員 そうすると、後者はともかくとして、前者の場合、これは産業政策上も非常に重要なことだと思ひますけれども、適正な労働者の確保あるいは配置、そういうものを個別的に一つ一つ手当てをしていく、これを入れていくということをしていくことで約束できますか。

○佐藤(連)政府委員 法定された人員の確保は当然のことでございますが、それを上回るものにつきましては、これはもちろん労働時間の問題もあろうかと思ひますが、少なくとも保安上の立場から必要な人員は充足していただくということにつきましては、都道府県と通産省と、個別の問題として行政指導してまいりたいと思ひます。

○野間委員 それじゃ次に進みますけれども、操業率と安全性の問題について少しお聞きします。先ほど申し上げたように九〇ないしは一〇〇％の操業率、これを今日まで推奨してきたわけですね。四十八年の例のチソソの爆発事故、このときは操業率は一一〇％、出光の徳山、この火災事故は、ここでも論議になりましたけれども、一たん装置を停止しながら、十分な検討もせずに再開して事故を起こした。私も現地に行つてまいりました。このように大型設備の場合、小さな故障とかあるいは災害、この場合でも全体の運転を停止しなければならぬ。これは経営的な打撃が大きいという一つの資本の論理があるわけですが、ここで事故が発生するわけですが、これはダイヤモンド社の「石油化学」という本の中にもこういう資本の論理について書いておるわけですが、これも、このような操業率をフルに上げていくということ自体問題になると同時に、逆に今日のような不況の中で操業率を五〇ないしは六〇に落とすというところがいま出ておるわけです。これも、操業率の極端な低下、これまた安全性の面では危険であるという学者の指摘もあるわけです。

ここで聞きたいのは、その上限の問題とそれから下限、このデータを通産省は把握しておるのかどうか、しておるとすれば、具体的にどの程度のものが基準になるのか、こういう点についてひとつ伺ひたいわけですが。

ついでに言いますと、ある技術者にいろいろ聞いたわけですが、たとえばいまのスケールメリットの追求の中で、一つの装置で三千万トン、四千万トンというのがありますけれども、五〇％操業率というものが、つまり操業率を五〇％に落とすということ、これは保安上危険である、そうでなくて、たとえば四千万トンの場合には十万吨のもの、これを四つに分ける、そして二つをとめる、こういうことをしなければ、これはだめだというわけですね。

（秋原委員長代理退席、委員長着席）

ところが、先ほどからずっと一貫して申し上げておるのは、いたずらにスケールメリット、こればかりを追求してきた、こういう中で、操業率の下限がいま大きな保安上の問題となつてきているというふうに考えるのです。この点についての見解をひとつ聞かせてください。

○佐藤(連)政府委員 確かにこういうような非常に高度な技術の結集でございまして、化学産業につきましては、操業率と保安の問題は非常に重大な問題であり、関連性があろうかと思ひます。それで、極端な操業率の上昇あるいは低下ということとはやはり好ましくないというところはわれわれも考えておりますが、大体化学工場の場合は、一基という

場合よりも、二基、三基が組み合わされてつくられておりますので、操業度を落とす場合には、たとえば二つの場合は一つをシャットダウンするということのようなことでなければ、現実問題として、一つのものを自由に上げたり下げたりということなどは不可能かと思ひます。それはなぜかと言ひますと、これはガスの反応によりまして製品をつくっていくということでございますから、そういうようなことはおのずから限度があるわけでございます。したがひまして、やはりそういう問題も、産業の好不況によりまして操業度をアップしたりダウンさせたりするということは、装置自体から本来あり得ないわけでございますけれども、しかしそういう動機が働く要因も絶対にないとも言ひ切れませんので、その辺については、御指摘でございますので、今後は十分に注意させてまいりたいと思ひます。

したがひまして、いま適正な上限と下限はどこが安全限界かということにつきましては、われわれとしては十分な知識はございませんけれども、おのずから装置自体からいつて常識的に定まる点はあるかと思ひますので、そういう点も含めまして、今後いろいろ検討させていただきたいと思ひます。

○野間委員 法案の中身について余り触れる時間がありまじやうでございますけれども、二、三お聞きしたいと思ひます。

この特定設備の検査機関の指定の基準、これは今度新設するわけですが、五十六条の九、ここに幾つかの要件が書かれております。これの三号によりまして、民法上の法人というものがありますけれども、これは特定設備の検査機関は、通産大臣あるいは保安協会、そのほか指定業者としては民法上の法人に限ることになるわけですか、どうですか。

○佐藤(澤)政府委員 指定検査機関の要件といたしましては、公益法人に限ることになされてまいりたいと思ひます。

○野間委員 もう何かせかせかしてきましてしたけれども、この特定設備の検査については、これは今後新たにつくられるものももちろんですけれども、既存のものについては、法律の対象になるのかならないのか、その点どうですか。

○佐藤(澤)政府委員 既存のものは対象になりません。

○野間委員 そうしますと、既存のものが対象にならないということは、やはり一つの問題だと思ひます。これは一定の技術上の基準があつて、過去のものは、それに適合しておつたらいんだと言われるかも知れませんが、しかしいままで基準があつて、それでもなおかつ事故が起つてきたし、今後起こらないという保障は全くないわけですね。だから、新しいそういう設備についてはこういう検査をするということだけではなしに、既存のものについても同じような形の手当てをする必要があるんじゃないか、すべきだ、こう私は思ふのですけれども、この点についての見解はどうなんですか。

○佐藤(澤)政府委員 今回の特定設備検査制度を新設いたしました動機は、この高圧ガス産業の事故の原因として、従来設備に起因した重大な事故という問題は実は余りなかつたわけでございますけれども、この法律改正を機会に保安対策の万全を期するという見地からこの制度を実施するに至つたわけでございます。

それで、新設と既設で差ができるわけでございますけれども、既存設備につきましては、この際、いろいろ保安検査を実施いたしておるわけでございますが、この保安検査の頻度を増したりあるいは精度を上げることにによりまして、問題点を十分に現場においてチェックするように仕組みを変えてまいりたい、こう考えております。それで、メーカー段階でチェックする点につきましても、大体問題点はおのずからしはられておりますので、そういう保安検査の場合には、メーカー段階でチェックするよう個所につきまして特に重点的に自主検査あるいは保安検査をやるといふことでこれをカバーしていく。もちろん不良なものにつ

いては計画的にこれを早く取りかえるというようなこともやりまして、補完的な体制をここでやることによりまして、本来の目的を達成したい、こう考えております。

○野間委員 それじゃ、最後にひとつお尋ねと同時に御要望、要求をしておきたいと思ひます。

通産大臣にお願ひしたいのですが、通産大臣の行う検査あるいは通産大臣の指定する検査機関が行つた検査、これに合格した設備が、その設備、機器上の欠陥による事故を不幸にして生じたという場合には、一体だれが責任を負うのかということと。

それから、最後の要望として申し上げたいと思ひますけれども、四十八年と四十九年に行つた総点検の結果を、これは政府の責任で集約、分析してぜひ公表されたい。特に問題のある企業についてはその地域の防災会議にも報告して、強く改善の措置を急がせるようにすべきだといふことと。

それから第二は、いま出しましたけれども、既存の設備あるいは機器についても新しい技術上の基準を定めて、防災上重要な機器については計画的にこれを取りかえさせるといふふうにするべきである。

それから三つ目は、現行の法律に基づく施設の位置、構造及び設備、技術上の基準を定めた省令がありまじやう。これをもう一度新たな観点から検討、見直しを行つて改正する必要があるんじゃないか。これは時間がありまじやうで、個別には言及できませんけれども、特に安全弁を常に全開にしておくといい規則などは、大気中に有毒あるいは可燃性のガスを放出させることになりやすいことも考えられると思ひます。

したがつて、さしあたりきよの審議に関連するこの三つの要望、要求、これを通産大臣にして、いまの最初のお尋ねと同時に、ひとつ見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○佐藤(澤)政府委員 お尋ねの第一点でございますが、設備の欠陥に基づきまして、しかもそれを

検査したものが事故を起こした場合の責任の問題の御質問でございますが、設備の欠陥に基づきます事故の民事上の責任といたしましては、メーカーまたは当該設備を設置しているユーザーが負うことにならうかと思ひます。しかしながら、検査等の瑕疵があつた場合に検査主体が責任を負うかどうかという問題は、検査の瑕疵と被害の間に直接に因果関係があるかどうかについてケースごとに判断する必要があると思ひますが、仮にそのような因果関係があつた場合には、検査主体が責任を負う可能性もあり得るのではなからうか、こう考えております。

それから、四十八年、四十九年に実施いたしましたコンビナートあるいはエチレンセンターの取りまとめの報告については公表をいたしておりましたし、今後とも必要な方面には公表をさせていただきます。したがひまして、こう考えております。

それから、現在の技術基準につきましては、もちろん新しい情勢、あるいは設備の更新と同時にいち早く機動的にこれを改正するという姿勢は絶対必要でございます。したがひまして、われわれとしてもいま先生がおっしゃつたような安全弁等の問題も含めまして、常にこの技術委員会というのを開いておりまして必要性があればいつでも改正できる体制にございまして、機動的に時期を逸しないように改正する仕組みを今後とも続けてまいりたいと思ひます。

○河本國務大臣 いま局長が述べたとおりでございます。

○野間委員 終わります。

○山村委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 大体同僚議員の御質問で疑点は晴らされたと思ひますが、二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

第一点、まず入る前に、高圧ガス、ことにLP-G、プロパンガスの各家庭での使用によりまして過去一年間に起りました事件の数と人命の損傷、いわゆる死亡とそれから重軽傷の数、及びそれが物件に与えた被害の総額、それを一件で割り

ますとどのくらいになるか、この四つを事務局から御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 液化石油ガスの事故件数でございまして、一般消費先の事故件数といひましては、四十七年が二百九十九件、四十八年が三百六十八件、四十九年が三百八十八件でございまして、それで亡くなった方が、四十七年が五十二人、四十八年が五十九人、四十九年が六十四人でございまして、それから、けがをされた方が、四十七年が三百九十八人、四十八年が三百八十九人、四十九年が五百四十一人でございまして、

それから、この事故によりまして物件に与えた被害につきましては、われわれの方としては、都道府県はつかまえておると思ひますけれども、物件については報告は取っておりませんのでお答えできません。

○玉置委員 そこで、件数にして比率で出しますとそのような率でしか出ませんけれども、近時、私の方の近くでも、京都の南部ですが、爆発が年に三、四件続いで出ておりまして、このごろ都市ガスにかかわりましてといういろいろな要請が私の方にも舞い込みまして、大阪瓦斯に依頼をしたりいろいろなことをしているわけでありまして、そこで、これが絶滅を期するためにどんな方策をいまお考えになっておるか。

○佐藤(淳)政府委員 お答えします。

この一般消費者のところにおきます事故の絶滅につきましましては、きめの細かいことを相当広くやらなくちゃいけない、こう思っております。ですから、そういう意味では一つの決め手はないわけでございます。総合的に多角的に進めたいと思ひます。

その中でございしますが、一つには機器の改善をまずやらなければいかぬということでございまして、早急には、いま考へておりますのはふろがまとか瞬間湯沸かし器とか、そういうものについて、立ち消えになった場合には元栓が締まるような新しい装置の機器でなければ今後販売してはならないということを一月十日付で公布いたしてお

ります。

それから、金属ホースにできるだけかえていく、これはゴムホースでも従来間に合つておつたのでございまして、ひび割れ等の問題もございまして、これをできるだけ金属ホースにかえていくとか、それから一般家庭に導管で持つてくる場合もあるわけでございますが、この場合には工事責任者は国家試験を受けた者でなければならぬとか等々のことも考へておりますし、それから何といひましても千八百万世帯の膨大な世帯がお使いになつておるわけでございますので、この方々のやはり注意を喚起する、あるいは取扱ひ要領等につきましまして、きめの細かい啓蒙普及をやらなくちゃならないということ考へておりまして、これにつ

きましては、高圧ガス保安協会に今度新しい予算をいただきましたので、消費者保安センターをつくりまして、ここで十分な啓蒙普及の活動をさせたい。

それから、LPガスというのは空気より重いという非常に厄介な特性を持っておりますので、これにつきましまして色をつけるとか、においをもつと強くするとか、あるいはまた地震が起きたときのために耐震性の構造に機器を改造するとかというような技術問題につきましても、今度協会内に出資をいただきましたので、その出資をもちまして技術研究所をつくりまして、その研究所でそういう問題も研究させていくというふうなことも等々のいろいろ盛りだくさんなことを計画いたしておるわけでございます。

○玉置委員 そのうち一番効果があるのは臭気だと思ひます。臭気をいまの少なくとも十倍というんですか、何倍というんですか知りませんが、こればかりで言われていくことでもありまして、一日も早く、できれば来月一日からとか、何かそういうめどをつかまえて言わないと、総合的にということもわかるけれども、総合的にということとは、なかなかできぬというにも通ずるわけでありまして、一番手っ取り早い臭気の問題だけでもいつから一体おやりになりますか。

○佐藤(淳)政府委員 ガス漏れ対策として、ガスそれ自体に色をつけるかにおいをつけるというところが一番有効であることはわれわれも承知いたしておりますので、早速五十年から研究所にやらせることにいたしておりますが、実は現在もつけさせてはおるわけなんです、非常に濃度が低いわけでございます。いままでもいろいろ実験してまいつたのですが、着臭剤とガスとが分離いたしまして、ボンベの中では一体ですけれども、出るときはばらばらになつてしまつて非常にやっかいな問題があるのでおくれしているわけでございますが、なかなか考へるほどやさしくないわけ

でございます。いまの見通しだと二年くらいかかるのじやなからうかという感じがいたします。それでは困りますので、一方、先ほどちよつと申し忘れたわけでございますが、実はガス漏れ警報器をこの際普及させることによってその補完をさせてまいりたいということ、リース制度を来年度から新しく考へておるわけでございます。

○玉置委員 千八百万世帯にすでに普及されておる、その監督は通産省だ。なかなかむずかしいのでございまして、ななごう言うておることがどうかと思ふんです。だから、本当に適切な手を一日も早くできることから打つていかないと、総合的にということとはよくわかりませんが、それならば、安全機器の先ほどのなくなればとまるのかというものを、それだつたら途中の導管さへひび割れ、何やら漏れということがなければ絶対大丈夫ですか。

○佐藤(淳)政府委員 十分にチェックして売り出すわけでございますから、大丈夫と思ひます。

○玉置委員 その機器をつけない限り、今後販売はまかりならぬということに決められたことは適切に行われておりますか。

○佐藤(淳)政府委員 ことしの一月十日に公布をいたしましたのでまだ時間はたつておりませんが、若干メーカー側の供給体制もございまして猶予期間をある程度置いてございまして、全面的に売り出されますのは秋ごろにならうかと思ひま

す。

○玉置委員 秋ごろまでは出ないのですか、それは一部は出るのですか。一部は出るのです。わかりました。そうすれば、その機会に全部取りかえろということではできませんか。全部取りかえるにはどのくらいの年月かかるのですか。

○佐藤(淳)政府委員 買いかえていただければいいわけでございますけれども、生産台数の供給力の問題もございまして、全部入れかえらるゝなりまして、やはり五、六年はかかるかと思ひます。

○玉置委員 着臭剤は二年くらいかかる見込み、それは五、六年かかる、いずれも大分向こうの話です。そうすると、その間に命を守るのには、爆発を受けた人、これはだれが責任をもつて弁償をしたのですか、どの範囲を。

○佐藤(淳)政府委員 販売店にいろいろ定期検査の義務を負わせておりまして、一方販売店の責めに帰すべきような事故が起きた場合の補償措置をいたしまして、強制的に販売店を保険に加入させておりますので、販売店の責めに帰す問題につきましましては、販売店が責任をもつて弁償いたしておるわけでございます。

○玉置委員 販売店の責めに帰すべきということは、具体的に言えばどんなことですか。と同時に、どれだけの保険を掛けさせておりますか。

○佐藤(淳)政府委員 販売店の責めに帰すべき内容として、適正な設置をされていなかったというふうな問題でございまして、設備面における欠陥が事故につながつた場合は販売店の責めに帰すということにならうかと思ひます。

それから、支払われますところの金額は、人的被害の場合は一人一千万円でございまして、それから、物的被害の場合は一事故二千万円、こういうことになつております。

○玉置委員 ゴムホースがひび割れておるといふことはどちらに入りますか。

○佐藤(淳)政府委員 家庭内のコンロ等に使つて

おります。ゴムホースであれば、これは一般消費者の方の責任でございます。

○玉置委員 それならば、販売店が検査をしにくい場合は、それを検査しておるのですか。

○佐藤(淳)政府委員 ガスが充てんされております容器につきましては、毎月一回販売店が見回っておりますけれども、家庭内に入って、家庭内で使っております器具についての点検は毎年一回ということに定めております。

○玉置委員 毎年一回検査するだけだから、つまり一番起点になっておる容器から出ておる付属物の危険は販売店だけれども、中は知りませんぞという事です。ね、あなたのおっしゃるのは、また、事実上そんな外の器具というものできょうまで事故があったのかどうか。ほとんど中じやないだろうか。操作の誤りとガスホースのひび割れ等々がほとんどじやないだろうかと思うのですが、その率はわかっておりますか。

○佐藤(淳)政府委員 事故の大半は、御指摘のとおりボンベの事故というものはほとんどございまして、家庭内におきますひび割れたゴムホースからとか、あるいは元栓の閉め忘れとかというような事故が大半でございます。

○玉置委員 そうすれば、販売店からは一切の補償はないということですね。

○佐藤(淳)政府委員 消費者の責めで起きた事故につきましても、販売店の方から見舞い金を支払うということにいたされております。

○玉置委員 都市ガスがこの間大阪で大爆発を起こしました。人間並びに家屋、住居等に大被害を及ぼしましたが、そのときも一人一千万円、大阪瓦斯はか三者あとのときは手当てをしたと思うのですが、こういうときはどうなっておりますか、見舞い金というのはどの程度ですか。

○佐藤(淳)政府委員 大阪のケースについては具体的に承知いたしております。先ほど言いました補償の金額も最低の金額でございまして、実態に応じてケース・バイ・ケースで認定して支払われるということになっております。

○玉置委員 先ほどの、見舞い金じやなしに販売店の責任において、こういうことなんです。いま私の言うのは、大多数が販売店の責任においてじやない方向で起こっておるのが現実だから、そのときは見舞い金があります、こういう話で、見舞い金は都市ガスではこのくらいの見舞い金、あなたのおっしゃった販売店の責任においてと同じくらいの見舞い金が出たおるわけでありまして、これは家屋内の話じやなしに家屋の外の話だ。そのときにプロパンガスの場合は見舞い金としてどの程度出しておるのだ、こういうことなんです。

○佐藤(淳)政府委員 大体最低で三万円程度の見舞い金でございます。

○玉置委員 だから、私が言わんとするのは、都市ガスを使う者とLPGガスの不始末とで、どちらにいつい差があるじやないか、こういうことであって、一千八百萬世帯で何キロ使っているのですか。そのキロにたとえばキロ当たり五円でも掛けることによって大きな総合的な補償ができるんじゃないだろうか。何かの工夫があつてしかるべきだ。おまけに爆発しますから、三軒、五軒飛ばすような災害がかなり多いわけですね。やられた者にしてみればたまったものじやない。それを見舞い金の二万や三万もらったって、家を吹っ飛ばされてはどうともならぬじやないですか、どのように考えますか。

○佐藤(淳)政府委員 実は生産物の賠償責任保険というのがこのほかにございまして、これは器具に欠陥があつた場合でございますが、これにつきましては瞬間湯沸かし器、ストーブ等の燃焼器具につきましても、人的損害につきましては一人当たり大体千五百万、それから一事故当たり三千万でございます。それから、物的損害につきましてもは五百万程度を賠償するというようになっております。それから、調整器、高圧ホース等の燃焼器具以外の物につきましても、それぞれの賠償責任保険があるわけでございますが、設備にもよらない、要するに元栓の締め忘れとかそういう問題についての保険の問題というのは、そういうケースが非

常に多いわけでございますので、その辺についてはこれから研究課題でございますので、せっかくの御提案でございますので、ひとつ勉強させていただきますか。

○玉置委員 そこで、大臣にお伺いしたいのですが、いま質疑をいたしておりましたように、千八百萬世帯といふと、共同でアパート等でお使いになつておられるところもあると思ひます。都市ガスとそれから千八百萬プラスアルファ、いわゆる共同世帯を入れますと、大体日本のすみからすみまで使っているじやないだろうか、こう思ひます。そのくらい普及したものでありますので、先ほど聞いておれば、総合的にだけども、そのうち臭気といへども、かすに二年くらいかかるのじやないだろうかという御見解であります。機器に至つては五、六年かかるのじやないだろうか、こういうことですから、これを一日も早く実現するように、臭気のごときものはひとつ研究を促進していただきたい。

二番目には、機器もできるだけ早く取りかえができるように、製造能力をブッシュできるように方法がないだろうか。

三つ目は、その機器ができたときに、みんなが取りかえられるような長期月賦のような形をとる得るように、その製造元に相当な開銀等の融資をしまして、現在あるものでも早く取りかえができるような措置を何とか講じてもらいたい。

四つ目は、四つ目まで言うことやこしくなりますから、この三つについてひとつ大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 ごもつとも御意見でございます。そのような方向で努力をいたします。

○玉置委員 ちょっと味も少しやれもないような御返答で、初めて質問に立つたのにあんまり親切な答弁じやないと思ひますが、まあやむを得ぬとしまして、そこで局長、検査ですが、販売店の検査だけでいいだろうか。物を売る人の検査だけでいいだろうか。しかも、中の方は年に一回しかやらないという。一番事故の多いのは中の方

です。これにも工夫を要するのじやないだろうか。第三者機関でもって検査をする。販売店にもやらしておいたらいのじやないですか。しかし、三カ月に一回くらいは第三者機関も入れるとか、一年に一回はもう一つピックアップしたものをあれるとか、そういうことが考えられるのじやないだろうかと思ひますが、どうですか。

○佐藤(淳)政府委員 第三者をいたしまして、毎年一回の消費設備の点検に当たりまして消防職員を立ち会わせるということも一つの案かと思ひますが、これも実際問題として非常に膨大な数に上りますので、今後は販売店の指導監督に当たる体制としまして、やはり消防署とも十分に連絡をとりまして、できれば立ち会わせてもらうということも考えてみたいと思ひます。それから販売店の大多数が中小企業でもございまして、調査能力が必ずしも十分でないところもございまして、これを補完する意味で、各県にいまLPGの保安センターというものを積極的につくらせる指導をいたしております。この保安センターに販売店の調査代行をやつていただくしまして、この方々は専門家でございまして、販売店の調査と相まちまして、こういう第三者的なチェックも補完的にやることによつて、先生の御趣意を生かすように考えてまいりたいと思ひます。

○玉置委員 私は、コンビナートのああいふ地盤沈下等々を考へまして、われわれ行政の素人からすれば、コンビナート等のものは本当は通産省が直接責任を持つていいんじゃないだろうか、それからどこへ行かしても町々に消防があるのですから、こういったものは本当は消防がおりやうなすつた方が適切にいくんじゃないだろうかと思ひます。

そこで、府県の街路を自動車で参りますと、外側に十キロか三十キロぐらいのボンベを二つほどくくりまして、そして中へ入れているのを見ますが、だれもいたずらをする者もないからいいもの、もうちょっと聞いをつけるとか何かしなければいかぬような感じがして、ひやんとするよう

です。これにも工夫を要するのじやないだろうか。第三者機関でもって検査をする。販売店にもやらしておいたらいのじやないですか。しかし、三カ月に一回くらいは第三者機関も入れるとか、一年に一回はもう一つピックアップしたものをあれるとか、そういうことが考えられるのじやないだろうかと思ひますが、どうですか。

○佐藤(淳)政府委員 第三者をいたしまして、毎年一回の消費設備の点検に当たりまして消防職員を立ち会わせるということも一つの案かと思ひますが、これも実際問題として非常に膨大な数に上りますので、今後は販売店の指導監督に当たる体制としまして、やはり消防署とも十分に連絡をとりまして、できれば立ち会わせてもらうということも考えてみたいと思ひます。それから販売店の大多数が中小企業でもございまして、調査能力が必ずしも十分でないところもございまして、これを補完する意味で、各県にいまLPGの保安センターというものを積極的につくらせる指導をいたしております。この保安センターに販売店の調査代行をやつていただくしまして、この方々は専門家でございまして、販売店の調査と相まちまして、こういう第三者的なチェックも補完的にやることによつて、先生の御趣意を生かすように考えてまいりたいと思ひます。

○玉置委員 私は、コンビナートのああいふ地盤沈下等々を考へまして、われわれ行政の素人からすれば、コンビナート等のものは本当は通産省が直接責任を持つていいんじゃないだろうか、それからどこへ行かしても町々に消防があるのですから、こういったものは本当は消防がおりやうなすつた方が適切にいくんじゃないだろうかと思ひます。

そこで、府県の街路を自動車で参りますと、外側に十キロか三十キロぐらいのボンベを二つほどくくりまして、そして中へ入れているのを見ますが、だれもいたずらをする者もないからいいもの、もうちょっと聞いをつけるとか何かしなければいかぬような感じがして、ひやんとするよう

です。これにも工夫を要するのじやないだろうか。第三者機関でもって検査をする。販売店にもやらしておいたらいのじやないですか。しかし、三カ月に一回くらいは第三者機関も入れるとか、一年に一回はもう一つピックアップしたものをあれるとか、そういうことが考えられるのじやないだろうかと思ひますが、どうですか。

○佐藤(淳)政府委員 第三者をいたしまして、毎年一回の消費設備の点検に当たりまして消防職員を立ち会わせるということも一つの案かと思ひますが、これも実際問題として非常に膨大な数に上りますので、今後は販売店の指導監督に当たる体制としまして、やはり消防署とも十分に連絡をとりまして、できれば立ち会わせてもらうということも考えてみたいと思ひます。それから販売店の大多数が中小企業でもございまして、調査能力が必ずしも十分でないところもございまして、これを補完する意味で、各県にいまLPGの保安センターというものを積極的につくらせる指導をいたしております。この保安センターに販売店の調査代行をやつていただくしまして、この方々は専門家でございまして、販売店の調査と相まちまして、こういう第三者的なチェックも補完的にやることによつて、先生の御趣意を生かすように考えてまいりたいと思ひます。

○玉置委員 私は、コンビナートのああいふ地盤沈下等々を考へまして、われわれ行政の素人からすれば、コンビナート等のものは本当は通産省が直接責任を持つていいんじゃないだろうか、それからどこへ行かしても町々に消防があるのですから、こういったものは本当は消防がおりやうなすつた方が適切にいくんじゃないだろうかと思ひます。

そこで、府県の街路を自動車で参りますと、外側に十キロか三十キロぐらいのボンベを二つほどくくりまして、そして中へ入れているのを見ますが、だれもいたずらをする者もないからいいもの、もうちょっと聞いをつけるとか何かしなければいかぬような感じがして、ひやんとするよう

ことを非常にたくさん見受けまう。ああいうものも何か隔離施設ぐらいのものは——へいの中に入っているものはよろしいうございませうが、へいじやなしに、だれでもコックをいれえようなどころは子供がいたずらしようなどと思つて、本當はびくびくするような感じがするのですが、ああいうものは危ないものだからもう少し気をつけなければいかぬのだという考え方をみんなに植えつけなければいかぬと思うのですが、どのように考えられますか。

○佐藤(澤)政府委員 ボンベを設置する場合は、足場を固めまして鎖でつないで絶対転倒しないように注意はさせておるわけでございませうけれども、確かに外に露出しておりますと第三者がいたずらするケースも考えられますので、その点は改善の方向で至急に検討してみたいと思ひます。

○玉置委員 それからも一つ、どこの家でもばちとやりますと点火するわけですが、点火の能力をなくしたようなものを、ついそのまま火をつけていらつてゐるところがかなり多いうございませう。ああいうものもある時期に点検に回つて、修理ができるのか、取りかえができるのか、もうだめならだめと云う、各人の家ではどの程度でもうそれがだめになつたかというところを見出す能力がございませう。だから、今度は何とかセンサーといふものをこしらへるというお話ですから、そういうものも三カ月に一遍ぐらひは、全部回れといふことはなかなか大変なことと思ひますけれども、やつていただくようなことまで御検討いたされたいたのだが、どのように考えられますか。

○佐藤(澤)政府委員 先生のおっしゃつた対策を講ずるためには、もちろん販売店に対してサービスをするに向上していくといふことと、それだけでは十分でない面もございませうので、今度協会にできますところのLPの消費者保安センターの職員を活用いたしまして、これをひとつ巡回指導といふ形で、できるだけ末端に手の届くような仕組みをこの際考へてみたいと思つております。

○玉置委員 これはこの程度にしてございまして、

コンピナートの問題につきまして若干お伺ひしたいと思ひます。

コンピナートの不等沈下等につきまして新聞で発表されました。それから、その対策を各省が一致してやるように検討をされておるわけでありませうが、学者、経験者等々によりましてどのようにすべきであるかといふことを至急に出したいといふようなことを新聞で伺つておるのですが、進行状態はどのようになつておりますか。

○佐藤(澤)政府委員 自治省でおつくりになつた非常に大綱的な考え方は一応たたき台としてできておりまして、この案を基礎にいたしまして、特に通産省は最も責任の多いといひますか、産業としても非常に大きなウェイトを持つておりますので、十分な検討を加えるために、特別の体制をしきましてただいま検討いたしておりますが、できるだけ今国会に間に合わせるように法案をつくるようにといふような上からの指示もございませうので、そのテンポでただいま懸命に作業を進めておる段階でございませう。

○玉置委員 百七でしたか、百幾つの不等沈下の著しいものを発表されたと思ひますが、そのうちどれだけを、どの程度以上になつたものは復元しなければならぬといふようなことをお決めになりましたかどうか、それを言つておるのです。

○佐藤(澤)政府委員 タンクの不等沈下につきましては、石油タンクについては消防庁、高圧ガスについては通産省が並行的に行つております。いま先生のおっしゃいましたのは、たしか石油タンクの問題であらうかと思ひますが、不等沈下につきましては、両方とも直径の二百分の一、〇・五%以上の沈下をしたものは異常とみなしまして、これは画一的に点検するといふことをやつておりまして、しかも沈下の度合いの非常に大きいものにつきましては、油を抜きまして内部の構造もチェックいたしておるわけでございます。

○玉置委員 その度合いの大きなもの、それはどのくらいあつて、そしてそれを復元するのには、

どのような方法で、何カ月かかつて、何ば金が必要か、それを聞きたいのです。

○佐藤(澤)政府委員 私の方の高圧ガスは、実はおくれで調査が始まつたものですからまだそういう段階まで至つておりませんが、石油タンクについては、すでにそういう問題の解析が始まつております。きょうは消防庁がお見えになつておりませうので、ちよつと詳細は私から申しかねますので、あしからず御了解いただきたいと思ひます。

○玉置委員 詳細なことを間違ひなく言つてくれといふ意味じやなしに、この間の不等沈下の著しいもの百幾つ、それから学者その他寄つまして、手直しをしなければいかぬと思はれるものはどのくらいかといふことの検討に入るといふようなことを新聞で見たように思ひます。それがどの程度進んでおるのかといふことを私は聞いたのです。それで、百幾つがそのまま手直ししなければいかぬ、どちらにいたしましてもあんなものは油を抜かなければ復元はできませんから、そういうことをするのにはどのくらいの金が必要かといふことを聞いてゐる。また、そんなことは通産省としてはしつちゅう頭に入れておらぬと、これは消防庁でございませうといふことで局長が責任を果たすといふことは私はできないと思ひます。

○増田政府委員 タンクの中で石油タンクの分につきましては、私の方からお答え申し上げます。この前、一万キロリットル以上のタンクの総点検を行ひまして、これは消防署が行つたわけでございます。それから、それ以外に、それ以下の分につきましては、各会社独自にやらしておるわけでございます。その中で、不等沈下が特に著しいといふことで指摘されたのが約百ございませう。それから、それ以外にタンク本体及び付属物について不良箇所があるといふことで指摘を受けまして補修を要するといふのが三十一あつたわけでございます。

これにつきましての補修のやり方その他でございますが、現在水島のタンク事故につきまして、これは専門の学者で構成されます委員会が調査中

でございます。それで、この結論がออกมาして、それによりましてタンクの修理方法といふものを確立するといふことで、現在不等沈下のはなはだしいものにつきましては、油を抜きましてその点検をする。つまり中に亀裂のおそれがあるか、油漏れがあるかどうかといふことを全部調べておりますが、その修理方法その他につきましては、先ほど申し上げました水島の調査委員会の結論がออกมาしたら、今後絶対にそういうものが事故を起こさないような方法を確立しまして、それによつて指示しまして改修させる、こつちの方針にしております。

○玉置委員 長官にお伺ひしたいのですが、かなりの分をやらざるを得ないことになつて思ふのです。いずれも水島の調査の見解を待つてからだと思ひますけれども、それも一年も二年もたつわけにはまいらぬと思ひます。やがて結論が出るものと見なければならぬ。さすれば、それに対して相当な金が必要と私は思ふのです。ついでに、開銀融資その他も協力せざるを得ないのじやなからうか、それだけの用意はあるか、とてもそれは追つかぬのか、何かの見込みをいま持つておらなければおかしいのですから、どのようにお考えですか。

○増田政府委員 いまの調査でございませうが、これはできるだけ早くやるということと現在やつております。それから、できましてから中間の報告をいたしまして、取りかかれるものはもう取りかかりたいといふことで、近く中間報告を出すといふことで作業もいたしております。そういう状況になつております。

それから、ただいま玉置先生からのお尋ねのこれに対する費用の問題でございませうが、これは相当な費用がかかるのではないかと、こつちの方で思つております。その場合に、ただいまおっしゃられましたように、開銀で見るとかその他の資金の手当てをどうするか、これは私どもの方もその結果を待ちまして適当な処置をいたしたいと思ひますが、現在のところでは、まだそれがどれくら

いの金額がかかるか算定できておりませんし、また精製業者が自分の資金でもしできれば、自力でやらせる。ただ、これににつきまして国家の援助が必要であれば、ただいまおっしゃられましたような開銀資金その他で金融的なめんどうを見て、できるだけ早くこれを直すように措置いたしたい、こういうふうな考えでおります。

○玉置委員 つきましては、先ほど局長からお話のようにコンビナートに関してはそれぞれの三法がありますけれども、その三法、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法ですか、そういうものが一連の関連を持ちながらそれぞれの分野の取り締まりをしているわけでありますが、それを有機的な横の関連を持ちながら、教育訓練計画、防災計画、そういうようなことができるようなコンビナート防災法を速やかに企画したい、こういうことですが、一体いつごろに間に合うような努力をされていきますか。

○佐藤(淳)政府委員 今国会に間に合うようにという大臣からの御指示でございますので、それに間に合わせるように、いま懸命にやっている最中でございます。

○玉置委員 お伺いしたいのは、海上保安庁関係の海上あるいは港湾、そのときにオイルフェンス等も関連しているのじやないだろうか。陸上だけではなしに、海上の、コンビナートを取り巻く周辺、そこでさあというときの予防のことも私は要るように思うのですが、それも一緒に検討されておいでになるかどうか。

○佐藤(淳)政府委員 今度のコンビナート防災法は、政府全体の問題でございますので、当然、運輸省、海上保安庁も参加いたしております。そういう海上上面におきます防災資材の問題につきましても検討いたしております。

○玉置委員 そこで、もう一つ、川崎や横浜周辺で申しますと地震の問題、対策等々も言われます。かなり思い切った防災計画が要るのだと思ひますし、なお遮断壁と申しますか、あるいは遮断のグリーンベルトの地帯、できれば二百メートルない

し三百メートル、それを企業で買い上げろということも、これは至難なわざで、できぬ話だと思ひますが、やはり大将来のことを考えれば、そういうコンビナートとコンビナート以外の住宅地域との隔離帯というのが、都市計画的にどうしても要るのではないだろうかという感じがいたします。これは通産省の仕事じやないかわかりませんが、あるいは強力にそれを入れ込んでいくとかいうことを二十年、三十年、五十年にわたって私はやはりすべきじやないだろうか。そして、移転された場合には、土地は買い上げるけれども、家の移転については長期、年二分くらい思い切った、五十年賦くらいか、百年年賦でもよいしいが、そういう道を開いて、将来にわたるグリーンベルト地帯というものをつくっていくかなければ、これは後からその家が建つたにしろ、押し問答しておつたつて切りがないのじやないだろうか。どうしても都市計画の方へ、建設省に物申されまして、あるいは大臣は国務大臣でありますから、将来のために、しかも地震が云々されるような今日でありますから、私はこの点、大都市に接しておるところだけは、そういうことを思い切つてやるべきじやないだろうかという感じがいたしますが、どのようにお感じになっていきますか。

○河本国務大臣 すでにこの数年前から公害防止事業団である程度のことばやっておりますけれども、いまのお話は、これまでのやり方では不十分である、さらに最近の災害状況から見ても大規模にこれをコンビナートに実行すべきである、ついでに家の立ち退き等については、長期の低利資金の調達も必要でなからうか、こういうお話だと思ひますが、私も最近の災害状況、コンビナートの現状等から見まして、やはりそれは必要だと思ひます。でありますから、これまでのやり方をさらに規模を大きくいたしまして、徹底的な対策を立てる必要があるかと思ひます。政府部内でも至急に意見を統一いたしまして、そのような方向で実現するように取り計らっていきたいと考えております。

○玉置委員 そこで、この三法をまとめられるようなときに、先ほど同僚の宮田議員から質問がございまして当局から答弁があつたところでございまして、災害をなくすためにはどうしてもそこに十分現場従業員の意見の反映というものが要るといふことは当然であります。そういう意味では高圧ガス及び火薬類の審議会あるいは高圧ガス保安協会というようなところに労働者の代表の参加が望ましいし、それから点検、訓練、防災設備等々の計画というふうなときに、必ず組合との協定というふうなものを結びまして過労な形にならないように、それで十分の実効を上げ得られるような措置をお講じになるかをお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤(淳)政府委員 今回の高圧ガス取締法改正の大きなねらいといたしましては、この産業に携わる従業員一人残らず保安意識に徹底いたしまして保安確保を図るということが最大のねらいでございます。それを達成いたすためには、やはりその技術基準をつくる場合とか、あるいは保安教育をやる場合とか、あるいは危害予防規程を作成する場合、一番現場を知っておられ、しかも実践的な知識を得られております従業員の方々の声を十分に反映させるといふことが最大のねらいと私も思っております。したがって、あらゆるチャンスをつかまえて現場の方々の御意見が反映できますように、たとえば審議会の委員になつていただくとか、あるいは保安協会にいろいろな委員がございまして、委員会に参加していただくとか等々のことで、積極的に先生の御趣旨が生かされるように考えてまいりたいと思ひます。

○山村委員長 中村重光君。○中村(重)委員 高圧ガスの取り締まりを強化していくというところは必要なことなんだところが、同僚委員からいろいろ質疑が行われて、政府としても制度的に改める点は改めていく、保安強化のために万全を期していくという答弁があつたわけですが、願望ではだめなんで、いままでの点がよくなかったのか。今後、たとえば関係官庁との連絡調整というものをどう進めていくのか、それから地方自治体に多くの仕事を担がせようということになるわけですから、地方自治体との関係はどうするか、制度の面、機構の面、予算の面、人の配置の問題等々具体的な方針が明らかにされなければ、私どももいたしましては単に願望にすぎないというところで納得ができなわけですから、それらの点に対して考え方をこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○佐藤(淳)政府委員 御指摘のとおり、今回の法律改正の実行の万全を期すためには関係官庁との連絡体制も非常に重要でございます。特にこの高圧ガスに關係いたします省庁といたしましては、危険物を相当持つております関係からの消防庁、それから労働者の安全のための措置といたしましては労働法がございまして、これら三省庁が特に關係の深い官庁でございます。これにつきまして、最近の事故にかんがみまして昨年の五月に局長クラス三省庁の連絡協議会を設けておりまして、定期的に問題点の協議を進めてまいっております。これにつきまして今後さらにコンビナート全体の調整という問題が出てまいりますので、この三省庁のみならず、他省庁とも現実問題として調整を図り得るようなことを仕組みとして考えてまいりたいと思ひます。

それから、特に現実の現場の監督につきまして、は都道府県にお願ひしておるわけでございしますが、れども、特に消防につきましては市町村も關係いたしまして、この辺につきましては、一方災害対策基本法の仕組みの中に地方出先の通産局とか労働省の出先とかという中央官庁の出先機関と、都道府県あるいは市町村との連絡協議会というものが設けられております。これについては必ずしも十分な活動がまままでなされておらなかつたわけでございますが、これは今度のコンビナート法の制定とも相まちまして、これを活発に運営していくということも大事かと思ひます。それから、予算面でございしますが、従来この法

律を施行いたします中核的な機関であつた高圧ガス保安協会に對しまして国からの予算はほとんどなかつたといふことでございまして、これはほんとに遺憾なこととございまして、五十年年度予算では初めて出資等も含めて拡充強化することになったわけとございまして、これも今後とも前向きに、必要な金はわれわれは絶対取るということとで対処してまいりたいと思ひます。

それから、この法律を施行するということになりますと、相当学識経験豊かな人材が必要になつてまいるのでございまして、一方、質的の向上という問題も含めて保安教育の問題も非常に重要になつてまいります。この人的問題につきましても、実は非常にむずかしい問題が一つございまして、單なる量的な補充じゃいけませんので、相当学識経験豊かな人も高度の技術を持った人を考へなくちゃならないといふこととございまして、したがいましてこの面につきましても高圧ガス保安協会の中に専門家をプールして使うといふことも仕組みとして考へてゐるわけとございまして、それから、都道府県の現場の人的構成につきましても、今回の法律改正に伴ひまして拡充強化するように都道府県にお願ひをいたしておるわけとございまして。

○中村(重)委員 工場ごとに保安要員、保安係員、さらにこれは工場長を考へてゐるようですが、保安統括者を置く、そしてピラミッド型の保安管理組織を整備する、これは企業自体の問題になる。しかし、これには強力な指導が必要になる。それから、工場の危害予防規程及び保安教育計画を都道府県がチェックすることになるのだから、これもまた都道府県の負担といふものは大変大きくなつてくる。それから、特に危険の多い設備については、その設計、組み立て段階から検査を受けさせる、従来は完成検査であつたわけですが、こうしたことは大変必要なことではあるのだ。必要なことであるからして、保安要員といふものを相当数ふやさなければならぬ。同時に予算措置といふものが当然これに伴つてくるわけだ。

こういう制度、機構をつくつたり保安強化の対策を推し進めていく上において、具体的にどのように変わつてくるのかといふこと、それから国自体としても都道府県としても、人の面においてどの程度増強させるのか。いま局長の答弁では、都道府県に對してもお願ひをするといふことを言つてゐる。單なるお願ひではどうにもならないわけなんだ。その裏づけとなるところの予算措置といふものが考へられなければならぬ。そうした具體的なことについてどう考へてゐるのか、どう措置することになるのかといふことをお答えになるのでなければ、あなたの方の單なる願望に終わるじやないか、その指摘せざるを得ないわけだから、そういう点についてこの際はつきりしておいていただきたい。

○佐藤(淳)政府委員 この監督体制の非常に重要な要素といひまして、都道府県の保安要員、監督要員の充足につきましても、通産省と都道府県の間で毎年積極的な協議をやつてきておりまして、したがいまして職員数も四十四年が五百十九名であつたわけとございまして、四十八年は六百十七名といふことで、この間約百名の増加を示しております。

それから、一方国におきましても、本省と通産局の要員は、都道府県に比べますとわずかではございまして、四十四年の三十七名から四十八年の四十七名といふことで十名増加いたしております。それから、さらに来年度は、本省一名、通産局三名、五名の増員をこの関係で予定いたしております。各県につきましても、この高圧ガス関係の担当職員として最低一名程度の増員を具體的に相談いたしておるわけとございまして、そういうことで、必ずしも十分とは思ひませんが、人の充足につきましても十分と思ひます。これをいたしてゐる所存でございまして。

○中村(重)委員 都道府県に對して先ほど来私が申し上げたような仕事をやつてもらふ、それに対しては一名ぐらゐり必要だと考へて一名をお願いしたといふことになるのか、ただ単にあなたの方の

判断なのか。

それから、一名にしても二名にしても三名にしても、都道府県に對して専門の保安要員、保安係員といふものを配置してもらふといふことになれば、当然それだけの予算の裏づけがなければいけません。それに対する裏づけをしないから問題となつて、それに対する裏づけをしないから問題となつてゐる超過負担なんといふことが当然出てくることになる。だから、都道府県に對しては、高圧ガスの取り締まりを強化していく上については、都道府県の果たす役割りはどう変わつてくるのか、そのためには保安係員がどうしても何名必要だからその準備をしてもらいたい、それに対しては国としてこれだけの財政的な裏づけをいたします、そうしなければだめなんだといふことです。そうしなければ、都道府県はやろうとしてもないもので振れないから、結局それが実行されない、それであなたの方の願望に終わつてしまふといふことになる。そういう点は、当然はつきりさせなければならぬ。いまのところ、ただ単にこの程度必要なんだからそれをお願いをするといふこととでまづいてゐるのだったら、今後、私が指摘をしたようなことについてどうやっていくのかといふことを明確にしておいてください。

○佐藤(淳)政府委員 都道府県職員の人的構成につきましても、標準的な監督体制といふものを考へておりまして、その標準的な監督体制を実施するために必要な人員といふのは理論的にわれわれとしては算定いたしておるわけとございまして、この算定の基礎に基づきまして、われわれの必要人員を確保してもらふといふことを毎年予算の時期に自治省といふ協賛いたしておるわけとございまして。来年度は、こういう法律も実施されるという見通しもございしたので、自治省としましても、地方財政が非常に大変な中でございまして、すけれども、一名各県ごとに増強しようといふことに踏み切つていただいたわけとございまして。ただ、これはわれわれの要求しました人員とは違ひがございまして、これにつきましても今後とも

自治省のほうに要求してゐる考へ方でございまして。

それから、予算面とございしますけれども、従来、県の定期的な保安検査につきましても、企業側からの検査手数料によつて賄つてまいつたわけとございしますが、これは全国の収入が、都道府県関係が年間大体四億円でございしましたが、実際の支出は十億でございまして、相当な赤字のもとに行われてきたわけとございまして。そういうことで、都道府県としましてはこの予算では十分な監督体制がでないといふような声も一部にございまして、ので、今後の法律改正を機会に手数料を必要最低限度に値上げを行ひまして、都道府県の予算面における制約を取り除いて万全を期するといふことにいたしましたわけとございまして。

○中村(重)委員 予算の面において、先ほど玉置委員からプロパン爆発といふのが非常に多いといふ指摘に對して、あなたの方は、そうした事故を防止していくために今度は地域に對して保安センターをつくるというふうなお答えがあつたわけですが、保安センターを地域につくるといつても、あなたの方で今度考へてゐる予算はわずか一億にすぎないわけだ。それは用地の取得費等に充てることになるのだけれども、それでは一億程度の予算をもつて幾つもの県に保安センターをつくることになるのか。先ほどの質問に對して、あなたは地域に保安センターをつくつてそうした事故が起らないように対処していきたいと言つたのだから、当然そこらあたりも考へ方をはつきりしておいてもらいたいと思ふのです。

○佐藤(淳)政府委員 先ほど申し上げました趣旨は、若干私の説明が不十分であるいはお間違ひになつたかと思ひますが、実は各県に置きます保安センターといふものは、販売店の調査の代行機関を増強させようといふわけで、これは行政指導で設置を要請しようといふことでございまして、これは手数料収入によりましてこの保安センターが運営されるということにならうかと思ひます。

それから、今度国の予算でつくりましますセンターと申しますのは、高圧ガス保安協会の中のLPガス消費者保安センターでございまして、これは必要とするに研究所を神奈川県に設置いたしまして、技術研究をやるのと同時に全国的な啓蒙普及活動をやらせるセンターを協会の中に仕組みとして考えまして、その中に、出資といったしまして、先生いまおっしゃいました一億円を土地の手当てに考えましております、それから約一億八千万円程度の子算をもちましてLPの啓蒙普及等に充てたい、こう考えております。

○中村(重)委員 そうすると、その保安センターをどこに幾つ作るんですか。

○佐藤(淳)政府委員 昨年の四月現在でセンターとして全国に二百七十一あるわけでございまして、これは県によりまして相当ばらつきがございまして、それで、できるだけつばな保安代行ができるようなセンターをできるだけ多くつくりたいというのを考えておりますが、その辺は今後いろいろ、販売店の関係の全国組織がございまして、この辺も十分に相談しながらつくってまいりたい、こう考えております。

○中村(重)委員 いままでほとんど与党はいなかったわけだ。そして、採決の時間が迫ってくるようなにたくさん集まってきた、そしてがやがやとあいうとこで言っている。注意せぬとだめだ。

○山村委員長 御静粛に願います。

○中村(重)委員 それから、従来はボンベ等は証明書の制度であつたわけですね。今度は証明書を廃止することになるわけですね。それは保安との関係はどういうことになるのですか。保安上、証明書制度を廃止して、そして今度は刻印を押す、こういうわけでしょう。どういう発想からそういうことになったのですか。

○佐藤(淳)政府委員 現行の証明書の制度は、容器検査所におきまして検査をいたしまして、検査に合格いたしますと、そこにおきまして合格証明書を発行しておいたわけですが、どうも

この証明書とボンベ本体がばらばらになつてしまつて、それぞれ独立的に動くという問題が発生いたしてきておりますので、従来証明書の書類に記載しておいた事項をボンベそのものに刻印してしまおうということでございますから、ボンベそのものを見れば、これが検査に合格したのかして、いまいまのよう書類と物本体がばらばらに流通するといふ弊害が避けられますので、そういう保安上の観点からわれわれとしてはこれを取り上げたいわけでございます。

○中村(重)委員 いままで番号は刻印で押してあつたわけですね。しかし、それはメーカーがいままでやつておつた。今度は国がやると言うんだから、しかも証明書に書いてあるようなことを全部今度は容器に刻印を押すと言ふ。そういうことが簡単にできるのかどうかです。また、どういふ方法でもって今度は国は刻印を打つことになるのか。考え方はいいけれども実行が伴わないことではどうにもしようがない。したがって、こういう方法をやります、それは可能でありますというのを私どもが納得できるように説明をしてもらわなければいけません。

○佐藤(淳)政府委員 今度のねらいは、まさに保安上の観点からこれを考えたわけでありまして、けれども、確かにいままで証明書に書いておつたもの全部をこれに刻印するということは、なかなか實際問題としてできない面がございまして、それで、われわれといたしましては、刻印する場合の項目としましては、保安上最低限度必要な項目に限りまして刻印をするということに考えておりますが、これの内容につきましてもいま鋭意検討をいたしておるわけでございますが、大体考え方は、そういうことで保安上最低必要のものに限つて刻印するということに考えております。

○中村(重)委員 改正法律案を出しているんだ、あなたの方は、どういふことを書くかということまではまだ結論も出ていない、これから検討してまいります、そういうことで法律の改正案を出す

ことがおかしいじゃないですか。

それから、あなたは容器と証明書というものはばらばらになると言ふ。ばらばらになつてはいけないうことなんだ。刻印を押すということは、保安上の点からそういうことをするんだとおっしゃるんだけれども、刻印を押すということが保安上どう強化されることになるのかということ。いまあなたは容器と証明書というものはばらばらになるとおっしゃつた。そのために非常に困つておるのには販売業者じやないのですよ。問屋なんというところは、実際はそれを販売するとき、これは充てんをするときでも全部歩いて歩くんだから、容器と証明書というものはばらばらになつてはいけないうことについて回らなければいけません。だから、それを大変めんどろがつておる大企業があるわけですね。そういうことで、あなたの方では、そういう大企業の方から注文、こうしてもらいたいといふことを要求されて、そして刻印といたうことになるといふのが本音じやないですか。——じゃ、はつきりいまだのことでは保安上こういう点がよくないから、刻印を押すということは保安上このとおり強化されますといううな説明が当然なされなければならぬ。その点どうなんですか。

○佐藤(淳)政府委員 刻印する内容といたしましては、先ほど最終的に決定はいたしておらないといふことを申し上げましたけれども、一応の原案はすでにできておりました、容器製造業者の名称、それからその符号、それから充てんすべきガスの名称、それから容器の記号番号、内容積、バルブ、附属品を含まない質量、耐圧試験における圧力、容器検査に合格した年月日、これを刻印する予定でございます。

それから、なぜこういうことに変えたかと申し上げますと、現在新たにガスを充てんする場合に、容器証明書の提示があつて、それで充てん所がこれにガスを充てんするということになつておるわけでございますが、どうもその容器証明書を金庫なら金庫の中にしまつちやいまして、それで

充てん所にその証明書を持っていかないでガスの充てんをしまつたといううなケースが見受けられるわけでございます。そういうことではいけませんので、本体に刻印を押しておけば、これが合格したということが一目でわかるわけでございますから、そういう観点でこの書類は廃止いたしまして、本体そのものに証明書にかつて刻印制度を考えたいわけでございます。

○中村(重)委員 容器に刻印を押すことは私は反対ではない。しかし、証明書を廃止することに問題を感ずるのです。容器にペンキを塗つて、塗装されてしまつたらどうなるのです。私の品物だといふ証明はだれがどうするのですか。

○佐藤(淳)政府委員 われわれの考えておりますのは塗装した程度で消えるような刻印じやなく、相当乱暴に取り扱つても消えないような刻印を考えております。

○中村(重)委員 だから、刻印を押すことはいいから、証明書を廃止することは、これは考えものですね。それはあなたは、ペンキを塗つたぐらゐでは消えないような刻印を考えておりました、こつた言のだけれども、余り深く刻んでいったんでは、容器そのものが今度は危ないんだよ。その塗装で消えないような刻印を考えております。私の質問に対してあなたの答弁がそう返つてきたわけだ。これは立証しなければいけないからそういう答弁になるわけですね。だから、上を塗装してもそれは消えないようにするということになつてくる、相当深く刻まなければいけないんです。そういうことをしたら危ないんです。

だから、いままでは刻印が記号番号だけだったんだから、そして証明書というものによつて、これはAならAの品物である、Bの品物であるといふことがわかるように、そして不完全な容器でないように、充てんする場合にでも容器と証明書を携つていってやらなければならぬと、こつた言のわけですね。しかし、今度は私が申し上げたように、盗難に遭つて、それを盗んだ人が塗装をやつてしまつてわからないようにしてしまへば、

これは所有権争いが起こってくるわけだ。だから、ばらばらになっておるからということだけで刻印を押すということが、保安の面において最上なことであるというふうに簡単に片づけてはいけな。だから、刻印を押す、証明書も所有させる、そして必要なときにいつでもその証明書が出されるようにしておく必要がある。問屋が、これは問屋に限らないんだけれども、容器は個人の家の、所有者の家にあんだが、ある業者が容器を売ってしまったんだ。ところが、容器を売ったけれども金は返さない。それだから、今度はまた別の業者に売る。そうすると、そこで所有権争いが起こってくるのですよ。新たな物議を醸すという形が必ず出てくるわけだから、そういう点は単なる観念的なことでやってはだめなんです。実際の実情を把握してこういう制度というものは考えていくということにしなければならぬ。私は刻印を押すことそのものに反対ではありませんから、この改正法案に対して反対しようとは考えておりません。おりませんが、トラブルが起こるような危険性があるから、そういう点については慎重に対処していく必要があるということです。

それから、ドラムかんをどんだ町にばったらかしてあるのをあなたは見たことがあるでしょう。証明書をなくしたからああいいうことになりま。自分の所有であるということに対する意欲というものが薄らいでくるわけです。だから、そこらはよほどお考えにならないといけないことだから、その点に対する考え方はいかがですか。

○佐藤(逋)政府委員 この容器証明書を廃止する問題につきましては、先生からも御指摘がございましたが、実はわれわれの方としまして、これは高圧ガス審議会の中で、ユーザーの方々あるいは販売店の方々の御意見をいろいろお聞きした上で、この方法がよからうということに踏み切ったわけでございますけれども、確かに議論としては、先生おっしゃったような問題点、いろいろございしますし、またわれわれが予測しないような問題も

あるいは出てくるかとも思いますので、今後実施に当たりましては、十分に先生の御指摘になった面を踏まえまして万全を期するように注意してまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 ですから、行政指導でできるところもあるのだし、また政省令によって私が申し上げたようなことを生かしていくという道だっているわけですね。だから、私は単なる観念的に言っているのじゃないのです。これは、この法律案を審議するに当たって、私どもは私どもなりに調査もし勉強もしているわけです。それで、申し上げたようなことが具体的事実として出てくるわけなんです。その点は、いまの答弁で一応納得をいたしますから、私が申し上げたような点を十分今後には配慮してもらいたい。行政指導でいけるなら行政指導でもいいでしょう、あるいは政省令によってやる必要があるという場合は、そういう方法でやるというように考えてもらいたいと思います。

それから、高圧ガス保安協会とプロパン協会との関係はどういうことになりますか。時間の関係もありまますからまとめてお尋ねいたしますが、これは補助金の制度、今度は出資ということも先ほどの消費者保安センターの点で考えられているようですが、それはおくといたしまして、いまの出資、いわゆる補助金なんというものが中央の高圧ガス保安協会とまうりになって、地方のプロパン協会なんかはただ仕事をさせられるだけで何のメリットもないということになってくると、やはりその点で保安の意欲を失うという形になりかねないですから、そこらの考え方はいかがですか。

○佐藤(逋)政府委員 各県のプロパンの協会は、これは保安協会の有力な会員でございまして、技術基準の問題やあるいは保管基準の問題等につきましてはいろいろ御意見を賜っておりますし、非常に熱心に協会の活動に参加していただいているわけでございます。今後、保安協会の業務といたしましては、このLP関係の業務が特段と強化されるわけございまして、この強化いたす事業の中におきまして、各県に置かれますLPガス協

会に、保安検査の代行の面とかそれから一般消費者に対する普及啓蒙の活動とかという問題ににつきまして、協会の一部の仕事をお願いするということもなことも考えまして、有機的に御参加いただくということをお願いしていただきたい、こう考えております。

○中村(重)委員 私がいまお尋ねしたことは、きょうが初めてじゃないのです。もうすいぶん前から高圧ガス協会と地域のプロパン協会との有機的な連携というものが必要なんだ、その指摘に対して、いまあなたが答えになったようなことをいつも歴代の局長は答弁してきている。しかし、残念ながら高圧ガス保安協会と地域のプロパン協会というものは密接じゃないです。遊離しているのです。その実態をあなた方は御存じじゃないのです。だから、そういう実態を十分把握して、どこにガンがあるのか、問題点はどこなんだ、それをばっちり確かめて適切な指導をしていくということではなればならない。それから、申し上げたように、中央だけがよいことをして、われわれには仕事ばかり押しつけて何にもやらぬじゃないかというふうな、そういう空気だっているわけだから、その点は十分お考えにならないわけばいけません。地域のプロパン協会というものは大変重要な役割りを果たすのだから、有機的にいけるように私が申し上げたようなことが簡単に解消できるものじゃない。根は深いところにある。これは決して団体の個人的感情とかなんとかといたしたようなことだけじゃないのです。これは制度の上に問題がありますから、その点は、私がきょう委員会において指摘をしたことができるだけ早い機会にこの改められた、私どもが安心できるような、また消費者が安心できるような、そうしたお答えを期待いたしておきたいと思っております。

それから、LPガスの販売業者と製造業者に対しては、この容器の販売等についての規制があるわけですが、その他の団体に対して規制がないように思うのですけれども、その点は今後どのような

にしていこうとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。容器の販売です。

○佐藤(逋)政府委員 ちょっとお尋ね申し上げたいのでございしますが、その他の団体というのはちよつとわかりかねますので、よろしくお願いいたします。

○中村(重)委員 この容器の販売業者には規制がないわけですよ。ところが、たとえばゴムホースでもってLPガスをお座敷まで引張ってくるというふうな形で、長いホースを使っている。ところが、都市ガスと違って、LPガスは容器より自然気化するわけですよ。したがって、発生量には限定があるわけですね。だから、発生量を超過するような消費設備というものがあつては、申し上げたように長いゴムホースなんかを使っていると、今度はガスが不足するという形になるのです。都市ガスと違いますから。そこに不完全燃焼というものが起こってくる恐れがあるわけですが、消費者が何にもわからないで、プロパンに買いましますから長いホースを下さいと言つてホースを買いますから、その点で、その買いに来た者に販売業者は売ってしまうのです。そして、それをつけるのです。ところが、私が申し上げましたように、これはLPの場合は容器から自然気化することになる。発生量には限度がある。そこからこの消費設備と発生量とがそぐわない形になってくると、どうしても不完全燃焼というものが起こってくるのです。そうなってくると、容器を販売する業者にやはり規制が必要になってくるということになる。これはLP業者というものはよくわかつているのですよ。LP販売業者はそこらあたりは知識を持っています。一般の販売業者はわからない。そういう点は、その簡単な問題じゃないのです。だから、容器の販売をするに当たっては、それだけの知識を持たせる必要があるということなんです。その点を何かお考えになってはいらっしゃらないのか、こつと言つたのです。私はさっきだいたいお考えでばつと浮かんてこなかったのですが、こんろですね、元栓からこんろまでの間を長い

ホースを使っている家庭があるのです。都市ガスは何も問題ないのです。LPガスは容器から自然気化するところに問題があるわけです。お答えができませんから、きょうは、後で検討するということであつても結構なんですけれども、知識を持ってLPガスの販売業者だけに容器の販売を限定するというにはあるいは問題があるかもしれない。しかし、少なくともこうした爆発性があるところのその容器等を販売するに当たっては、やはり欠陥品を売ることにもなりましようし、私が申し上げましたように、これは適当でない販売をするということにもなつてまいりましようから、その点は十分お考えになる必要があるのではないかとこのように考えます。いかがでしょう。

○佐藤 政府委員 先生がいま御指摘になつたような問題につきまして、ただいまは基準を作成いたしておりますが、まだ完成をいたしておりません。ただ、非常にいろいろなケースが考えられますので、早速今度できますLPの消費者保安センターの重大な項目として取り上げまして、先生の言われました問題点の解明を急いでやりたいと思ひます。

○中村 委員 それではこれで終わりますが、冒頭申し上げたように、もう改正案の内容はよろしいのです。ですから、この改正に伴うところの予算の面においてあるいは人的な面において十分内容を充実する措置を講じてもらいたいということとを私は強く要望いたしておきたいと思ひます。ともかく爆発事故を絶対に起こさない、そうした考え方の上に立つて対処してもらわなければなりません。いままでのいろいろな事故の経験から、不備の点を補つていかなければならないということと今回の改正法案を出したになつたのでしうから、それはそれで結構ですが、しかしこれだけでは問題の解決にならないということを申し上げておきたいと思ひます。

○山村委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○山村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山村委員長 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山村委員長 本法案に対して、塩川正十郎君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党五党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 ただいま提出いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、公共の安全確保に万全を期するため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 コンビナートにおける地震対策、不均等地盤沈下対策等を含め、その保安を確保するため、関係行政機関の有機連携、協力体制の強化、総合的保安対策を担当する主務省庁の明確化及び企業間の共同保安体制の強化を一層推進するとともに、コンビナート保安に関する基本的な政策を早急に樹立すること。

二 一般家庭の液化石油ガス消費に伴う災害の

絶滅を期するため、消費者に対する啓蒙・指導の徹底及び消費設備、安全機器等の改善を図るとともに、販売事業者に対する監督・指導の強化に努めること。

三 高圧ガス保安行政体制を一層強化するため、国及び地方公共団体の組織及び予算の充実に、必要の人員を確保するとともに、保安行政に現場従業員及び一般消費者の意見を十分反映させることとし、省令の改正等に際してもこの点を配慮するよう努めること。

以上であります。

決議の各項目につきましては、委員会における質疑等を通じてよく御理解いただけることと存じますので、個々の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山村委員長 起立議員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、付帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通産大臣。

○河本通産大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、行政に万全を期する次第でございます。

どうもありがとうございました。

○山村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山村委員長 次回は、来る二十五日午前十時理事會、午前十一時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時五十二分散會

石油開発公団法の一部を改正する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律

石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「探鉱」を「探鉱等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「七人」を「八人」に改める。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「海外」の下に「及び本邦周辺の海域」を、「石油等」の下に「オイルサンド及びオイルシェール」を含む。以下同じ。

「を加え、及び資金の貸付け」を削り、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得（公団以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、通商産業省令で定める期間内における公団以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。）を行うこと。

第十九条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取（これに附屬する精製を含む。以下同じ。）に必要な資金を供給するための資金の貸付け（石油等の採取に必要な資金を供給するための資金の貸付けにあつては、外国の

政府機関（これに準ずる法人を含む。）で石油等の探鉱及び採取の事業を自国内で行うものに対する当該資金の貸付けであつて、石油等の探鉱に必要な資金を供給するための資金の貸付けと併せて行うことが必要なものに限る。）を行うこと。

第十九条第二項中「前項第七号」を「前項第九号」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第三十五条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第十九条第一項第七号、第二十条第二項」に改める。

第三十八条第三号中「及び附則第九条の二第一項」を、「附則第九条の二第一項及び附則第九条の三第一項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強を図るために必要な施設の設置（一）以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 第三十五条の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するため石油開発公団の業務に海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利を取得する業務等を追加するとともに、臨時の業務として同公団に石油の備蓄の増強を図るために必要な施設の設置に要する資金の出資及び貸付けを行わせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の実態を調査して」を「をめぐむ経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため」に、「その円滑な実施を図るを」を「中小企業の構造改善を推進する」に改め、「健全な発展」の下に「と国民生活の安定向上」を加える。

第三条の見出しを「（中小企業近代化計画）」に改め、同条第一項中「きいて」を「聴いて」に、「中小企業近代化基本計画（以下「基本計画」という。）を」「中小企業近代化計画（以下「近代化計画」という。）」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 当該業種に属する中小企業の近代化を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

ロ 当該業種に属する事業が国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給するものであり、かつ、その業種に属する中小企業の近代化を図ることが国民生活の安定又は向上に資するため特に必要であると認められること。

第三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次のイ又はロに掲げる事項

イ 製造業にあつては、目標年度における製品の性能又は品質、生産費その他の近代化の目標及び製品の供給の見通し

ロ 製造業以外の業種にあつては、イに掲げる事項に準ずる事項

二 新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産又は経営の規模又は方式の適正化、競争の正常化又は取引関係の改善その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

三 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、第一項の規定により近代化計画を定めるときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行う中小企業者又は当該中小企業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする団体に対し、必要な指導を行うものとする。

4 主務大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、近代化計画を変更するものとする。

第三条に次の一項を加える。

5 第三項の規定は、前項の規定により近代化計画を変更した場合に準用する。

第四条及び第五条を削り、第五条の二第一項中「指定業種のうち」の下に、「経済事情の著しい変化に対処して緊急に」を加え、「国際競争力を強化するため緊急に」を「国民経済の健全な発展又は国民生活の安定若しくは向上に資するため特に」に、「行なう」を「行う」に、「生産を」を「新商品又は新技術の開発、生産に改め、同条第二項中「前項」を「前各項及び第十八条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第四条とする。

2 特定業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う中小企業者を構成員とする商工組合等（以下「特定商工組合等」という。）は、関連業種（その業種に属する事業と特定事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして主務大臣が特定業種）に指定する業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特

定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 構造改善事業の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 特定商工組合等が構造改善事業を実施する場合において、必要な試験研究費に充てられたその構成員又は関連事業者に対し負担金の賦課をしようとするときは、その賦課の基準があつた場合において、その構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第六条の前に次の一条を加える。

第五條（中小企業新分野進出計画の承認等）その業種に属する中小企業の供給する物品又は役務に対する需要が需給構造その他の経済事情の変化による著しい影響を受けていることその他の政令で定める基準に該当するため、当該業種に属する事業以外の事業の分野への進出を促進することが特に必要であるものとして当該業種に属する事業を所管する大臣が指定する業種（以下「進出促進業種」という。）に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、その構成員たる中小企業者の新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施又はその成果の企業化、需要の開拓、進出促進業種に属する事業の用に供している設備の処理その他の事業（以下「新分野進出事業」という。）について中小企業新分野進出計画（以下「新分野進出計画」という。）を作成し、こ

れを主務大臣に提出して、その新分野進出計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出計画が、当該進出促進事業に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができ、事業の分野への進出に係るものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

3 第一項の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であつてその承認に係る新分野進出計画に定める設備の処理を実施しようとするものは、設備処理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その設備処理計画がその承認に係る新分野進出計画を円滑に実施するため適当なものである旨の承認を受けることができる。

4 前条第三項の規定は新分野進出計画に、同条第五項の規定は第一項又は前項の承認及びその取消しに準用する。

第六条中「実施計画を『近代化計画』に、若しくは前条第一項を『第四條第一項若しくは第二項』に改め、『構造改善事業を』の下に、実施し、若しくは前条第一項の承認に係る新分野進出計画に従つて新分野進出事業を」を加える。

第七条第一項中「基本計画を『近代化計画』に、

「第三條第二項第五号又は第六号の」を「生産若しくは経営の規模若しくは方式の適正化に関する事項又は競争の正常化若しくは取引関係の改善に関する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう者（以下「関連事業者」という。）を「行う者」に、「当該関連事業者を」を当該事業を行う者に改める。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上し」を「近代化が著しく促進され」に、「基本計画を『近代化計画』に改め、同条第二項中「第五條の二第一項を『第四條第一項』に、「特定事業に属する事業（以下「特定事業」という。）を「特定事業に、「行なう」を「行う」に、「生産性が著しく向上する」を「近代化が著しく促進される」に改

め、同条第四項中「前三項を」前各項」に、「若しくは第二項を」から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前三項を」前各項」に改め、「指定事業を行なう」を削り、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を併せてに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、第四條第二項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものに對し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行う他の法人である中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる法人である中小企業者と合併し、又は特定事業を行う他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者若しくは当該承認を受けた関連事業者たる中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立し、かつ、それにより当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められる旨の承認をすることができ、特定事業以外の指定事業を行う中小企業者が同項の承認を受けた特定商工組合等の構成員たる中小企業者であつて特定事業を行うものと当該承認に係る構造改善計画に従つて合併する場合であつて、その合併により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されることとなることを認められるときにおける当該指定事業を行う中小企業者及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、当該承認を受けた特定商工組合等の構成員たる法人である中小企業者であつて特定事業を行うものと合併し、又は当該特定事業を行う法人である中小企業者に対して出資し、若しくは当該特定事業を行う中小企業者とともに出資して特定事業を行う法人（会社又は企業組合に限る。）を設立する場合であつて、その合併又は出資により当該特定事業を行う中小企業者の事業の近代化が著しく促進されること

となることを認められるときにおける当該関連事業者たる中小企業者に対して、同様とする。

第九條中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 商工組合等が、第四條第一項の承認を受けた構造改善計画若しくは第五條第一項の承認を受けた新分野進出計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、又は第四條第二項の承認を受けた構造改善計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者若しくは当該関連事業者たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置・工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該構成員たる中小企業者又は当該関連事業者たる中小企業者がその負担を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、その負担金について特別償却をすることができ、

3 第五條第三項の承認を受けた中小企業者が当該承認に係る進出促進事業に属する事業の用に供している減価償却資産の廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第十七條第一項中「基本計画若しくは実施計画を『近代化計画』に、当該指定事業に属する事業を行なう」を「当該指定事業を行う」に改め、同条第二項中「関連事業者を」を「当該中小企業者の事業と競合し又は関連する事業を行う者に」、「当該関連事業者を」を「当該事業を行う者に」に改め、同条第三項中「第五條の二第一項を『第四條第一項又は第二項』に、「商工組合等」に對し、を「特定商工組合等に對し」に改め、「実施状況について」の下に、「第五條第一項の承認を受けた商工組合等」に對し新分野進出事業の実施状況についてを加える。

第十八條を次のように改める。

（主務大臣等）

第十八條 この法律における主務大臣は、当該指

定事業を所管する大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める大臣とする。

一 第五條第一項若しくは第三項の承認又は新分野進出事業の実施状況に係る前条第三項の報告の徴収、当該進出促進事業に属する事業を所管する大臣及び当該新分野進出事業によつて進出しようとする事業を所管する大臣

二 第七條第二項の報告、第十條第一項の指導又は前条第二項の報告の徴収、当該報告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行う事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行う事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）

2 主務大臣は、第四條第二項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連事業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第一条 改正前の第五條の二第一項又は第八條第二項若しくは第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の第四條第一項又は第八條第二項若しくは第四項の規定によつてしたものとみなす。

（地方税法の一部改正等）

第二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十号を次のように改める。

十 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四條第一項若しくは第二項若しくは沖繩振興開発特別措置法第二十

条第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は中小企業近代化促進法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する土地で政令で定めるもの

1 前項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第四條 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える改正規定中第七百一十條の三十四第三項第二十一号に係る部分を次のように改める。

二十一 中小企業近代化促進法第四條第一項若しくは第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従つて実施される構造改善事業又は同法第五條第一項の規定による承認を受けた新分野進出計画に従つて実施される新分野進出事業の用に供する施設で政令で定めるもの

(中小企業信用保険法の一部改正)
第五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「事業を行なう」を「事業、同法第四條第二項の承認を受けた構造改善計画に係る構造改善事業又は同法第五條第一項

の承認を受けた新分野進出計画に係る新分野進出事業を行なう」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正等)
第六條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「きいて」を「聴いて」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に改め、同項第一号中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第二号中「生産性の向上」を「近代化」に改め、同項第二項中「第四項まで、第四條及び第五條」を「第五項まで」に、「近代化基本計画」を「近代化計画」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「行なう」を「行う」に、「第四條第一項、第五條第一項」を「第三條第四項」に改める。

第二十條第一項中「行なう」を「行う」に、「において」「商工組合等」とを「及び次条において」「商工組合等」とに改め、「構造改善に関する事業」の下に「(以下この条において「構造改善事業」という。)」を加え、同条第二項中「第五條の二第二項の規定は前項」を「第四條第三項から第五項までの規定は前項又は第二項」に、「及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等」を「から第四項までの規定は第一項又は第二項の承認を受けた特定商工組合等」に、「行なうもの」を「行うもの及び同項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者」に、「前項の承認を受けた商工組合等」を「第一項又は第二項の承認を受けた商工組合等及び同項の承認を受けた関連事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定業種に属する事業を行う沖繩の中小企業者を構成員とする商工組合等(以下この条及び次条において「特定商工組合等」という。)は、関連業種(その業種に属する事業と特定業種に属する事業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして関係行政機関の長が特定業種ごとに指定する業種をいう。以下この条において同じ。)に属する事業を行う者(以下この条及び次条において「関連事業者」という。又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、その特定商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。)

3 関係行政機関の長は、前項の指定又は承認をしようとするときは、当該関連業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十一條第一項中「第八條第四項」を「第八條第五項」に改め、同項第一号中「第三項又は前條第二項」を「第四項又は前條第四項」に、「若しくは第三項の承認」を「から第四項までの承認」に改め、同項第二号中「前條第二項」を「前條第四項」に、「第八條第二項」を「第八條第二項若しくは第三項」に改め、同條第二項中「行なう」を「行う」に、「第九條」を「第九條第一項」に改め、同條第三項中「行なう」を「行う」に、「については、その者」を「及び前條第二項の承認を受けた関連事業者たる中小企業者(関連事業者を構成員とする同項の承認を受けた商工組合等のうち同法第二條第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げるものに該当するものを含む。)」について、これらの者に改める。

第五十七條第一項中「第二十條第二項」を「第二十條第四項」に改める。

2 前項の規定による改正前の沖繩振興開発特別措置法第十九條第二項において準用する改正前の中小企業近代化促進法第八條第一項又は第三項の規定によつてした承認であつてこの法律の施行の際現にその効力を有するものは、前項の規定による改正後の沖繩振興開発特別措置法第十九條第二項において準用する改正後の中小企業近代化促進法第八條第一項又は第四項の規定によつてしたものと同みなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する沖繩振

興開発特別措置法の罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における中小企業をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給する中小企業についてもその近代化を促進し、及び特定の業種に属する中小企業者がその構造改善事業を関連業種に属する事業者と共同して実施することを推進するため所要の措置を講ずるとともに、中小企業の新規の事業分野への進出を円滑にするための措置を講ずること等により、中小企業の成長発展を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年三月二十八日印刷

昭和五十年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局